

本日の会議に付した事件

平成28年第2回山元町議会定例会

平成28年6月14日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成28年第2回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、7番菊地康彦君、8番大和晴美君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。

質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議 長（阿部 均君）5番伊藤貞悦君の質問を許します。伊藤貞悦君、登壇願います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。改めまして、おはようございます。

平成28年第2回山元町議会定例会一般質問、通告をいたしました伊藤でございます。今回は大綱3件、細目9件について、町当局、町長の考えをお聞かせいただくというふうなことで質問をいたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、大綱第1点、将来を見据えた町職員の採用について。

項目1、平成29年度町職員の新規採用計画について、正規職員数はどのぐらいなのか、臨時職員数はどのぐらいなのか、任期つき職員の数はどうなのか。

2つ目、平成28年度町職員の退職予定数について、それに絡みまして、それから派生してきます再任用と勤務延長について。

3つ目、派遣職員の今後の見通しについて、全国60の自治体から多くの方々に本町の仕事を手伝っていただいておりますが、今後の見通しについてそれはどうなのかというふうなことでございます。

4つ目、保育士の採用計画について、町の考えはどうなのか。

大綱第2、将来のまちづくりについて。

ことしの8月、9月、リオデジャネイロ、ブラジルのリオデジャネイロでオリンピック並びにパラリンピックが開催されますが、その4年後、これから4年後ですね、2020年には東京で我が国を挙げたオリンピック・パラリンピックが計画されておりますが、国民的、国家的な行事、それについて我が山元町においてもどのように取り組んでいくのかというふうなことで、まず1つ目は、スポーツ関連施設（宿泊を含んだもの）を整備して、選手の強化等の誘致等を考える、考慮する考えはないか。2つ目は、オリンピック・パラリンピックに向けて山元町への観光客誘致のPR活動等をする考えはないのかと。

2つ目、流出人口を減らして町の人口を定着させる、そのような施策について。

1つ目、先行投資を考えられないか。それは、先行投資というのは施設面とか人材面というふうなことで、例として、アとして、スポーツ施設の整備とか、それから奨学金を給付、今は貸与制ですが、給付制に変更できないかというふうなことでございます。

2つ目、教育機関、小学校、中学校への協力態勢づくり、その中でも一番大きな活動としては部活動へ外部人材の登用、それから活用ですね。小学校は部活動ありませんので、いろんな行事とか催し物、そのようなところに外部からというふうな考えでございます。

大綱3番目、安全・安心なまちづくりについて。

1つ目、東北地方も昨日梅雨入りをしておりますが、これから集中豪雨等があると思いますし、夏になれば雷雨とか台風というふうなことが考えられるわけですが、その集中豪雨について、その対策はどうなってんだらうかと。特に山寺川に関する対策、その1つ目としては、6号線と山寺川の交差する部分ですね、橋のかさ上げに関する関係機関への働きかけの状況結果というふうなことで、これはこれまでも何回か議会で取り上げられてきております。その結果、どうなっているのか。

2つ目は、その周辺の住宅、住民の住んでいるところですね、堤防、それから護岸、そのかさ上げも含めた工事計画はあるのか否かも含めて質問をいたしております。

3つ目は、山寺川の鷺足川の合流地点の改修に関する関係機関への働きかけの状況結果はどうなっているのか。このことについても何回も議会で取り上げられてますし、いろんな働きかけをしてしておりますが、状況的には一体どうなっているのかというふうなことです。それから町内の排水対策です。山寺川だけ捉えましたが、過去の議会では4カ所、この排水等々で危険箇所が指摘されておりますが、そのほかに抜本的なことについてどうなっているのかというふうなことをお伺いしたいと思います。

2つ目、防災無線の具体的な進捗状況について。

昨日も磯地区で火事がありまして、ちょっと小雨が降ってございましたが、防災無線が放送されました。やはり聞き取りにくいというふうなことがありましたし、やはり6月の「山元町だより」等にも出ておりますが、一刻も早い整備とか何かをしていったほうがやはり安全・安心な町、それから町民のためにもなるんだらうというふうなことで取り上げさせていただきました。

3つ目、新市街地における交番設置の進捗状況について。

この件については、私が昨年12月の段階で取り上げてお話ししたときに、坂元地区については何か見通しがあるんだけれども、つばめの杜地区についてはなかなか見通しが暗い、ただ、少し時間かかるかもしれないけれども粘り強く交渉していきますとい

うふうな話でした。その結果、現在どのような状況になっているのかというふうなことを質問したいと思います。

以上よろしくご回答いただきたいと思います。

議長（阿部 均君） 1 件目、2 件目(1)、3 件目については、町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。それでは伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、将来を見据えた町職員の採用についての 1 点目、平成 29 年度町職員の新規採用計画における正規職員数、臨時職員数、任期つき職員数についてでございますが、関連がございますので一括してご回答いたします。

町が抱えている職員の極端な年齢分布の偏在性の問題や、震災復興期におけるマンパワーの確保並びに技術系職員の絶対数の不足といった現実的な課題に加え、復興期間終了後の組織体制も勘案し、過度な財政負担を招かないよう配慮しながら本町の定員適正化計画に基づき計画的な職員採用に取り組んでいるところであり、平成 29 年度においてはおおむね 10 名前後の正規職員の採用を見込んでいるところであります。また、臨時職員については、単純労務職員と事務補助職員に大別されますが、事務補助職員に限って申し上げますと今年度は 17 名採用している状況にありますが、来年度については各課等に配置の必要性をこれから聴取した上で採用することとしているため、現時点において具体的な採用人数をお示しすることはできかねますのでご了承願います。また、任期つき職員については、年齢分布の偏在性への対応や知識、経験、技能等を有する即戦力期待の人材確保を主眼として採用することとしており、今年度は 8 名採用している状況にありますが、来年度については今後の職員確保の状況等を見きわめながら適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、2 点目、平成 28 年度町職員の退職予定数についての再任用と勤務延長についてですが、再任用制度は定年退職から 65 歳の年金支給開始までの間の生活を支えるために設けられている制度でありますことから、平成 28 年度予定者 8 名についても当該制度の活用を希望する場合全ての方が再任用の対象となります。一方、勤務延長については、定年による退職の特例として地方公務員法に規定されている制度であり、勤務延長が認められるのは当該職員の退職によって公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があること等の制約がありますことから、今後、平成 29 年度業務遂行体制を検討していく中で慎重に判断してまいりたいと考えております。

次に、3 点目、派遣職員の今後の見通しについてですが、6 月 1 日現在、職員総数の約 4 割に相当する 110 名もの職員を全国 60 の自治体等から派遣いただき、日々我が町の震災復興関連業務の遂行に多大なご尽力をいただいているところであります。平成 29 年度の派遣職員の見通しについては、山元町震災復興計画に盛り込まれた各種復興事業の進捗を勘案いたしますと当面の 2 年程度は現体制の確保が必要ではないかと考えているところであります。しかし、震災から 5 年という時間の経過に伴う被災地支援に対する考え方の変化や、派遣元自治体においては行革による厳しい定員管理の中からの職員派遣であることなどにより、職員派遣の確保は年々厳しさを増しております。加えて、熊本地震の発生に伴い、東海地方以南の自治体においては職員派遣先を熊本市を中心とした周辺自治体に変更することも予想されるところであり、来年度の派遣職員確保に向けては非常に厳しい状況にあると判断しており、これまで以上にさまざまな手法を駆使しながら職員確保に努めてまいり所存であります。

次に、4点目、保育士の採用計画についてですが、各年度における入所申し込み状況に応じ、待機児童を出さない対策を講じるべく、臨時職員や任期つき職員の制度を活用するなど柔軟な対応により保育士の採用に努めてきたところであります。また、保育士の確保については全国的に共通の懸案課題となっていることから、本町においても臨時保育士に対する交通費の支給や、今年度からは新たに任期つき職員としての保育士を採用するなど保育士の待遇改善についても鋭意努めてきたところであります。今後の採用計画につきましては、平成31年までを計画期間とする山元町子ども・子育て支援事業計画で推計している保育量の見込みをもとに保育士確保の方策の推進を図り、基本目標の達成に向けて保育士の確保についてもより一層積極的に取り組むとともに、今後5年間で3名の保育士が定年を迎えることから、その退職者の補充についても再任用制度の活用とあわせ計画的に取り組んでまいります。

次に、大綱第2、将来のまちづくりについての1点目、2020年東京オリンピック開催に向けての町の取り組みについて、スポーツ関連施設を整備し、強化の誘致等を考慮する考え及び観光客誘致のPR活動を計画する考えについては、関連がありますので一括してご回答いたします。

東京オリンピックの開催を契機としてスポーツ振興や国際交流の機運が高まることは確実であり、これと関連づけて将来のまちづくりを考えていくことは非常に重要であると考えております。現段階においては宿泊施設を含めて選手強化誘致のための新たなスポーツ関連施設を本町内に整備する計画はありませんが、県では知事を本部長とする東京オリンピック・パラリンピック推進本部を設置し、東日本大震災の被災地として世界の方々に支援への感謝の意を込めて復興する姿を伝えるとともに、復興五輪の機会を創造的復興の達成に向けて最大限に生かす取り組みを進めているところであります。

本町におきましても、県と連携しながら外国人にも対応した観光サービスや新たな魅力づくりなど観光客の誘致を進める取り組みを検討するとともに、聖火リレーを本町の市街地やJR新駅、さらにはいちご団地などを通過するルートに提案するなど、震災から10年目、創造的復興をなし遂げた我が町を国内外に大いにアピールしたいと考えております。

次に、大綱第3、安全・安心なまちづくりについての1点目、集中豪雨対策のうち山寺川に関する対策についてですが、まず国道6号の橋のかさ上げに関する関係機関への働きかけの結果及び住宅前の堤防の土どめ工事計画につきましては、橋を管理する国土交通省に橋のかさ上げについて要望したところ、橋梁自体は既に山寺川の流量等を考慮した構造で建設しており、道路管理者としては応じられない旨の回答を得ているところであります。したがって、水路の断面を拡大とした場合は河川管理者である町において取り組む必要がありますが、この箇所における豪雨時の越流は水路の断面不足というよりも上流からの流木や土砂の堆積によってスムーズな流下が阻害されていることが要因と考えられますので、まずは昨年と同様に台風シーズン前の堆積土砂のしゅんせつ、さらに流木等の除去や住宅前の護岸のかさ上げといった対策について取り組んでまいります。

次に、山寺川と鷲足川の合流地点の改修に関する関係機関への働きかけの結果についてですが、合流部の施設を所管する東北農政局に現状を説明し改修要望を行ったところ、合流部については上流の両河川の流量を踏まえ整備しているため、現時点では災害復旧

工事や先行する他地区の改良要望箇所の対応があることから、早急の対応は困難との回答を得ております。しかしながら、これを早期に解消できるよう粘り強く今後も引き続き要望してまいります。

次に、2点目、町内の排水対策についてですが、町では平成24年度に津波浸水区域を中心に排水検討業務を実施し、対策が必要な町区の谷地川排水路の合流部、花釜区の旧JR花釜踏切周辺、浅生原区の新井田橋周辺、さらには山寺区の山寺川と鷲足川合流部の4カ所を把握し、それぞれ対策に取り組んでいるところであります。

具体的には、町区の谷地川排水路と荒井川が合流する箇所については昨年度事業により改修を迫えたところであります。

次に、花釜区の旧JR花釜踏切付近の排水不良箇所につきましては、町道山下花釜線を避難道路として整備するのにあわせて改修を計画しており、本年度、用地買収が完了次第、着手することとしております。

また、浅生原区のメモリアルテラシマの南側町道にかかる新井田橋の断面不足につきましては、長寿命化修繕計画により今後かけかえ等の検討を行ってまいります。

さらに、山寺区の山寺川と鷲足川の合流部につきましては、1点目でもお答えしたとおり、引き続き改修について要望してまいります。

また、これら以外の湛水が発生する東部沿岸地域につきましては、現在、被災した沿岸部の整序化を図るべく県において山元東部地区農地整備事業を実施中ではありますが、用排水の分離や排水系統の見直し並びに水路幅の拡幅や排水断面の改良を行うとともに、排水機場の新設や既存の機場の機能増量を計画しておりますことから、これらの整備が進めば相当の排水効果が上がるものと期待しております。今後とも国・県や亘理土地改良区等の関係機関との連携を密にし、町内の排水対策につきまして万全を期してまいります。

次に、2点目、防災無線の具体的な進捗状況についてですが、昨年12月の議会定例会一般質問において伊藤議員へ回答しましたとおり、昨年度において山元町防災無線更新実施設計業務委託を実施いたしました。その成果をもとに、丘通りにおける老朽化した屋外受信機のデジタル化への更新とあわせ、個別受信機を各戸に配布する経費について本年度の当初予算に計上したところであります。

工事発注に向けた現在の進捗状況ですが、個別受信機の整備台数を確定した後に工事を発注する必要がありますことから、「広報やまもと」6月号でお知らせしたとおり、今月から7月にかけて個別受信機の設置希望調査を全世帯対象に実施する予定としております。その後、整備台数が確定次第、工事発注に向けた作業及び契約事務を行い、9月議会定例会には契約議案を提出する段取りで事務を進めているところであります。

次に、3点目、新市街地における交番設置の進捗状況についてですが、まず坂元駐在所につきましては、ことし8月から10月にかけて駐在所再建に係る設計業務を行い、来年7月ごろには建築工事に着手する予定であると伺っております。また、旧山下駅前駐在所につきましては、山下駐在所に統合する方針であり、山下駐在所の建物が平成8年の建築で耐用年数も残っていることから、当分の間は現在の場所で治安維持活動等に当たるとの話を伺っているところであります。しかしながら、町といたしましては、復興まちづくりを推進する上でつばめの杜地区に予定している駐在所の再建は不可欠であると認識しておりますことから、引き続き粘り強く要望してまいります。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）2件目(2)については、教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、将来のまちづくりについての2点目、流出人口を減らし定着させる施策のうち先行投資を考えられないかの前段、スポーツ施設の整備についてですが、現時点において活用している施設としては、牛橋公園の野球場、多目的広場、ゲートボール場や体育文化センターのアリーナ、武道場、その他真庭、山寺グラウンドなどがありますが、仮設住宅の集約候補地である町民グラウンドが使用可能になる時点で関係団体の方々のご意見等も伺い、社会体育施設の総合的な整備の必要性について検討したいと考えております。

次に、奨学金を給付制に変更についてですが、町では奨学金貸与条例に基づき、町内に住所を有し高等学校以上の学校に在学または入学しようとする有能な素質を持つ者で経済的理由により就学困難と認められる者に対して、高校生であれば年額36万円の奨学金の貸与を行うために、教育委員会の諮問機関である山元町奨学金貸与選考委員会において審査し決定しております。

震災後の奨学金貸与状況については、4名に貸与しており、2名は既に卒業したことにより貸与を終了し、現在2名に対して奨学金を貸与しております。

ご質問の奨学金を給付制に変更することについては、奨学金の財源が町単独の奨学基金で運用している現状であり、例えば高等学校入学者へ奨学金を給付した場合、平成29年3月に両中学校の卒業予定者に対し高等学校等に進学予定の92人のうち何らかの条件を付して給付する場合でも1人当たり年額36万円となり、財源不足に陥ることも考えられ、現時点での対応は大変厳しい状況にあります。このようなことから奨学金給付については今後の検討課題として捉え、流出人口を減らし定着させる観点から、先進事例等を参考に検討してまいります。

次に、教育機関、小・中学校への協力態勢づくりのうち部活動等への外部人材の登用・活用についてですが、現在、町内各小・中学校では地域の皆様からさまざまなご協力をいただき、学校教育の現場でご指導いただいております。小学校では、特産であるリンゴ栽培での体験学習や学校菜園として畑を提供していただき、野菜づくり等の指導や地域の伝統芸能である神楽や和太鼓、おけさの指導をしていただくなど、4校合計で100人近くの皆様から地域の特性を生かした学習活動の実践に積極的に取り組んでいただいております。教職員では担うことができない専門的な知識や技術を学ぶことによって、ふるさとのよさを再認識できる非常に貴重な場面であると認識しております。中学校では、部活動の外部指導者として運動部や吹奏楽部等で指導していただいております。これまでも群中体連の各種大会等では優秀な成績を上げるなど大きな成果を上げてきております。

なお、外部指導者の登用については、一部県教育委員会で展開している運動部活動外部指導者派遣事業を利用し、学校と調整を行った上で受け入れを行っております。

今後も地域の人材を学校教育の場面で十分活用させていただきながら、児童・生徒の健全な育成に努め、魅力ある学校づくりを推進し、人口流出防止の一翼となるよう今後も取り組んでまいります。以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。それでは再質問をさせていただきます。

まず最初に、町職員の採用についてでございますが、昨年、平成27年度は、この段階で山元町職員採用試験の案内がもう出ておると思いますが、現在、28年度段階のこれはできているのかどうかお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。採用計画につきましては、内容的にはほぼ固まっているというふうな状況でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。昨年は、試験区分・職種・採用予定人員は、初級行政職種の若干名、それから土木で若干名とありますが、結果的には10人近くの方を採用しておるようですが、この若干名というのはどの程度までの若干名を想定して平成29年度はおるのかお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。募集の際、1名2名というふうな形の表現ではなかなか応募する方の意欲も期待することは、余り期待できないんでないかというふうなこともございます。そして、実際募集する際におきましてこの若干名という表現については広く認められているところであります。加えて、採用に当たり試験等の実施の結果、非常に優秀な職員というような方もおろうかと思えます。よって、この場合に柔軟に対応できるようにという視点から、1名とかという固定的な表現ではなくて、若干名という中で広く優秀な人材を確保すべく考慮してこのような表現を用いているというところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。

それから、採用というのは正規職員の採用だろうというふうに私は考えるんですが、任期つき職員というふうなことは条例的には1年間というふうな、いわゆる期間を限って従事させるというふうなことだろうと考えておるんですが、これに間違いはございませんでしょうか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。議員のご理解の部分に若干修正といいますか、ご理解を変えていただく必要がありますけれども、現在の任期つき採用条例におきましては、採用して最初は3年間と、その後1年間ずつ更新をして5年間まで採用できるという制度でございますので、ちょっと議員の認識、ちょっと足りない部分あるのかなというふうに思いますので、そこのところを軌道修正していただくと幸いです。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。条例上は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務と一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる業務について任期つき職員を採用すると。いわゆる1年更新というふうなことで最大3年だというふうに私は解釈しておりましたが、それで間違いありませんね。

総務課長（島田忠哉君）はい。基本的に最初の採用の段階で3年間で、その後1年間・1年間で最大5年間というふうなことでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。わかりました。

続きまして、いろんな観点からいきますと、退職者とそれから再任用というふうな、数をはっきりしないいろんな形で、条例には、職員の条例にはちゃんと人数も出ておる関係で、そういうふうなことから考えていくと、まず続いて、再任用というのは、山元町職員の再任用に関する条例がありますので、その条例を生かしてるんだと思いますが、個人の希望で再採用というふうなことで間違いありませんね。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。冒頭、町長の答弁でお示しされましたように、基本的にこの再任用制度という制度につきましては、年金制度改革に対応するために、順次年金の支

給が繰り下げられていく、その間の無給期間を埋めるための制度というのが本来の制度趣旨であります。

本町におきましては、震災復興事業に係るマンパワーの確保というふうな部分と年齢分布の偏在性というふうなことの現実的な課題を考える上で、こういった制度上認められているものを活用しながらこれらの問題に対応していくというふうな趣旨で運用させていただいており、その任用に当たりましては、個人が希望するということが大前提ではございますけれども、その結果、選考によって採用されるというふうなことになるので、必ずしも本人だけで全てというふうなことで完結するものではないというところをご理解いただきたいと存じます。

済みません。私が今答弁の中で「年金の支給開始年齢が繰り下がる」というふうな表現をしてしまいましたが、意味合的には、60歳支給であったものが62歳、63歳と順次「引き上げられる」ということでございますので、ちょっと誤った使い方をしてしまいましたので訂正させていただきます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。再任用は、一番最初のスタートは個人の希望ですよ。その希望がなければ、いわゆる再任用の試験や筆答問題とか面接とかっていうふうなのは発生してきませんので、希望というふうなことになるんだと思うんですね。それは間違いないと思います。それはよろしいです。

それでは、勤務延長についてですが、これは役所側の要請というのがスタートだと思うんですが、これについて間違いありませんか。

総務課長（島田忠哉君）はい。勤務延長の関係につきましては、これは定年退職日に退職する地方公務員法で定められている退職制度の特例であります。ただいまご指摘のありましたように、組織運営において特段の合理的な理由が前提となるというふうな観点におきましては、言うならば組織のニーズといいますか、それが優先するというようなことでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。勤務延長制度の概要については、国家公務員法第81条の3を参考に多分地方公務員法がつけられているんだろと私は解釈してましたが、勤務延長を行うことができる、このことについては当該職員を定年退職日以降も当該日に従事している当該職務に従事させるために引き続いて勤務させる制度というふうなことから、今お話があった地方公務員法第28条の3項の特例というふうなお話があったんだろと思いますが、間違いございませんか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。基本的にはただいま伊藤議員ご指摘のとおりでございます。国家公務員法を受けて地方公務員法でその趣旨が踏襲され、地方公務員、我々におきましては地方公務員法が上位法となりまして、これを受けて条例で規定をし運用するというふうなことでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。この勤務延長制度について、山元町には条例というのがございますか。あるかないかお答えいただきたいと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。山元町におきましては、昭和58年の条例第22号で山元町職員の定年等に関する条例を定めており、この第4条に根拠規定を置くというふうなことになってございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。今お話があった第4条「再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は」というふうな、多分その条例を指しているんだろと

と思いますが、ということは再任用と同じというふうな、勤務延長と同じというふうに町では解釈しておるのかどうなのかお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい。前提を一旦確認させていただきますが、私が申し上げました当該条例の第4条というふうな部分につきましては、見出しにおきまして「定年による退職の特例」というふうなことで、細かい話はいたしませんけれども、そこにその定年延長の特例規定が規定されているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい。わかりました、100パーセント納得したわけではありませんが。

町長にお尋ねします。この制度は大分前からあったわけですが、なぜ平成28年度、本年度から導入をしたのか、そのことについてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほども基本的な部分お答えしましたが、この点をまず少し認識を深めていただければありがたいというふうに思います。

町が抱えている職員の極端な年齢分布の偏在性があるというふうなことを先ほど申し上げました。例えば勤務延長なり再任用、任期付きの職員を除く職員、この関係を改めてご紹介をさせていただきたいというふうに思いますけれども、うちの町の場合は、30歳から40歳までのいわゆる中堅層といいますか、こういう部分が86名おりまして、全体の53パーセントでございます。次に多いのが44から59歳、46名で28パーセント、一番層が薄いのが19歳から29歳まで、22名ということで14パーセントでございます。いわゆる上と下の層が薄くて中間層が厚いというバランスに欠けた年齢分布がございます。

そういう中で、ある一定の経験あるいは一定の事務処理能力、そしてまた管理職に求められるマネジメント能力ですね、こういうものなどを相当程度勘案する中で具体の人事を進めていくわけでございますけれども、加えて、現在この復興期間における業務の量、そしてまた今まで経験してない業務の質、これに対応するためにはやはり一定程度のスキルを持った職員、とりわけ管理職であり班長職、この人材をいかにして確保するかということが求められております。管理職だけに限って言えば、議員もここに同席させていただいております管理職の顔ぶれを見ていただいておりますとおわかりのとおり相当程度、県を中心として外部に依存をしなくちゃならない、そういう状況にあるというふうなことでございます。限られた管理職候補といいますか、そういう中で、先ほど申したような一定の対応をしていただく人員をどういうふうに確保するかという中で、必要な場所については外から、そしてまた今回そういう中でもこれ以上県なり外部のほうに管理職を依存するというのはなかなかできない相談だというようなこともございまして、今年度から2名の管理職を引き続き勤務延長というふうな形で力をかしていただいているというふうな、そういう状況、考えでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいま町長から2名というふうな数字が出ました。3名というふうな、私どもは、私は解釈してるんですが、2名というふうなことで間違いございませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。勤務延長は2名でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。制度上、坂元の支所は公民館を兼ねているんだろーと思います。館長職も兼務してるんだろーと思いますが、この方については別扱いというふうなことになるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。坂元支所につきましては再任用というふうな形での関係でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。再任用というふうなことでございました。わかりました。

基本的に再任用というのは管理職には普通は登用されないというふうに私は解釈しておったんですが、そこはちょっと違うんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。再任用制度の中でそういう制約は一切ございません。

5番（伊藤貞悦君）はい。平成28年度に定年退職されて再任用されている方の中で、そうするとお一方はいわゆる管理職と、それ以外の方は一般職というふうに捉えてよろしいんですね。

総務課長（島田忠哉君）はい。再任用の場合で、現役時代の職務の級、課長級であれば5級と6級というふうに区分けされます。6級と5級の違いは、課長になって5年を経過すれば制度上6級職に格付されると。この現役時代6級であった職員が再任用された場合の職務の級の格付であります。本町におきましては、ちょっと、議員、ちょっと説明くどくなるかもしれませんがお聞きをいただければと思います。山元町が再任用制度を活用するというふうな部分につきましては、年金制度対応ということと震災復興期におけるマンパワーの活用、確保という大きな側面を有している。このマンパワーの確保の観点から、6級で退職された課長級の職員を処遇するに当たりまして、亘理町同様でございますけれども、1級下の格付で処遇する。そうしますと5級になります。5級でライン職ではなくなりますので、ライン職であれば課長という表現であります。ラインではなくスタッフの位置づけになりますので、補職が与えられます。その場合に参事職というようなことになります。参事職でも5級でございますので、5級の者に対しては5級の管理職手当を支給をし、それまでの長年培われた知識、経験、技能、こういったものを側面的に発揮をしていただき、若手職員の指導、育成にも発揮をしていただくとともに、町長が申しあげましたように、管理職の中でも年齢分布の偏在性がゆえに若くて管理職になるような方についても、その管理職、議会対応も含めてでございますけれども、管理職としての素養なども一定の指導をしていただくという中でそのような処遇対応をさせていただいているという状況でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。説明はわかりました。

もう1点、この勤務延長についてお伺いしますが、条例というか、制度上、前職、いわゆる簡単に言うと、そのままの地位とかそのままの課にとどまるというふうなことが前提なのかと思いますが、今回はそうでない例もあったように見受けられますが、そのことについてはいかがなんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。必ずしもその職にとどまってということばかりでなくて、その方の持つ専門性、経験というふうなものをどう今のこの困難な状況の中で生かしていくのかというふうな、そういう視点、観点で対応をしているところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。この勤務延長については、条例上、原則1年、最大3年というふうに私は判断しておるんですが、そのことについて間違いはございませんでしょうか。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。議員お見込みのとおりでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。今後もこの制度を活用なさっていくのかどうか、町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほども1回目の質問でお答えさせていただきましたように、今後29年度業務遂行体制を改めて検討していく中で慎重に判断をしていきたいというふう

に考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。この制度は、退職してから5年間はその退職した方々に有効に活用されるというふうに解釈しておるんですが、そのようなことはございますか。もしかすると再任用だけで、勤務延長はそこに抵触しないのかどうか、この確認なんです。再任用は、退職してから、やめて仕事を離れていても5年以内であれば再任用可能ですよね。勤務延長もそれに該当するのかどうかというふうなことなんです。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ただいまのお尋ねでございますが、勤務延長は定年の特例で運用されるもの、よって退職して5年以内の範囲の中であれば再任用可能というものとは趣旨が違うというところでご理解いただければというふうに存じます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。再任用と勤務延長につきましてはわかりました。

やはり町民は、どうなっているんだと、わからないことがたくさんあると思いますので、やはり公正公平な原則的な面から私は今回一般質問いたしました。このことについても何かの機会を通じて町民に周知徹底できるような形でお話をいただければというふうに考えております。

最後に、この再任用職員についてですが、確認をしておきますが、管理職手当は、延長は当然でしょうけれども、再任用の職員については出されていないわけですよね。

総務課長（島田忠哉君）はい。答弁の繰り返しになってしまいますが、現役時代に6級であった職員の再任用の処遇につきましては1ランクダウンの5級で処遇する、5級、いわゆる5級。6級については管理職の位置づけになりますので、そのようなケースに対しては管理職手当は支給しているというふうなことでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。人によっては支給されるということですね、簡単に言うとね、職のあれによってはですね、わかりました。

総務課長（島田忠哉君）はい。済みません。「人によっては」というと、大変申しわけございませんが誤解を招くおそれがありますので、「現役時代の職位が6級であった者が再任用された場合は」というところでご理解いただければというふうに存じます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。大変失礼な言い方をいたしました。現役時代の職位、職務の状況によってというふうに判断いたします。

続きまして、保育士の採用計画について、いきますが、過去5年間、保育士は新規採用されているのかどうかお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。過去5年間と申し上げますと震災以降ということではよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）震災あってからは新規職員の採用はしておりません。以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5年間採用せず、来年もなし、再来年もなし。今後5年間でまた3名の保育士がやめて、その後に平成31年度までを計画しながらというふうなことで、その間これから、簡単に言うと臨時職員を、または任期つき職員で保育所を運営していくというふうなご回答でよろしいんですね。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまの質問にお答えいたします。

まず、今後5年間の保育士の定年を迎える人数なんです、3名ございます。今のご質問ですと、震災以降も定年補充はしていないと、今後もしないのかというふうなお話かと思いますが、先ほど町長のほうから答弁、回答させていただきました内容なんです、まず従来どおり臨時職員なり任期職員の採用もあわせて考えていきたいと。正職員

の採用についても、今後3名、5年後に、5年間のうち3名が定年を迎えますので、その退職の補充についても前向きに検討していくというふうな回答をさせていただいているようなことになってございます。また、あわせて、臨時職員の処遇改善等も含めさらに検討を深めていくというふうなことの趣旨でもございました。ですので、今、伊藤議員おっしゃった、今後も新規採用の計画はないのかということ、そうではなく、退職補充に向けて取り組んでいくということも含まれているというふうにご理解いただければと思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。町長に伺いますが、過去何年もこのように採用しない、将来についても見通しが暗い、ということは、せっかく統合した保育所、第三セクターとか外部へ委託するような将来の計画があるので正規の職員を採用しないのかどうか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、外部に委託を念頭に置いているのかというお話でございましたけれども、現段階ではそういうふうな方向性はございません。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。課長から答弁がありました。臨時職員、それから任期つき職員、5月号にも6月号にも「山元町だより」で募集をしてるんですね。ところが、それに応募する方がいない。なぜなのでしょうね、町長。これははっきりしてますね。条件等じゃなくて、将来採用される見通しが無い、いわゆる地位の保障がないからだと思うんです。ですので、過去5年で約6人以上やめてると思うんですが、毎年1人くらいずつ採用して、臨時の方からも吸い上げていくような方式を考えればもっと違った方向性が出てくるのではないのかなと私個人は考えるんですが、いかがですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。臨時職員の方が将来に向けて正職員を目指してという、そういうスタイルも相当程度あるんじゃないかなというふうにお尋ねでございましたけれども、それは否定できないかもしれませんが、町としてあらかじめ臨時職員から正職員に切りかえるというふうなやり方はちょっといかがなものかなというふうに思います。例えば、それとこれを一緒にしちゃうまくないかもしれませんが、うちの町でも私が就任する前は一定程度そういう考えのもとでのいわゆる職員の採用の切りかえというんですかね、そんなこともあったようでございますけれども、やはり最初から競争試験でお入りいただくというのが今どきの基本的な形だろうというふうに思います。やはり臨時職員でという方はそれぞれのライフプランの中で臨時職員ということを目指されてということだろうというふうに思います。

先ほどお答えしましたように、任期つき職員制度を今年度からという形で、臨時職員の皆様にもいかがでしょうかというのを担当課のほうからお話し申し上げましたけれども、残念ながらその切りかえについてはどなたも希望されなかったという部分もございます。もちろん議員ご指摘の正職員と任期つきという部分での差はそれは当然なわけでございますので、必ずしも今のご指摘と私の答えが一致したお答えにはならない側面もございますけれども、私はそういうふうに思います。

ただ、もう一つ加えるならば、やはり臨時職員につきましても、これは周辺の自治体での賃金のバランスですね、これをいかに確保するか。私どもとしては先ほどご紹介いたしましたように交通手当なども支給しながらという一定の工夫はしてるんでございますけれども、さらなる改善も必要かなというふうなそういう問題意識は持っております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。誤解されておったら大変失礼なわけですが、私は臨時からそのまま採用しろということじゃなくて、同じ採用試験を受験させてその機会を与えろとい

うふうな意味でございます。ですので、いわゆる正職員を募集して正規の道を開いてなければ、臨時でも任期つきでも応募してこないというふうな趣旨でございます。

特に亘理町では、平成29年、来年度4人正職員を募集しております、保育士ですね。とすると山元町で臨時をいかに募集してもやはり人の心はそちらに向いてしまうだろうと思うんです。ですので、1人でも平成29年度正規に募集をかければ望みが出てきて、違ってくるのかなというふうなことです、再度伺いますが、町長、来年1人でも採用する計画ありませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどもお答えさせていただきましたとおり、今後の退職者の補充というようなこと、2名も含めまして、今年度以降一定の正規の職員の採用に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。つばめの杜に保育所が統合されて、何かきのうかおとといあたりで同僚議員の方もその条件とか何かの際に、時間が延長されるというふうなこともありましたね。時間が延長されれば、やっぱり職員をふやさなければそれに対応できなくなってくると思います。ただ、保育所の難しいところは、通ってくるというか、入ってくる子供たちの年齢層によってここは何人に1人とか何人に1人とかそういうふうなことがありますから、人的な張りつけとか何かは難しいだろうと、それは私も重々承知しておりますが。今回、時間をまた前に延長していくとすればそういうふうなことも考えられるし、条例も変えなくちゃならないわけですよ。

そんなふうなことも含めて、やっぱり行事とか会議とかいろんなことも含めて、特に来年度は1つに統合されるとなると外部からの見学が非常にふえてくると思うんですよ。まして町の施策で「あったかご飯事業」とかいろんなことを取り入れてきてますので、視察件数がふえてくると思いますので、プラスでも構いませんからやはり人数はふやしておいたほうがいいのだろうと思いますし、それから調理師プラス栄養士もふやすというふうなこともありますし、今度150人規模の保育所になるわけですから、その際には事務職をきちっと配備してちゃんとした施設にしたほうがいいと思いますし、やはり本庁と同じように保育士1人に1台パソコンを与えるというのもおかしいんですけども、そういうふうな時代ですので、そういうふうなことも考えていって、「子育てするなら山元町」というふうな将来を見据えた町職員の配置、それからまちづくりにしていっていただければなというふうな要望をしたいと思っております。そのことについて、もし何かいい回答があればお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに議員ご指摘のように、一生懸命頑張ってきた中でいい施設が間もなくオープンしようとしております。そうしますと、我々も今回のこの統合保育所の整備に向けては他の先進自治体の勉強もさせていただきました。今度は逆に子どもがそういうのにお応えをする、しなくちゃいけない立場にもございますので、まちづくりの状況とあわせてやはり相当程度の皆様方がお越しいただけるんだらうというふうに思いますので、今のご指摘はしっかりと受けとめる中でこれからの保育所の人員配置のあり方についても意を用いてまいりたいなというふうに思うところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。時間が大分押してきましたので、大綱第2番目、将来のまちづくりについての1点目、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連についての質問に入っていきたいと思います。

各議員さん方から、山元町の現状について一番困っているのは何か、足りないのは何

か。まずそれは宿泊施設だろうと考えております。それから、きのう、中浜小学校の震災遺構ですね、これについてもいわゆる教育施設にしたい、それで残していくんだという教育長の熱い答弁がございました。教育にお金をかける、時間をかけるという、そういうふうな狙いがあったんだろうと思います。

まず、町に人を呼び込むために必要なことの一つ最初に、最低50人程度の宿泊施設がなければ何ともいえないと思うんですね。そのために、まず4年後のオリンピックに向けて何か方策を考えられないかというふうなことで私は今回の提案をさせていただいたわけですが、回答では聖火リレーだけで、手を振って見送るだけの町では寂しいと私は思うんです、回答はそのような回答なんですけどね。もう少し前向きなお考えはないのかどうかですね、きのう岩佐秀一議員の中にはサーフィンというふうな具体的なことも上がってきましたが。これから4年間あるわけですが、前向きに考えるというふうなお考えは、町長、ありませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。私もかつて県のほうでスポーツ振興課長を3年ほど務めた経験もございますので、スポーツに対する思いは伊藤議員同様でございます。

私の場合は国体に向けた選手強化への施設整備というふうなことでございましたけれども、国挙げて世界対応するオリンピックへの対応、これは非常に先ほど申しましたように重要なことだなというふうには考えるところでございますけれども、山元町の置かれた状況を考えますと、その前に相当程度対応しなくちゃいけない部分もございまして、なかなかご提案のあったような形で一定の力をそこに注いでいくというのはなかなか頭の痛い部分がございますので、先ほどお答えしたような、1回目にお答え申し上げたような形で我々もオリンピックに参画をさせていただければありがたいかなというふうなそんな思いでございます。国体もしかりあるいはオリンピックもしかり、一定の対応をしようとするとならば一定の時間なり一定の組織も準備しなくちゃいけない部分もございまして、伊藤議員との思いは共有しながらも、なかなか現実大変な部分があるというふうなこともご理解いただければありがたいかなというふうなところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。何となく理解できないというか、何か後ろ向きだなというふうな感じを受けたわけですが。

このオリンピックを契機に観光資源を開発して、ほかからいわゆる交流人口をふやそうというふうなことも私は考えられると思うんですよ。それから、オリンピックの強化のための1つの施設だけじゃなくて、ほか外国からお客さんが来れば何が変わるかというと、いわゆる交流があるわけです。文化交流ができると思うんですよ。ということはそれは何かというと、見る、聞くというふうなことで、人を育てることができる。教育長、きのうも言いましたが、育てることができると思うんですよ。ですので、そういうふうなところに金をかけて将来の町をつくっていくべきではないかなと、新しい人の流れをつくるために私は考えられないか。

そのためには、オリンピックとパラリンピックというのもありますし、ぜひ、山元町には、過去、過去というか、車椅子バスケットを一生懸命指導して日本で何回も優勝している方が、指導者がおりましたが、震災で角田のほうに移ってしまいましたが、何とか力をかけて、そういうふうな施設をつくるとか、そういうふうな種目とかを呼び寄せるとかっていうふうなこともありますし、いろんな意味でいろんなことが考えられると思うんですね。それから、山と海もありますから、例えばスイムとロードと自転車、バ

イクのコースなんて簡単にできると思うんですよ、私は。ですので、発想の転換をして町をつくり変える、つくり直す、将来の子供たちに考えられないかというふうなことで、時間がないと町長言いましたが、4年間ありますから、ことしの夏はブラジルのリオデジャネイロ、それを見て、ああなるほどな、盛り上がったな、じゃ4年後、山元町も盛り上がるということで、そのことも考えてみる、そういうふうなお考えありませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には大いに考えたいところでございますが、きょうは傍聴席に町のその身近なところでグラウンド整備を強く要望されてる皆さんもおります。将来のこともあわせて取り組めればこれはまさに理想の取り組み姿勢になるかというふうに思いますけれども、創造的復興が道半ばの中で、当面はまず、今大きくまちづくりを書いているわけでございますので、その肉づけをしっかりと取り組んでいくということが、これを優先させていただければなというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい。わかりました。

将来のまちづくりというふうなことでお話ししてきましたが、2つ目、流出人口を減らす、定着させるというふうなことで、先行投資というふうなことで、私はあえてそのスポーツ施設を整備したほうがいいんじゃないか、いわゆるグラウンドゴルフ、パークゴルフも含めていろんなことがあると思うんですが、今一番困っているのは何かというと、子供の数が減ったとかなんとかいろいろあると思うんですが、体育協会からサッカーの協会がなくなってしまったんですね。世の中、サッカーブームどころでなくなる、どういうことかということ、やっぱり練習をしたり何かする場所が確保できないんじゃないか。それから、少年野球のチームが練習する場所がどんどん減ってきているというふうなこともあると思うんです。ですので、そういうふうなことも含めて、金にかかるかもしれないけれども、大きなくくりで、いわゆるスポーツ公園、大崎市では反対されてだめになったようですが、やはり反対する山元町民だけではありませんので、今後考えていっていただきたいなと思います。

そんな観点から、まず流出人口を減らす意味において、教育長に尋ねますが、奨学金の給付制、これはお金がかかる。お金がかかるのは、きのう話をされましたし、金を何とかできないか。例えばふるさと納税をそちらに向けるとか、町長と話し合えばいいじゃないですか。将来、山元町をしょって立つような人にお金をあげればいいじゃないですか。そのために給付制にしたらいんじゃないのと私は言ってるんです。ましてや、町の職員になったらそれを返さなくていいよとかそういうふうな条件をつければ、もっと違った案が出てくると思う。過去においては、教員になれば奨学金を返さなくていいというような制度もあったわけですよ。ですので、そういうふうなことを教育長は考えるおつもりはありませんか。

教育長（森 憲一君）はい。思いは同じにするところでございますけれども、現実には現実の教育委員会として厳しい現実があるというのもまたご理解をいただければと。ただ、我々は現在小・中学校それぞれ120名の教職員、用務員さんも含めて子供たちの指導に当たっておりますので、間違いなくこの町を担うそれぞれの立場の人材が出てくるものというふうに期待をしているところでございます。

給付制についても、今は、先ほど答弁の中で申し上げましたように、基金を活用させていただいてやっとなるわけでございます。それから、震災直後は本当に多くの自治体あ

るいは一般の方々からもたくさんのご支援をいただいて、それを子供たちに還元しながらさまざまな形で子供たちの育成に資してきているところをございますので、何らかの形になってあらわれるものというふうに期待を寄せているところをございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。震災を契機に私は若者が変わったというふうに考えております。変わった、それは何が変わったのかというと、社会全体を見る目ができてきている、この山元町の子供たちについてですね。いわゆるほかから受けた恩について、返そうという、社会性も含めてそういうふうな面が出てきているというふうに私は判断しています。

反面、この前、東鳴瀬町の教育長が来て話をされましたが、向こうは3世代同居の数が圧倒的に多い。しからば山元町はどうなのかというと、いわゆるひとり親の世帯が多いんですよ、山元町はですね。その理由は何なのかというといろんな要素があると思うんですが、その影響はもろに子供に行っているわけですね。子供に行くわけです。

はっきり申して教育にはお金がかかる、教育は時間がかかるわけです。ですので、その手助けを行政がしていかなくちやならないと思います。特に、民主党政権時代に高校の授業料が無償化されまして、お金がかからなくなっているにもかかわらず、親の責任がどんどんどんどん、ひとり親世帯になってきたりなんかして、子供を育てるのに自分の責任でやれというお声があるかもしれませんが、有意義な子供を山元町に残すためにいろいろ工夫をしていっていいんじゃないかというふうな意味から私は、その奨学金制度を無給にしろとか、いろんな議員さん方が言ってますよね、給食を少し安くしろとかですね。食べるぐらいは自分で払えというふうなのが筋かもしれませんけれども、やっぱりいろんな形ですばらしい子供たちを、すばらしい町をつくるためにすばらしい子供たちを育てていくというふうな方法をみんなで考えたいというふうなことで私は教育長に提案をしたわけですよ。ですので、種をまかなければ芽は出てこないんですよ、教育長。だから、その種を何とかみんなでまこうという考えありませんか。

教育長（森 憲一君）はい。今、議員言われたところ、ちょっと長くなって恐縮なんですけど、私も思うところはございます。それは、社会を見る目が変わった、そういうのも事実だろうと思います。私その典型的なのは、当時、震災直後、山元町にはたしか1,081名の自衛隊員が駐留してくださいました。その中で民生支援、さまざまな民生支援をしてくださったのを山下中学校の2年生の子供がその自衛隊の活動の様子を見ていて、私も命を助ける、そういう仕事につきたい、自衛隊に入りたいというふうな子供さんもおって、それが具体の形になったんだらうというふうに、それから5年もたっておりますので、そういうふうな子供もおって本当にすごいなと、子供たちは我々大人の知らないところで一生懸命学んでいるんだなという思いはしておりました。

一方で、先ほどご指摘ございましたひとり親の割合、これも本当に、私も昨年改めて各小・中学校に調査をして、小・中学校の平均でひとり親の割合が16.5パーセントです。あるクラスは、中学校のあるクラスは29パーセントでございました。実に3人に1人がひとり親、そういう中で子供は過ごしていかなくちゃいけない、自分の未来を見詰めていかなくちゃいけないという大変厳しい現実があるというのも改めて感じさせられたところをございます。そこで行政が何をできるかという部分もございますけれども、行政の前にまずそれぞれの親御さん、自分の子供が少なくとも就職するぐらいまではどうぞ頑張ってくださいと、まずそう言いたいですよ、教育委員会としては。これは私の正直な気持ちでございます。

ですから、今後、今ご指摘ございましたように、給付制のことに戻りますけれども、先ほどご答弁申し上げましたけれども、今後の検討課題として、今すぐ前向きな回答はできませんけれども、今お話しいただいたことをもとにしながら教育委員会としてもその辺を考えていかなければならないだろうというふうな今気持ちになっているところでございますので、どうぞご理解いただければというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。議長も大分お疲れのようですが、名前を間違わないようにしてください。

教育長から前向きのお話が出てきました。それ以外にもいろんなことを考えられると思いますし、いろんな方々が山元町には住んでおられます。この前の日曜日にも勤労者体育館で教育長とお会いしまして、やはりいろんな高齢者の方を含めていろんな人材の方々いろんな催しをしております。そういうふうなものを学校とか保育所とか何かうまく活用して、今後も子供たちを育てていっていただければなと思いますし、育てていきたいなというふうに考えます。

時間があと8分ぐらいしかなくなりましたので、3番目の安全・安心なまちづくりについて話を進めていきたいと思いますが、先ほど山寺川の6号線の橋は計画段階で大丈夫だというふうな計画のもとにされているというふうなお話がありました。私もあそこに何年も住んでいますが、行ってみると橋のいわゆる道路から下が細くなるんですよ、実は。橋のところまではいいんですが、橋と川底との面積というか、あれが大分小さくなってます。私の前の議員もそのところは話をしましたが、やはりそのところを少し大きくできないのかというふうなことだろうと思うんですよね。確かに竹とかいろんなもので詰まって流れが悪くなっているところもありますが、根本的にはやはり水量ですね、阿武隈山系、大分木を切ったり何かして、鉄砲水が出るとどんと来ますので。そんなふうなことで、これからも考えていっていただきたいと思いますが、もっと考えていただきたいのは、鷺足川と山寺川が合流する前に、実は浅生原というか、山下川のほうからも水が合流してくるわけですよ。もともとこの作田山のところには大堤という堤があったんです。その堤で水を受けて、それが末永写真屋さんの前からただ魚屋さんの前を通って真っすぐ花釜に抜けていたものをあそこから左に曲げて山寺川に合流させてしまってるわけですね。そのことによる影響もあるわけですが、このことについては町長はご存じでしたか。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も、プライベートな話になりますけれども、震災後、この役場周辺で仮住まいをずっとしてきた期間もございまして、この辺の地理については相当程度把握しておりますし、いろんな機会を見つけながらやはり現地を直接確認をしておるところでございまして、伊藤議員の問題提起については思いを共有するところでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。一朝一夕に直してくれと言ってもなかなか厳しいだろうと思いますが、せめて、あそこに積んでおります、6号線の周辺のところにも積んでおります、今、土のうを積んで越えないようにしてありますが、消防団の方々とか何か雨が降ると呼び出されて、土のうに砂を入れてあそこに積み直してるわけですね。土のうも1年もたないわけです。そんなふうなことです。ぜひあそこは早く対応していただければなと思いますし、それから下がって行って鷺足川に合流する前、川が細くなって、また下のほうに集落があるわけですね。ここも近年、地割れというか、あれが発生して、直し

ていただいているところもありますので、こちらもやはり対応をしていただくと非常に助かりますので、早目早目をお願いできればと思います。

そこで、町内の排水対策についてというふうなことで、先ほども話しましたが、私は震災を契機に例えば高瀬川をそのまま笠野まで、いわゆる太平洋にどんと抜いてしまうような、そういうふうな抜本的な計画とか考えはなかったのかどうか。町長はそういうふうな考えはありませんでしたか。

町長（齋藤俊夫君）はい。なかったかと言われると、そういう考えも頭の中にはありました。

これは、山元町の排水対策については、議員もご承知だと思いますけれども、農業を基幹産業としている中で農業排水をメインにした排水対策になってるわけですよ。縦のあれでいくと農水省、県の農林水産部という、そういう世界で排水対策に取り組んできていると。ですから、農業サイドの排水量をメインにした容量ですね、こういうふうになってるわけですね。しかし、その後、山下駅を中心として相当人口がふえたりと。その生活に起因する排水、これは縦系図でいくと国土交通省、県土木部と、こういう流れです。メインにしているのはあくまでも農水省でございます。町全体としての排水容量、キャパ、これが非常に限られているということでございます。そういう中で、災害復旧という部分でございますので、新たにつくるということについては残念ながら復旧事業の対象にはならないという、そういう部分がございます。しかし何とかしなくちゃいけないということで、東部地区の農地整備事業を進める中で少しでも排水機能を高めなくちゃいけないというふうな思いで、1回目のお答えでご紹介したような、少しでも排水対策の改善につながるような取り組みを広いエリアで実施をしてきているというふうなことでございます。

あえてつけ加えさせていただきますと、先ほど来の地元の排水対策もしかりでございますけれども、やはりふだんから土地改良なり県なり国なりとの連係プレーですよ。これは私も就任してもう7年にもなりますので、余りそんな話をいつまでも言ってもらえる立場でもないんですけれども、やはりこれまで取り組んできたその辺の連係プレー、果たしてどうだったのかというふうな部分もございます。さらには、地元の関係、大変お待たせして申しわけございませんけれども、これも10年、15年前からの町全体としての各行政区の課題の一つなんです。私は去年から相当な問題意識を持って一定の予算も議会にもご理解いただいてその対策対応に当たっているところでございますし、今年度の中におきましても地元の関係も含めて浅生原とか鷺足とか相当程度排水道路の関係、対応させていただきますし、ご指摘の大きな意味での町全体の排水対策につきましても県の力をかりながら対応しているところでございますので、この1年で東部の基盤整備事業、相当めどがついてきますので、もう少し時間をおかりする中でいわゆる見える形のものをご紹介できるんじゃないかなというふうに思いますので、まずよろしくお願いいたします。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。

それでは、防災無線の具体的な進捗状況について、6月号の「広報やまもと」にも載りました。ですので安心をしておりますが、問題は、もっと早くできないのか。いわゆる9月の議会で予算を通さないといけないというふうなことのようですが、やはり災害は忘れたころにやってくるわけですから、できるだけ早く早く早くというのが、善は急げというふうなことで、いいことはどんどんどんどん前倒しできないのかというふうな

ことで私は言ってるわけですが、いかがでございましょうかね。

町長（齋藤俊夫君）はい。私も安全・安心なまちづくりを大きな柱に据えて対応しているつもりでございませけれども、いかんせん、やはり危機管理室だけでも慰霊碑の建立という事業があったり、あるいは放射線量のいわゆる除染とかこういう事業等々があります。しかし、今おかげさまで全国からの派遣職員の皆さんの力があるからこそ室を設けて専門的に対応してきておりますけれども、そういう中ではやはりどうしても一定の時間を要してしまうというふうなことも事実でございませるので、やはり全体の復興を進める中で膨大な業務量、町にどのくらいあるんだと、体制がどうなってんだと、その辺の関係をご理解いただく中で叱咤激励賜ればありがたいなというふうに思います。

なお、具体の進捗状況については、担当の室長のほうからちょっと補足させていただきたいというふうに思います。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。具体の進捗状況、先ほど議員からもお話がありましたように、広報6月号で希望調査を実施すると。実はあす6月第3水曜日、行政区長さんへの文書の配達という時期でございませ、今回全戸への調査を各戸配布という形です。区長さんを通じて行うということで今実施させていただいているところでございませ。実は、町内に住所を有する方全員にということになりますので、将来こちらに戻ってこられるみなし仮設の方への調査も行います。ただ、みなし仮設の方へは7月に入ってからということで、広報の郵送のタイミングと合わせて実施させていただくと。それを取りまとめまして台数が確定いたしましたら、先ほど回答申し上げましたとおり、契約事務までの事務を進めた形で何とか9月議会にはご提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。各家庭への子機の配布はいつごろになる予定なのか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。9月議会で業者との正式契約が結ばれて、それからの個別受信機はやはり受注生産ということになります。6カ月程度かかるということになりますと2月末からということになります。ですので、来年の3月からの配布という形になりまして、実際個別受信機の配布にも直接電波が到達しにくい場所については屋外の外部アンテナを設置しながらということがございませ。今からの話でちょっと申しわけございませませんが、繰り越しも視野に入れながらもしかすると工事のほうを進めてさせていただくことになりますので、その際にはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。できるだけ早くというのは、予定台数だけでも前もって9月の議会を出して、多分通ると思ひるので、そういうのは発注だけでもしておくわけにはいかないですかね。それをやればある程度の台数は早く配布できるのかなと思ひんですが、いかがですか。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい。一括して事前に発注かけた上でということも可能なのかどうかということもあるんですけれども、実はこの財源につきましては今のところ緊急防災・減災事業ということで、起債事業100パーセント充当率の70パーセント交付税措置をいただけるという有利な起債を活用させていただくというふうに今考えております。そうしますと、交付税といたしましても皆様からの税金でということになりますので、むだな購入はやっぱりできないということになります。前にも、ことし4月になってからでしょうか、交付金事業のほうである自治体のほうで何かラジオを購入してかなり余

ってしまったというふうな何か実態もありまして、そのようなことはやはり起こしてはだめだろうということをもまず念頭に置きながら、必要個数、若干の転入・転出の部分もございますので、その辺も対応できるような台数は確保したいと思っておりますけれども、まずはある程度の想定台数を見込んでからの発注とさせていただきたいと思っております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。わかりました。できるだけ速やかにとお願いをして、終わりたいと思っております。

続きまして、新市街地における派出所というか、交番ですね、坂元は大体駅前も整備されてきておると思うんですが、具体的にどこに設置するのか、場所わかれば教えていただきたいと思っております。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。坂元の新市街地の中での駐在所の候補地でございますが、一番の幹線の道路、駅のほうへ西から真っすぐ進みまして右手、南側に公共施設用地、JAさんも入るあの区画、あそこの道路を挟んで北側のちょうど十字路の角地に予定されているということでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい。今どこかに貸してる土地、何か看板みたいのが出てるところですね。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。今、社会福祉協議会さんのほうでの地域の方のコミュニティづくりのために今お貸ししている土地ということになります。

5番（伊藤貞悦君）はい。これも来年の7月、県のほうでの予算とかいろんなことがあるからなんだろうと思っておりますが、7月というふうなことですね。

つばめの杜のほうについては、もしうまく進捗していった場合に候補地というのほどの辺を考えているんですか。

危機管理室長（菅野寛俊君）はい、議長。つばめの杜の候補地でございますが、こちらも幹線道路を役場から駅方向に向かいまして、商業用地が左手に、北側にできます。その一番大きな十字路の個別の商業用地の斜め向かいの角地という形になります。

5番（伊藤貞悦君）はい。わかりました。なかなか難しい要望とか何かというふうなことが大分あるかもしれませんが、ぜひ町のためにお力添えをいただいて、いい方向で進むように進めていただければと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）5番伊藤貞悦君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

午前11時41分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）12番青田和夫君の質問を許します。青田和夫君、登壇願います。

12番（青田和夫君）はい、議長。それでは、平成28年第2回定例会において、大綱2件、詳細7件にわたり一般質問を行います。

震災から5年が経過し、新たな市街地が形成され、また12月には待望のJR常磐線の運行が再開するなど、ようやくここまで来たかと胸をなでおろすところであります。ここに至るまでには、地元プロパー職員の頑張りとは当然のことながら、家庭を離れ、地

元を離れ、被災地我が山元町の復旧・復興のため全国各地から駆けつけていただいている派遣職員のご尽力によるものと改めて敬意と感謝を申し上げます。

復興が進むにつれ、一方では今後の町のあり方や自治体経営のあり方についても先を見据える時期が来ており、今後どのような形で町政を運営されるのか、齋藤町長の手腕が問われる時期でもあります。申し上げるまでもなく、町政運営には町長一人の力では限界があります。まちづくりにはやはり町職員一人一人の力や意気込み、情熱が必要であり、さらには我々議会議員も公職であることを再認識し、議会運営、町政運営に当たる必要があると考えております。

そこで、次の点についてお伺いします。

1点目ですが、町民の減少とともに今後町職員の数についても見直しが必要になると思いますが、町長はどのように考えているのか伺います。

2点目、職員の職務や職責、個々の業務量など適正に把握されているのかを伺います。

3点目、昨年春から定年退職者を採用されているようですが、勤務延長と再任用の考え方、個人個人で待遇が違うようですが、何を根拠にそのような対応をしているのかを伺います。

4点目、再任用職員の大部分を参事職としているが、それが本当に適当であるのか伺います。

5点目、これまで再三、人事評価制度の導入について質問してきましたが、いまだに導入されておりません。本当に導入する気があるのか改めて伺うものです。

次に、議会と執行部との関係について伺いますが、復興事業を進めるに当たり、議会への明確な説明責任が果たされない中で半ば強引ともとられる進め方をし、これまで何度も議会を軽視していないかと苦言を呈してきました。

1点目、改めて、町長は議会をどのように考えているのか伺います。

2点目、毎回の定例会を通じ一般質問において疑問を抱く場面が多々あります。町長は定例会や臨時会に臨むに当たりどのような姿勢で臨んでいるのか伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは青田和夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、人事管理と評価制度の導入についての1点目、町職員の適正規模をどのように考えているかについてですが、今年6月1日現在の町の職員は186人、内訳といたしましてプロパー職員162人、勤務延長職員2名、任期つき職員11名、再任用職員11名でございます。震災前の平成22年4月1日現在の職員数172名と比較すると14名上回っている状況にあります。これは震災復興に伴う事業の増嵩に対応するための任期つき職員の採用や再任用制度の活用によるものであります。震災復興に係る各種事業等が佳境を迎え、復興ステージが次々と変化する過程で求められる職種や人数も変動している現在、町職員の適正規模を明確にお示しできかねますので、ご理解いただきたいというふうに存じます。

なお、そういう中でも、次期管理職を担う世代の年齢層が極めて薄いという現実、そして職員の極端な年齢分布の偏在性、さらには複数の班を有する課あるいは困難な事務事業を担当する課の業務等を円滑にマネジメントするため、課長補佐を設置する必要性などを考慮しますと、これまでの人件費抑制に主眼を置いて作成された現在の山元町定

員適正化計画の目標値170人が必ずしも適正規模を示しているものではないというふうな、そんな問題意識を持っているところであります。

次に、2点目、職員の職務や能力、職責の把握ということですが、行政組織を効率的かつ安定的に運営するためには職員の能力を把握することは大変重要でございます。職員の仕事へ取り組む不断の姿勢や、その結果得られた成果等については、所属長との直接面談などを通じてであったり各種会議での発言の機会、さらには組織体制に関する各課ヒアリングの場などを通じてその把握に努めているところであります。

次に、3点目、勤務延長制度と再任用制度の違いは何かについてですが、勤務延長は定年による退職の特例制度であり、勤務の特殊性や職務の遂行上の特別の事情によって公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは町条例に基づき定年退職から1年を超えない範囲内でその職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる制度であり、最大3年間延長することができます。他方、再任用制度は、年金制度改正に伴う支給開始年齢の段階的引き上げによって生ずる無給期間を解消することを目的とした制度であり、定年で退職した職員または勤務延長後に退職した職員を1年を超えない範囲内で任期を定め、常勤勤務を要する職に最大5年まで採用できる制度であります。

次に、4点目、再任用職員の勤務形態のあり方は適正であるかについてですが、現在の勤務形態は週38時間45分のフルタイム勤務及び週31時間あるいは週30時間勤務のいずれかの短時間勤務の選択制としておりますが、地方公務員法及び山元町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づくものであり、適正に運用されていると認識しております。

次に、人事評価はいつになったら導入するのかについてでございますが、これまで平成28年からの本格実施に向け、評価者研修及び被評価者研修会等の開催等を通じ職員の制度理解に努めるなどの取り組みを実施してきたところであります。こうした中で、当初導入を予定した目標の達成度合いや、それに係る評価結果について全て文章化して評価する方式は客観性の面で疑問の余地があるとともに、評価事務が余りにも煩雑になり過ぎて職員に過度の事務負担を強いてしまうことが危惧されたことから、導入目前ではありましたが、可能な限り評価事務の簡素化、省力化に向けて評価調書様式の見直しを行うとともに、この見直しに合わせた運用マニュアルや実施要綱等関係資料の整備を進めているところであります。来月、7月上旬には評価調書及び運用マニュアルの完成を見込んでおり、その後順次、評価者となる管理職及び被評価者側の一般職員を対象に実務的な説明会を実施しながら、人事評価に向けた各職員の目標設定に係る期首面談を実施する予定としております。

なお、評価結果については、本年12月の期末勤勉手当に反映させるとともに、29年6月の期末勤勉手当への本格的な反映に向けて取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、大綱第2、議会と執行部との関係についての1点目、議会のあり方をどのように考えているのかについてですが、議会は町の政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において最終的な意思決定を行う機関であり、また執行部の行財政運営や事務事業が適正になされているか、住民の立場に立った監視を行う使命を持っているという観点からは、議会は独立した機関として与えられた権能の中でその機能が果たされる

べきものと考えております。

次に、2点目、議会に臨む姿勢についてですが、議決機関である議会と首長の関係については、ともに住民の直接公選によって選ばれるという点に留意し、二元代表制のもと、互いに尊重し切磋琢磨しながら、最終的には住民福祉の向上という目的達成に向け努力してまいりたいと考えております。今後も円滑な議案審議ができるよう議会と執行部の情報共有、町が進める各種施策についての丁寧な説明を心がけてまいりますので、よろしくご理解願います。以上でございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。それでは再質問を行います。

町民の減少に伴い職員の数についても削減するようになると思いますが、どのような取り組みを考えているのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。人口と職員数の関係につきましても、必ずしも人口減少に比例してというふうな形にはならない部分があるんじゃないかなというふうにも考えてございます。やはり一定のサービスを維持すると、そしてまた地方創生等々の町のさらなる活性化ということに取り組む中では、やはり一定の職員数を擁していなければ住民の方々の要望にお応えするのは非常に難しい側面があるというふうに思います。

これまで、ことしの場面でお話をさせていただいているとおり、うちの町は、お隣町との合併、時期尚早というふうなあの時期以降、単独自立のまちづくりを目指してきた中で、職員定数を210名から170名まで40名も削減をしてきたわけですね。これは、先ほど伊藤議員にもお答えしたかというふうに思いますけれども、私が前段申し上げました行政サービスの水準以下にというよりはやはり経費の削減という観点から170名という数字を出してきた部分がございますので、その辺はしっかりと見きわめをしながら、あるべき適正規模というものを模索すべきなのかなと、そんな考えでおります。

12番（青田和夫君）はい、議長。次に、将来を予測した場合、相当の覚悟を持って行財政改革が必要になるかと思えます。亘理町との合併が破綻した際、行財政改革計画がつけられ、労務分野の外部委託や保育所の民営化等が掲げられておりましたが、今後、町長はどのような改革を進める考えなのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに行革大綱の中にもご指摘のような記載、方向性がございますが、端的に言いますと、山元町、他の類似団体と比較いたしますと、ご指摘のありました部分の職員の割合というのはちょっと高い傾向にございます。あるいは、今どきこの自治体でも民間にお願いできるものはできるだけ民間にお願いすべきだという、そういう考え方で対応しているのが一般的でございますので、そういう部分についての考え方についてはやはりこれを大事にしていく必要があるんだろうというふうに思います。

ただ、先ほど前段の伊藤議員の質問に対して、今すぐそれをというふうなタイミングでございませぬので、現段階では復興道半ばというふうな中で仮にそういうふうな方向性を具体的に取り組むとすれば、もう少し落ちついた中でもう一度再確認しながら必要な対応をしていくべきなのかなと、そんなふうに考えているところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。時間をかけてよく検討していただいて、いい結果を出せればと思います。

次に、役場に来るたび、町長との打ち合わせを待つ職員の数の多さや、日程表でも「町長打ち合わせ」「町長レクチャー」の数の多さに驚きます。また、町長は事あるごとに「職員が足りない」「マンパワー不足」を口にしますが、そもそもこれらの原因を招いている

のは何なのかを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的には、常々申し上げているとおりやはり膨大な復興業務があるということ、それにスピード感をもって対応しなければならない、そういう状況下に置かれているというのが最大の部分であろうかなと、こういうふうに思います。

そしてまたもう一方では、震災前の一般会計で50数億円ですね、特別会計、一般会計含めても100億円程度の業務を遂行する中では170名というのは一定の体制規模だろうというふうに思いますけれども、量的に予算ベースでいくとこの5年間平均で震災前と比べると8倍に伸びております。人的には1.7倍程度という、そういうマンパワーと業務量のミスマッチがございますし、加えて、うちの町は課制をしいてますね。事務方のトップは課長、室長というふうなことで、担当班長、課長、室長という3段階の単純に言うと3階層がございます。これが市になりますと部制をしいているという、単純に言うと4段階制といいますか、市によっては部長の下に次長があったりというふうな。やはりいろんな物事を検討するあるいはまとめるに際しましても、一定の部署で一定の検討を重ねるといって、そういう体制が基本的に異なっております。今は本当に結論的な部分だけを私なり副町長が対応すればいいと、さばけばいいと、そういう状況にはございません。やっぱり職員と一緒になってもろもろ対応しませんがなかなか前に進めない、そういう状況下にありますので、議員ご指摘のような部分が残念ながらまだ続いているというふうなことがございます。

あえてつけ加えて言うなら、私もおかげさまで最近副町長も含めて一定の時間には帰れるようにはなりました。ひところから比べれば大分いい形にはなってはきていますけれども、日中の業務は相変わらずというような部分はございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。次に、(2)のほうに移ります。

職員の兼務が多いように見受けられますが、兼務の解消も含め今後どのような方策を講じるのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。兼務というのは、例えば管理職が班長を兼務しているというふうなご指摘というふうに受けとめてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

残念ながら、この復興対応の中でやはりそれぞれ分担しながら専門的に対応せざるを得ない、そういう組織編成を余儀なくされているというふうなことがある一方で、必要な人材もなかなか確保しがたいという部分もございます。要は、先ほど申しましたように絶対数が少ない中で部署の数が相当ふえてございますので、1部署当たりの担当者の数なり絶対数が少ない中で部署がふえているというふうなことがございますので、どうしても班長職を専任で置きがたい部署も一定程度ございます。これも復興のステージが変わる中で、そこの部署を廃止をする、あるいはやりくりをしながら兼務を解消すると、そういうふうな動きを毎年してきていますし、今後もせざるを得ないというふうに思っております。ただ、ここ1、2年で復興が相当程度進めば、今の部署の数を絶対数を減らすというふうになりますので、そういう中ではご指摘の兼務体制というのも徐々に減らしていかなくならないというふうに思っております。

12番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。

次に、特に管理職の兼務が目立ちます。課長職二役の兼務や、中には課長と班長を兼務し、さらに他課の参事職まで兼務を務めている職員がいるようです。ここまで特定少数の職員だけに負担を強いることは組織運営上あるいは個々の人の問題として非常に問

題があると思いますが、町長はどのような考え、人事をされているのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今のご指摘につきましても、復興のステージが変わる中で適切な業務対応あるいは適材適所というふうな観点で、いろいろとその部署部署で抱えている案件がございますので、その対応に向けて柔軟な人事配置をしてきているというふうなところがございます。今後も必要に応じてそういうふうな形をとらざるを得ない部分もあろうかというふうに思いますけれども、議員ご指摘のように、できれば、理想はシンプルにということであろうかというふうに思いますけれども、極力通常のシンプルな形のできる工夫、努力もしながら、必要に応じてまた一部兼務もお願いせざるを得ない側面もあるというふうなことをご理解いただければありがたいなというふうに思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、町長から柔軟な人事をしていると答えがありましたけれども、私がこの問題を取り上げたのは、一般の課長と、そして二役、また兼務している人の差というのをどんな形で考えるか。例えば民間で我々考える場合は、それだけ負担かけるのであれば、じゃちょっとした形の報酬のアップするとか手当をつけるとか、その辺をちょっと聞きたかったのです。ただ、今、民間のレベルの話をしましたけれども、その辺をちょっともう一回お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今の町の制度の中では民間のようなそういう兼務体制の中でプラスアルファの部分で金銭面で補うというのはちょっと難しいのかなというふうに思っております。極力、兼務の場合は、その業務が日常茶飯事に兼務体制というふうな状況には今至っておりませんが、要所要所でいろいろとお力添えをいただくというふうな、そんな考え方で兼務体制になってございます。極力特定の者に一定以上の負担がかからないようなそういう努力を引き続きしてまいりたいなというふうに思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。今、兼務のやつで負荷のかからないように努力すると町長が申しましたので、できるだけ早目に負荷のかからないようにやっていただきたいと。

次に、3点目の質問に入ります。

特定の技術を有する職員であれば、担当するプロジェクトが終了するまでといった、いわゆる技術職の定年延長については私も必要であると考えております。しかしながら一般の行政職については、後継者となる職員の育成も大事であります。そこで勤務延長すべきではないと考えますが、町長はどのように考えているのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。その部署部署によって求められるものというのは必ずしも同じではないというふうな部分がございますので、議員ご指摘の側面もそれは大事にしくちやないというふうには思いますけれども、やはり業務の必要性なりその職員の経験、いわゆるその後続く職員の育成等も十分念頭に置きながら、そしてまた全体の管理職の配置の状況なども見据えながら、必要な部署に勤務延長というふうな形での職員の配置をしているというふうなところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。それでは再度伺います。

技術職のように特別な能力が求められる職責は別として、その職員でないとその職責が務まらないなど、そのような考えは成り立つのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。一般的には議員ご指摘のような形でなくてもという……、はあろうかというふうに思いますけれども、やはり部署によっては、どこかで管理職経験したからすぐにその部署で今この大変な時期に即戦力としての力を発揮することが期待できるかというふうなこともございますので、その辺は私なりにトータル判断で対応をしてき

ているというふうなことでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。いずれにしましても、勤務延長職員と再任用職員の取り扱いについてはちょっと理解に苦しむものがあります。後継者の育成や組織の新陳代謝も含め今後の改善をどのようにするのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。組織の新陳代謝というふうなことでございますけれども、私は今この組織がいわゆる震災前と比べると大きく膨れていると。別な表現で言えば肥大化しているというふうな状況がございます。その肥大化している各部署をマネジメントできる管理職、これはプロパーのみならず、県からも相当程度の派遣を頂戴しながら対応してきているというふうなこと、さらには内部の自助努力といたしましては、これまでの山元町の年功序列的な人材登用というふうな側面からやはり将来を嘱望される有能な若手管理職を相当程度登用してきているというふうな部分も含めて、次期管理職層が極めて薄い体制の中でいろんなやりくりをしながら将来を見据えての体制を確保してきているというふうなことをご理解いただければありがたいなと思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。

次に、再任用職員の勤務体系について伺います。

復興業務の増大により、県を初め沿岸部の市町にあつては大部分が職員の再任用を行っているようです。これらの再任用職員は、副参事職や主査職として、一般事務職として務めているのが実態であります。例えば、県の課長級の再任用でも主査として任用していると伺っております。しかしながら、山元町において大部分が参事職、いわゆる管理職として再任用しているのはなぜなのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今のお尋ねにつきましても、やはり一番の要因は職員の極端な偏在性によるものでございます。傍聴席の方もいらっしゃいますので、口でお話しするよりも今私が持っている年齢分布の一覧表を遠くからご覧いただければというふうに思いますけれども、こういうふうな状況になってますね。ここが60歳、この上が再任用の部分でございましてけれども、この辺が55から59、60あたりまでが管理職がほとんど占めている。その下をご覧いただくと全然採用されてない年次もございまして、事務職に限って言えば同期で1人ぐらいしかいないという、そういう年代が続いております。多くても2人というふうな状況がこの辺まで続いておりますので。

やはり適材適所といいますか、マネジメントが要求される中で、やはり後継者の育成なり課長、室長のよき相談役として再任用の皆さんには一定の対応をしてきていただいているというふうなことでございます。そしてまた、これは復興事業がまだまだ続くという中での一定期間の暫定的な対応というふうな意味での対応であるというふうなこともご理解賜ればありがたいなというふうに思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。次に、今必要な職員は、実務に当たる職員、実働部隊であり、管理職として据えてもどれだけの効果があるのか疑問なのですが、町長はどのように考えているのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど来からの繰り返しになって恐縮でございましてけれども、それぞれの部署で膨大な業務量を抱える中で、本当に余裕のない中で、課長、室長を中心に業務分担しておりますので、そして私どもの組織のつくりというのは課長の下に課長補佐がない、すぐ班長名というふうなことでございまして、やっぱり班長からワンクッション置いたところで大局的な視点、観点、マネジメントの経験を有するという参事

職の皆さんが管理職と班長の間で立って双方をカバーすると、そういう役割、位置づけというのは、今の山元町にとっては大変必要な、私にとっても大変ありがたい配置かなというふうに思っています。

先ほど青田議員の1回目の質問の中で、定員適正化計画の目標値が170人、必ずしも適正規模を示していないという中で一つの見方としまして、やはり班が2つなり場合によっては3つもある部署、課長なんかもおるわけでございますけれども、やはりそういう部署を中心として場合によっては班長と管理職の間に立つ総括課長補佐的なそういう配置も私は大事になってくるんじゃないのかなと、そんな考えもあわせて、今の再任用での参事職の皆様には一定程度の役割を果たしていただいているというふうに思っております。

12番（青田和夫君）はい、議長。いろいろ課、室等々がふえるような話をされましたけれども、170人体制ということはなかなか難しいというのはよくわかりました。

次に伺いたいのが、再任用になった参事職の中にも、あたかも副町長にでもなったつもりで無責任な発言を繰り返し、周囲にとって迷惑な存在でしかない職員もいるようです。退職者を勤務延長や再任用する場合、本当に組織に必要なのか見極めるべきと私は考えますが、町長の考えを伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。部署によっては関係課との調整というのが非常に重要な側面がございます。そういう部署においては、やはりこれまで長年培った力というものを単に自分が配属されている部署だけじゃなくて横の連携をとってもらえるような、そういう働きも私としては相当期待をしながら配置をしていると。そういう側面もございますので、そういう中でしかるべき対応をしていただき、また力も発揮していただきたいというふうに期待もしているところでございます。

議長（阿部均君）無責任な行動、言動という、質問者の答弁には合っていないと思いますので、その無責任な行動とか言動をとっている部分について、再度答弁願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の部分については、これは私直接的に把握している部分でございませぬので、仮にそういうふうな部分があるとすればそういう部分については正していかなくちやないだろうというふうに思いますけれども、私としても先ほど言ったような一定の対応をお願いしている部分もございますので、そういう関係の中で、周りにわかってもらえるような、そういうことも私自身も努力する必要があるだろうし、本人に至らない点があるとすれば、それはまた注意喚起もしなくちやないだろうというふうに思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。しっかり町長から指導してやっていただきたい。以上です。

次に、5番目の人事評価の件なんですけれども、これまで何度も何度も質問してきましたが、一向に導入されなかった人事評価について、今回具体的なスケジュールが示されました。法律改正により人事評価が義務化されたところでもあり、着実な実施を求めたいと思いますが、どうなのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員ご指摘のとおり、私もこの問題については相当問題意識を持って就任以後から何とか早く人事評価を導入して、しっかりとその結果をいろんな面に反映させていかなければならないと、そういう思いでこれまで取り組んできたところでございますけれども、またそういう問題意識の中で体制も整備をしながらというふうな対応をしてきたんでございますけれども、先ほどお答えさせていただきましたとおり、初め

での導入というふうなことで、全て文章でやる方式なり、一部、何と申しますかね、数値化と申しますか、簡単に言うと、一般受けすることと言えば通信簿のように数値化です、いろんな項目を数値化をするというような、大きく2つの評価方式があるわけですが、それが途中で文章化から数値化での評価方式に変更したほうがこの先お互いにいいだろうと、そういうふうなこともございまして、残念でございますけれども、当初もくろんでいたスケジュールからすると大分遅れぎみの中で、ことしの12月の試行的な対応から入ると、そういうふうな状況でございます。できるだけ早く新しい内容を作成をして、周知をして導入に向けて努力してまいりたいというふうに思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。この人事評価については、できるだけ7月上旬……、試行的に12月にやると、29年の6月までには本格的に反映に向けて取り組むということなんで、できるだけ前倒しでやっていただければと思います。

次に、大綱2の(1)であります。町長は、民主主義の根底である議会制民主主義をどのように考えているのか、二代表制である地方議会をどのように認識されているのか、改めて伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。まずは議会制民主主義というふうな点でございますけれども、これにつきましては、町民が選出した代表者でございます議員で構成される議会の討議に基づいて政治を運営していくことによって町民の合意による政治という、いわゆる民主主義の理念を、これを実現しようとするものであるというふうに理解をしているところでございます。

そして、二代表制につきましては、端的に言うと立法府を構成する議員と行政の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度であるというふうなことで、国の議院内閣制とは対照的な概念だろうというふうに思っております。

12番（青田和夫君）はい、議長。わかりました。

次に、災害危険区域の設定や復興計画の策定など、これまで町の復旧・復興が遅れると連呼し、町長は半ば強引に議会の議決を求めてきた傾向があり、その都度その都度同僚議員から「議会軽視では」との声が上がってきました。その後、町長はみずからの姿勢をどのように改めてきたのか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。お尋ねの件につきましては、基本的には復旧・復興からそしてまた創生へというふうな、場面、ステージが変わる中で、やはりその場面に応じて、いわゆるTPOと申しますか、時と目的とそれを照らし合わせながらのスピード感ということが求められるんじゃないのかなというふうに思います。

まず我々、震災後を振り返った場合、先ほどお話のありました災害危険区域の問題一つとりましても、やはり被災した方々が現地で再建をしていいものかどうか、これがいろんな場面で早く町として方向性、方針を決めてほしいと、そうしなければ我々の再建がままならないというふうなそういう声もありましたし、町としても大変な犠牲者を出し、また営々と築いてきたものが一瞬にして奪い去られたという、これを二度と繰り返してはならないと。そういうふうな思いの中で、どういう安全・安心なまちづくりをすべきかという中で、災害危険区域の設定を早目にしたほうがいいだろうと、そういう考え方がございました。ですから、災害危険区域の例で申せば、他の自治体では方針を示さないばかりに現地で再建をして、その後町なり市としての方針が決まって、またそ

の区域から出ざるを得ないという、そういう事例などもあるわけでございます。

それから、急がなくちゃいけないという部分につきましては、あの年の23年の12月にこの議会で復興計画を議決をしていただく必要があったと。これは何といたっても最大のポイントだろうというふうに思います。私が個人で急ぎたくて急いでやったわけではなくて、町全体のことを思ってそうせざるを得ない場面だったということをご理解いただきませんとこの問題はいつまでたってもミスマッチになるんだろうと。一部「急がば回れ」というふうなそういうお話もこれまでも、るるいただいてきました。そういう側面もございまして、確かにね。ある案件について、みんなの合意が得られればあとは早く進められるだろうということで、合意形成に相当時間をとっても最終的には早くできればというふうなそういう趣旨のアドバイス等もいただいてきました。それもそのとおりでございましてけれども、やはり最初の段階では復興計画を策定をするということが本格的な復興に向けての第一歩になるわけでございまして、これがなければ国からの、県からの支援というものは期待できない、そういうことをお互いに共有しながら私は議会でもお認めをいただいてきたんじゃないのかなというふうに理解をしております。

もちろんそれぞれのお考えもございまして、私が今言っていることが全てだというふうには申しませんが、しかし半数以上の方がそういう方向性を期待している中で、私はそういうものを大きなよりどころとして対応してきたつもりでございまして、おかげさまで一定の時間が経過する中で落ちつきを取り戻してきた中では、ここはもう少しテンポを緩めてもいいのかなと。それはまさにステージ、TPOを踏まえたスピード感を共有しながらやっていければよろしいのかなと、そういうふうに考えているところでございまして。

12番（青田和夫君）はい、議長。復興計画とか総合計画等々の策定があつて初めて前に進む。私が聞いたのは、もっとこの中身に関して親切丁寧な説明があつて、強引な話じゃなくて、理解してそして前に進むというのが基本だと私は思っています。ですから、今、創生期に入って町並みが形成され、そして新市街地がこうなったんだと。今はよく形が見えてきたのでよくわかります。ですから、今までとは違うので、今後はやっぱり先ほど町長が言ったように、いろんな局面、いろんな場面で問題が生じると思います。そこできちんと理解するまで説明していただく、そのような願いがあつたのでこういう話をさせていただきました。

次に、大綱第2の2番目、これらを踏まえてお伺いしたい件が何点かあります。ことし3月の定例会において、我々に議案書が配布される前に数名の議員から一般質問が提出されました。その内容は、議案配布前の知るはずのない新年度予算に関するものも含まれておりました。これは、町長、何かおかしいとは思わなかったのかお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ちょっと具体の場面については頭に浮かんでできません。

議長（阿部均君）町長は記憶にないということかな。（「はい」の声あり）記憶にないということね、町長はね。（「はい」の声あり）

12番（青田和夫君）はい、議長。では別にお伺いします。予算以外にも、副町長の二人制や職員の定年延長など人事異動の内示を直前にして、待ってましたとばかりの質問がなされましたが、余りにもタイミングがよすぎるとは思わないのか、町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。その類いの関係につきましては、やはりこれまでずっと一貫して我が町の置かれた状況、窮状をこういう場でもお話をさせていただいておりますし、ある

いはふだんの業務遂行の中でもいろんな方々とそういう問題もやりとりをさせてきていただいておりますので、私はそういう日常の中での問題意識がたまたまそういうところに出てきたんじゃないのかなというふうに思います。決してそういう問題が唐突というふうなことよりは、ずっと町の置かれた状況の中で少しでもこの窮状を乗り切るための体制整備なりいかにあるべきかというふうなことでのそれぞれの問題意識がそういうふうな対応につながっているんじゃないのかなと、そういうふうに思うところでございます。

12番（青田和夫君）はい、議長。それでは単刀直入にお伺いします。これまで町長から議員に対しこの質問をしてほしいとお願いしたことはありますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。時々抱える諸問題ですね、これについて思いを共有をしていただく場面についてはそれぞれ問題意識の中で対応をしていただいているんだらうというふうに思います。前段の問題も含めて私はそのように思っております。

12番（青田和夫君）はい、議長。再度、改めて伺います。町長から一般質問をお願いする、いわゆる「やらせ」を行ったことはありませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ですから、それをとりたいと言うとあれですけども、それぞれ議員の皆さんの問題意識もあるし、私も問題意識のある中で、そういうものを早く実現できればいいなというふうな思いで、道の駅にしてもパークゴルフ場にしても、いろんな町が抱えている課題、それぞれ議員さん、ほぼ頭にあるのはそう大きな違いはないだろうというふうに思うんですよね。それがどういうタイミングでそれを取り上げられるか、それぞれ問題意識の中でしっかりと対応していただいているんだらうというふうに思います。

12番（青田和夫君）はい、議長。それではお伺いします。昨年の11月に議会が改選となりました。退任された議員から「現役時代、町長から質問をお願いされた。質問事項を紙に書いて渡され、自作自演を頼まれた」との声が寄せられました。このような事実があったのかどうか伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ちょっと記憶にございません。

12番（青田和夫君）はい、議長。記憶にないということなんですけども、では町長、今議会でも「やらせ」をしていますよね、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。特にそういうふうなことはございません。

12番（青田和夫君）はい、議長。町長から「ない」ということなんですけども、私は個人的に悪く解釈すれば手柄をアピールするための「やらせ」なのかなと、そのように思います。

そして最後に、町長、議会そして町民をだますのもいいかげんにしていただきたい。また、ここにいる議員諸君も自分の胸に手を当て、置かれている立場を再度認識し、軽率な言動は慎み、議会人として恥じない議員活動を行うよう苦言を呈し、私の質問を終わります。

議長（阿部均君）12番青田和夫君の質問を終わります。

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時20分といたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）4番岩佐孝子君の質問を許します。岩佐孝子君、登壇願います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。よろしくお願いいたします。

私は、平成28年第2回定例議会において、2件4点について一般質問いたします。

先週の土曜日、東日本大震災から5年3カ月、63カ月目の午後2時46分、私は中浜小学校の児童、教職員、地域の方々約90名の命を守ってくれた旧中浜小学校付近におりました。りんごラジオの黙祷の合図で、亡くなられた方々の冥福を祈るとともに、町民が一丸となり、地方創生総合戦略にある「キラリやまもと！みんなの希望と笑顔が輝くまち」の実現に向け突き進んでいかなければならないことを再認識し、責任の重さを痛感しました。

あの震災の日から被災した方々と労苦をともにして頑張ってくださいっております町職員の皆さん、山元町のためご尽力くださっております派遣職員の皆様、何度となくこの山元町を訪れていただいております多くの皆様様のボランティアに心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、新市街地を中心にしたコンパクトシティの概観が形となり、ようやく目に見えるようになってまいりました。しかし、新市街地の中でもメインとなるつばめの杜だけに事業が集中している感をどうしても私は拭い去ることができません。いち早くと言っていた宮城病院周辺地区、町長がサブと言っている坂元駅周辺地区、この復旧・復興状況はどうでしょうか。置き去りにされてしまっているという感情を抑えることはできません。沿岸部の復旧を最優先にと、不平不満も言わずにずっと耐え忍んできた住民がいるということを忘れていませんか。この時期だからこそ見直すことが必要であるということ、意見として声に出さなければならないということもわかってきました。

これらを踏まえ、1件目、子ども・子育て支援事業の体制の確保についての第1点目、南保育所の早期再建についてお伺いいたします。これは今回で3回目となりますが、引き続き質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

山元町は、少子高齢化率が県内でも上位に入っており、しかしことしの12月運行を再開する常磐線で東北の大都市仙台から電車で約40分から50分、常磐道の山元インターチェンジ、急ピッチで工事が進んでいる山元南スマートインターなどの交通網が整備され、通勤可能な範囲であり、土地取得もしやすく、子育て世代にとっては非常に住みやすい環境にあります。優しい町、子供の歓声が響き、それにより住んでいる地域に活気がみなぎります。少子高齢化の進むこの町で子育てしやすい環境の整備をすることは重要であります。

平成28年度当初予算の中に坂元地区における保育所設計・基本計画策定に係る業務委託料410万8,000円を計上し可決されたところではありますが、今回の山元町保育所条例の一部を改正する条例の提案によると、山元町つばめの杜地域に新たに保育所を設置し、既存保育所を廃止することに伴い所要の改正を行うものとあります。既存の保育所ということは、北保育所、そして南保育所のことです。当初予算で計上した保育所の設計業務委託料は何のためにやったのでしょうか。私には理解できません。そこで、南保育所の再建についてはいつまでに再建するのかをきちっとご回答願いたいと思います。

2点目、「子育てするなら山元町」の実現に向けてはどのように考えているのかをお伺いいたします。「子育てするなら山元町」実現については、平成27年3月策定の子ども・子育て支援事業計画、平成28年3月策定の山元町地方創生総合戦略等にも掲げておりますが、具体的の方策や現在取り組んでいる事業、そして進捗状況についてお伺いいたします。

続いて、2件目、町民の生活に密着した諸事業についてであります。

震災復興計画、地方創生事業の中に「幾つになっても安心して健やかに暮らせるまち」「安全・安心できるまち」を掲げております。その中で、震災後、高橋 厚さんが中心になり、住民の方々の速やかな対応や尽力により情報発信の臨時災害FM放送局「りんごラジオ」が設置できました。不安だらけでいっぱいだった住民に一つの光明をともしてくれたりんごラジオです。町民に情報を提供し続け、また勇気と希望を与えていただきました高橋局長さん初めスタッフの方々に感謝の気持ちでいっぱいです。このりんごラジオも今年度で事業終了予定となっておりますが、そこで1点目、次年度からのりんごラジオの継続についてお伺いいたします。

また、前回もお伺いいたしました、私は、弱者に優しい町、心の通ったまちづくり、心のバリアフリー化が図られているかが非常に疑問です。例えば町民バス「ぐるりん号」の運行ダイヤ、これは小学生の登下校、障害のある方、高齢者等の病院への通院等、また介助なしで乗降できる人でなければならないということから、障害者の方はなかなかぐるりん号に乗ることができません。また、人家から離れている場所への停留所設置について感じていることから、2点目、幼児・児童、障害を持っている方、高齢者の支援についてお伺いいたします。

以上2件4点についてお伺いいたします。心あるご回答をお願いいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、子ども・子育て支援事業の確保についての1点目、南保育所早期再建についてですが、坂元地区における保育機能等の検討については、従来のような形での保育所再建に限らず、あらゆる視点から可能な選択肢でもって再検討することをこれまでもお答えさせていただいたところではありますが、今年度については保育施設基本計画策定に係る業務として具体的な検討に取り組むこととしております。これまで坂元地区において一定の面積確保等が見込める4カ所の保育施設候補地を選定し、総事業費、周辺環境、供用開始時期などの条件についても整理するとともに、保育需要の実態や保育所に関係している皆さんの意向なども相当程度お聞きしながら、一定の機能、一定の収容規模などを検討するため、今年度の当初予算において業務委託料を措置したところであります。来月には業務に着手をし、設置場所や規模観及び運営コストなど設置の方向性を検討するための計画策定を進め、その事業の進捗状況に応じその都度関連予算をご提案申し上げ、事業を進めてまいりたいと考えているところであります。

なお、今年度末までには坂元地区に合った保育所機能をどのような形で整備すべきなのか、その具体的な施策をお示しできるものと考えているところであります。

次に、2点目、「子育てするなら山元町」の実現に向けてについてですが、そのキャッチフレーズの実現に向けては、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て・教育、定住といったライフステージに沿って切れ目のない支援策を講じることが必要と考えており、ト一

タル的かつ継続的に子育てしやすい環境の向上に向け鋭意取り組んでいるところであります。

具体的な取り組みについては、昨年度において子ども医療費助成の中学生までの拡大、放課後児童クラブの6年生までの受け入れ、「すこやか絵本事業」の絵本交付対象年齢の拡大のほか、保育所における新たな支援策として「あったかご飯提供事業」による完全給食化を実施しております。また、これらの子育て支援事業を継続するとともに、今年度の新たな取り組みとしては、妊娠・出産時の支援策として、ベビーバス、ベビーベッドを無料でレンタルする「はじめてのベビーバス・ベビーベッドレンタル事業」、保育所があらかじめお昼寝時に使用するベッドや敷き布団を用意し、保護者の負担軽減を図る「すこやかお昼寝ベッド事業」「あったか布団事業」、さらには保育所内の衛生管理の強化に努める「すこやか手洗い事業」など新たな事業についても展開しているところであります。

特に、本年度においては、つばめの杜東地区内に整備を進めてきた子育て支援の拠点となる施設が完成し、統合保育所、児童館及び子育て支援センターなど、子育て世代の皆様が待ちに待った我が町の子育て拠点施設が供用開始となります。これにより、「子育てするなら山元町」の実現に向けてこれまで取り組んできた数々の支援策とあわせ、ハード・ソフト両面において相当程度充実してきたものと考えており、今後とも情報発信を進めるとともに、これらの施設の活用や新たな各種施策についても積極的に展開してまいります。

大綱第2、町民生活に密着した諸事業についての1点目、臨時災害FM放送局「りんごラジオ」の継続についてですが、混乱をきわめた東日本大震災以降、りんごラジオは被災者の方々を初め町民の皆様が必要とする情報や町がお伝えしたい情報をいち早くお届けいただくなど情報伝達の面で大変大きな役割を果たしていただけてきたものと受けとめております。また、単なる情報伝達にとどまらず、被災された方々を含め多くの町民の皆様寄り添い、安らぎと落ちつきを与えていただき、改めてその取り組みに敬意と感謝を申し上げます。

さて、りんごラジオの継続については、臨時災害放送局としての免許期間や財源確保の問題、さらには放送局運営の受け皿となりますスタッフ確保の問題等から、平成27年度までとしてきたところであります。しかし、平成28年度については、住まいの再建が進む中でまだ仮設住宅に残る被災者もおり、もう1年放送を継続したいという高橋局長の意向も踏まえ、1年間の放送継続に至ったところであります。

宮城病院周辺地区を除く新市街地の整備もおおむね完了し、仮設にお住まいであった方々も順調に生活再建を果たされてきており、来年度中には山元町においても仮設住宅解消を見込んでおります。りんごラジオは放送局立ち上げ当初から仮設住宅入居者が解消されるまでとする高橋局長の意向もあり、仮に臨時災害放送局であるりんごラジオにかわる受け皿の確保や運営面での採算性等を考慮しますと、残念ではあります、一つの区切りの時期を迎えたものと考えております。

次に、2点目、幼児・児童、障害を持っている方、高齢者への支援についてですが、今後の諸事業に対する施策についてはそれぞれの基本的な計画に基づき実施しているところであり、これらの計画につきましてはアンケートなどを活用しご意見をいただくとともに、関係機関との連携を図りながら策定をし、さらには計画の進行管理を実施する

など、各種計画で示す目標に向け施策を展開しているところであります。

初めに、幼児・児童に対する支援についてですが、昨年3月に山元町子ども・子育て支援事業計画を策定し、次世代を担う子供たちの健全育成や子供を安心して産み育てることができる環境づくりなどを計画的に推進しているところであります。

また、障害をお持ちの方々に対する支援については、昨年3月に第2期山元町障害者計画及び第4期山元町障害福祉計画を策定し、地域でともに暮らし、みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるよう取り組んでいるところであります。

なお、今年4月からは障害者差別解消法が施行され、不当な差別的扱いの禁止や合理的配慮の提供といった法の趣旨の普及啓発に向け、取り組みを強化しているところであります。

また、高齢者に対する支援については、昨年3月に高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画を策定し、幾つになっても住みなれた地域で安心して健やかに暮らし続けることができるよう取り組んでいるところであり、これらの各種計画で示す基本指針や基本目標の実現に向け鋭意施策を展開しているところであります。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。ただいまの回答に「今から検討」ということがありましたけれども、今年度はもう震災から5年目を過ぎました。復旧から復興、そして再生期を迎えているというのに、なぜ今から検討なのかが理解できません。5年目を迎えてもまだまだ方向性が見えない地域の方々にご理解いただけるご回答をお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。申しわけございませんけれども、岩佐議員、具体的にお話をさせていただけませんとなかなか私も返答に窮するものですから、よろしくをお願いいたします。

議長（阿部 均君）南保育所の件でしょう。（「はい」の声あり）再度お願いします。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。再度質問します。

今は南保育所の再建についてお伺いしているわけですが、今この時期において何で検討なのか。今まで何度となくお話をしてきました。説明会もしていただいたはずですが。それにもかかわらず、今からまた「検討し」ということは私には理解ができません。地域の方々に丁寧に、ご理解いただけるようにご回答願いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。お答え申し上げます。

予算措置の段階でも、対応の方針、考え方というのをご説明してきたというふうに思いますけれども、この南保育所の問題に限らず、大小さまざまな建物、ハード整備に当たりましては、議員もご案内のとおりだと思いますけれども、一定の検討が必要でございます。検討といいますか、そのステップが必要でございます。例えば、よく言われるように、物によっては基本構想から始まって基本計画、そして実施計画という、そういうステップを踏んで中身を吟味し、精度を高めて具体の着手着工と、こういうふうなプロセスを踏むのが通例でございますので、その流れに沿って今進めておりますよというふうなことを先ほどご紹介をさせていただいたわけでございますので、今さらこの段階で検討というのは腑に落ちないということじゃなくて、流れをよくご理解いただければありがたいなど。保育所の問題に限らず、ほかの交流センターでも新庁舎の問題でも全てそういう流れでやっておりますので、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。それでは、ステップということだったのでお伺いします。

平成24年11月から、きのうの大和議員の回答の中でありましたけれども、平成24年11月から翌年3月にかけて、保育所建設に伴う基礎調査・実施計画を作成するに

当たり平成24年1月に保護者のニーズ調査をしています、その際の結果はどうだったのでしょうか、再確認をさせていただきたいと思います。保健福祉課長、お願いしたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。岩佐議員のご質問にお答えいたします。

保育所建設に係る基本調査・実施計画、それは平成24年の、それは今完成しましたつばめの杜保育所に係るものときの基本調査・実施計画になります。その中であわせて、今ご質問ありましたように保護者のアンケートを実施してございます。ちょっと今手元の資料で、申しわけございません。数項目、アンケートの内容がございまして、保育所の全てのアンケートではなくて、抜粋して抽出してよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

今のご質問ですと、やはり当時、統合保育所ということで、2カ所の保育所から1カ所というふうな事業計画もあった中でのアンケートでございまして、まず2カ所の建設、1カ所に建設することに対して、1カ所がいいか、2カ所がいいかというのを聞いてるアンケートの内容もございまして。多分議員のおっしゃる、こちらのほうのアンケートの内容だと思うんですが、回答部数98部のうち、保育所1カ所がいいか、2カ所がいいかというアンケートに対する回答で「2カ所がいい」というふうに答えた人は約85パーセント程度いたというふうな結果がございました。

4番（岩佐孝子君）はい。そして、その後に児童福祉施設審議会での審議を重ねたとありますが、審議委員会のメンバー構成についてお尋ねいたします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちら当時の構成委員ですね、山元町児童福祉施設運営審議会の設置条例の中で選任の区分がございまして。民生・児童委員から選出と、あと公益代表者から選出と保護者代表者から選出と学識経験者からの選出と、4つの項目から選出をいただいて審議をするというふうになってございます。

4番（岩佐孝子君）はい。何名だったんでしょうか、構成メンバー、何名になってましたでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。当時の会議録とか今手持ちになくて、直近の昨年度のはあるんですが、昨年度ですと10名でやっておりますね。おおむねずっとこちらは余り変わりはないものというふうには認識してございますが、民生・児童委員が1名、公益代表者が1名、あと保護者代表ということで、各北保育所、南保育所の親の会とか、あとは小学校、幼稚園、あと子育ての団体の方とか来ていただいたような形、審議会として会議を開催してございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。その中で、その審議会の中で「1カ所、統合」ということで決定したんでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ちょっと今、資料をひっくり返します。申しわけありません。すいません、ありました。

審議会の第2回審議内容として要約したものがございまして、その中でいろいろな意見がございました。こちらの検討内容で逆に「1カ所でもいい」という意見もございまして、山下、坂元地区と分けるのではなく、町として広い視野で考え、サービスを分散させず、保育所は1カ所にして機能性の高い施設を整備することが望ましいというふうな意見もございました。その中で、こういうふうな方向でいただいている中でほかにも「できれば待機を出さないように」とかいうそのニーズに、住民サービスの向上によってそ

れも可能であれば1カ所でもいいんじゃないかとか、あとは今まであったものがなくなるという地域の声というのがもちろんその85パーセントにはあったんだろうと。それにかわるような内容、建ててよかったと思えるような内容にすることが必要であろうというようなこともいただいております。あと、坂元地区の子育てに関する事業案としては、今後、当時の話ですよ、今後開設予定の地域交流センターを活用したり、出張子ども広場、あと保育所ではなく、小学生たちが放課後に集えるスペース、いわゆる児童館みたいなもの、あればそれもいいんじゃないかというようなご意見もいただいております、保育所に限らずですね。そんな意見もごございます。あと、坂元地区にも子供たちの声を消さないような何か仕組みづくりができればいいのかなというふうなご意見となっております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。今の審議会の結果から「統合」ということは出てたわけなんですね。今回この条例案の中で「統合したつばめの杜保育所」というふうな言葉が出てきました。南保育所再建ということで、ずっと住民は継続していただくように請願もし、議会でも可決されました。そして今回の3月の議会においても、予算計上し、ワークショップをしたり住民の声に耳を傾けるという声がありました。それにも、それででもやっぱり南保育所は再建しないということなんでしょうか。この条例から見るとつばめの杜1カ所に統合というのが出てきていますが、その辺についても伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ただいま担当課長からもお話ししたとおり、これまでの検討のプロセスの中で基本的には統合保育所の線だというふうな、そういうことでつばめの杜地区が今開所に向けて準備が進められてきているというふうな状況。一方で、議員ご懸念の部分については、役所流といいますか、物事を一つ一つ整理していく中では、まずは、現段階では統合保育所でございますので、一旦今ある条例なり規則を整理をして現状に合わせた形で整えるというのが、まずこれが必要だというふうなことでございます。その次のステップで今度また新たに、先ほど来からお話ししておりますように、坂元地区における保育所機能をどのような形で整備するのかと、これがまとまった暁にはまた新たにその設置に必要な関係条例、規則等を改めて整理をしていくと、これが基本的な流れでございます。

例えば、仮に……。〔はい、いいです〕の声あり いや、もう少しだけお話しさせてください。規則の中で、例えばいろんな施設がありますけれども、南保育所も所長もすけれども、そこには所長とか職員を置くという、そういう規則になってるわけですよ。だから、統合保育所で今進めている部分については一旦そういうことで整理をしませんと、形の上では南保育所の部分を整理しないと南保育所に職員を置かなくちゃないと、こういう建前といいますか、形になるもんですから、それは一旦整理をさせていただいて、その都度、次のステップでまた必要な関係を整理すると。これが一般的な対応の仕方でございますので、ぜひその辺で手続的な面、ご理解を賜ればというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい。坂元公民館において、町長選挙の前に保育所に関しての説明会がありました。そのときに住民の方々からは「坂元にぜひ南保育所の再建を」という声が非常に強く出てました。1人の声でも拾い上げるのが行政だと思います。ましてや声を上げることのできない子供たちをちゃんと育てていくのは私たちの責務じゃないんですか。

今まで南保育所のそういう言葉を使わずに、坂元地区とは言っていましたけれども、私は南保育所、北保育所、中央保育所でもいいんです。町全体の中で南にあるから南保育

所、北にあったから北保育所、そういうものでいいと思うんです。何度となく名称にこだわっていましたが、私は南保育所であればどこの地域の方々も何の懸念もなく入所する希望は持てます。坂元とつけられれば「坂元地区か」というふうなことも出てくると思いますので、その名称ももちろんですけども、坂元公民館であるとき町長は聞いたはずですよ、住民の声を。きちっと聞いていただいていたと思うんですが、それを踏まえての今回のこの結果でしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。岩佐議員にもう少しご理解いただきたいのは、だからそういう部分も含めて一つ一つ対応をしてきているわけじゃないですか。話を前に戻してしまうとまたおかしなことになるんじゃないでしょうか。そういうことも確認しながらこの新年度で予算措置をして、今必要な対応をステップを踏んでやりましょうと。ただ、その過程において統合保育所のほうが先行して供用開始するものですから、そこに向けての関係条例なり規則の整理をせざるを得ませんよと。この流れを共通理解さえしていただければ、これを粛々と進めて、できるだけ早目に実現できるように力を合わせてというふうなことをご理解いただければよろしいと思います。

4番（岩佐孝子君）はい。24年に行って、その後説明会1回あったきりだと私は記憶していますが、その後行ってますでしょうか、保健福祉課長。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。住民の説明会ということでよろしいでしょうか。（「説明会でも、はい」の声あり）

26年、その25年の1月にアンケートを実施しまして、その後意見を聞いた機会といたしますと、基本、26年の6月には子育ての団体等にご意見を聞いたり、あとは南保育所の保護者の方に直接聞いております。あと26年7月には住民説明会と題しまして坂元支所と中央公民館、あとその後27年1月から2月にかけては基本設計に関する懇談会ということで、自由意見をいただくというふうなことで、こちらは保育所など中央公民館など、坂元公民館も含めなんですけど、行ってございまして……。

議長（阿部均君）課長、南保育所の再建に関して、住民に新たな説明会をした経緯があるのかどうかということで、その統合保育所の説明会等ではないので、それに絞って答弁願います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。申しわけございません。では、全体の説明じゃなくて、南保育所の請願を受けての後の説明会ということでよろしかったですか。

その後、27年7月に、今の早期再建を求める請願採択後の説明会としては27年7月に行っております。その後なんですけど、うちのほうも説明会をするような話でその団体のほうとも、いろいろ協議をした団体なんですけど、なかなか都合がつかず、してないような状況ということで、全くするつもりがなかったというわけではなくて、この半年です、ある程度アクションは起こしてたんですけども、両者とも都合つかないと、日程が合わないというような場合もありまして、できていなかったというのが実情でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。都合がつかないということでしたけれども、今、町長が経過を踏んでというふうな説明とちぐはぐだと思いますけれども、私は理解できませんが、町長お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。我々がようやくその予算化をしたというのは、そういう一つ一つのプロセスを経て、請願なり、回数の問題もあるかもしれませんが、一定のプロセス

を経てようやくここまで来てるわけですよ。だから、これを早く前に進める話でやっていかないとおかしいんじゃないですか。予算化をまだしてない、予算化に向けて検討中だというんだったら、私、先ほど来からのご意見、ご指摘ごもっともだというふうなことになるかもしれませんが、予算をとって今こういうスケジュールで業務を発注しますと。こういうお話をさせてもらってるのに、何で過去にさかのぼっての議論になんなくちやないのかなど。それがとても残念でございますけれども、前に進む議論をぜひお願いしたいんですよ、せっかくここまで来てるわけですから。

4番（岩佐孝子君）はい。回答の中で「保育施設基本計画策定に係る業務委託に取り組み、具体的な検討」とありますが、業務委託は建設を前提としてなのか、それとも検討した結果がという結果だけを残したいのか、その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。議員、ぜひ、言葉尻を捉えるんじゃないで、文脈、全体の流れの中でぜひ我々の姿勢をご理解いただきたいというふうに思います。

この大綱第1でお話しさせていただいたのは、今年度については基本的にこういう策定に係る業務として取り組むことにしておりますという全体の流れをまずお話をさせていただいて、具体的にこれまでこういう経過の中でこの1月には4カ所の候補地までお示しをして、委員会のほうにもお話をさせていただいてと。そういうものを踏まえてこれからこの業務に、業務委託料を措置したのでその業務に取り組みますよと。それはかくかくしかじかの中身で考えておるし、その次のステップでまた必要な場面では関連予算もご提案申し上げ事業を進めてまいりたいと、その辺をご理解いただければ。一生懸命実現に向けてステップを今踏んでるんだよというふうなことをご理解していただければいいんじゃないでしょうか。お気に召さないとこだけピックアップされますとちょっとなかなか、私も答えに窮しますので、ぜひそのようにこれを受けとめていただければありがたいというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい。3月の議会で業務委託ということで計上してるわけですので、建設をするという前提でなければ、南保育所を削除するというようなことは絶対あり得ないと思います。それが検討された後でも私は統合保育所という言葉を使うことには私は抵抗がありますので、その辺も考えていただきたいと思います。

新保育所開所時期においても、南保育所、今、待機児童がおりますね、新保育所に入ったとしても待機児童は出るというきのうの回答でしたが、その辺についてもう一度、本当に今ある南保育所を閉所してしまうのか、保育士がいれば全て新市街地なのか、それも含めて回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。繰り返しになりますけれども、物事を進める中で一旦は北と南に分かれている保育所を統合保育所のほうで150人規模で業務をスタートをいたしますと。そういうことになれば、形の上では関係条文、条例を、規則を整理をせざるを得ないと。これは山元町に限ったことではございませんので、物事の基本的な整理、流れとしてそういうふうにさせていただくんだということをご理解をいただきたいというふうに思います。その中で、今進めている基本計画と基本設計の部分、これをちゃんとしっかりと次の実施設計につなげていきたいと。実施設計が、これは改めて予算措置をお願いしますけれども、その後実施設計ができれば今度は建物の工事着工というふうな、そういうステップになるわけですよ。そこで建物が整備されてオープンの運びになれば、その段階でまたその名称は別にしてというふうな部分も新たな関係法令等の再整備をしてい

くと、こういうことになるわけでございます。これはほかの施設関係の取り扱いについても同じような取り扱いになるというふうなことでございますので、保育所の問題だけが特別な扱いでそうしようとしているわけではないということをぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

4 番（岩佐孝子君）はい。先ほどから統合にこだわっておりますけれども、住民に対して、統合してつばめの杜に一極という説明があった記憶はございませんが、今までどこでしたんでしょうか、お伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）これは議員が職員でおられたころからる検討を進めていく中で、最終的に要所要所での説明を重ねる中で今の呼び名といいますか、統合という言葉遣いをさせてもらっているというふうなことでございます。それがどうしてもお気に召さないということであれば、つばめの杜保育所とかそういうふうな形でも結構だというふうに、それは思います。

議 長（阿部 均君）いつから統合保育所という名称を使い始まったのかという部分ですので、その辺いつからなのか、保健福祉課長、わかればその辺を明確に。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。まず初め統合保育所というふうな単語、言葉が出てきたのは、復興計画の中でまずは1カ所にとというのが示されております。その後、先ほどちょっと申し上げて話の途中になったんですが、さまざまな住民の方に対してのアンケートであったり意見をお聞きする中でそのような計画も含めお話ししてきておまして、先ほど請願の後だけのお話になってきたんですが、その後施設の復興計画とあわせて説明する中で、新しい保育所を建てるにはどうするのがいいですかというような意見交換の中でも話をしてきてございます。あと直近では、新しい8月の開所に向けて1カ所になるということで、保護者会とか今年度入ってからも多数開催してございます。その中でも、現在入っている保護者の方にも、ちょっと今手元に、まず一つのほうとして3回程度ですかね、説明する機会ございまして、あと授業参観とかそういう機会でも話しておまして、特にまず説明はある程度はちょっとさせていただいてるのかなというふうには考えております。

議 長（阿部 均君）公に住民に、一般町民にその辺周知徹底図った経緯はあるんですか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい。26年の7月に住民説明会というのがございまして、その場で、やはりこの新しい保育所に向けての説明会ですので、ある程度は説明してるのかなというふうには思っておりますが、ちょっと今議事録等ございません。申しわけございません。この経過報告しか、日程表しかございませんので内容まではわからないんですが、そうであろうというふうに理解してございます。以上でございます。

4 番（岩佐孝子君）はい。私は何度となくいろんなものに参加させていただきました。退職してから一般町民として参加、出席しているんな声を聞いていました。その中で特に坂元は南保育所を再建という声が非常に強くありました。説明をしているならば、何で「機能的なもの」とかじゃなくて、きちっと「つばめの杜1カ所に統合して、そして南保育所は」という言葉を使えなかったのか、その辺について町長お伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ただいま担当課長からお答えしましたように、復興計画の中で「1つに」というふうなそういうことでスタートしてるわけでございますので、1つにということとは別に言い換えれば統合というふうな形でお話ししたほうが一般的じゃないでしょうか。一つ一つの場面で、何といいますか、3つを1つにするという話を統合という形

でお話をしてきたというふうな経緯がございますので、そういうことでご理解をいただきませんとなかなか。最初から複数なり何なりという言葉で途中で軌道修正したということではなくて、復興計画の中でそういうふうな大きな方向性をお示しをしながら呼んできた呼び名でもございますので、掲げてあるということでのお話をさせていただきましたので、そこのところ確認していただければよろしいだろうというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい。復興計画に盛り込むときにも、住民の、そして保護者の85パーセントの方々が再建を望むというのにもかかわらず1カ所にしたというのは、ただ声を聞いたという事実だけを残したくてしたんでしょうか。そして、今までずるずると持ってきたことについて説明をお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。いや、ですから、復興計画をベースにそのほかのものも進めてきているわけでございます。いろんな場面を捉えて意見を集約をして今日に至っているというふうなことは他の場面でもしかりでございます。ぜひご理解を賜りたいなというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい。先ほど同僚議員からも、小学生、中学生でもひとり親という方々が非常に多くなっています。その方が中山、久保間のあたりから片道25分かけてですよ、ここまで来てお願いをして働きに行く。朝の1分2分と言えないんです。だからこそ地域の人たちは、保護者は声を上げて再建を望んでいたにもかかわらず、できませんけれども何か別のものというふうな声は、何で今ごろになって、今でもまだ上げてませんよね、町長。再建をするということは上げてませんよね。声は上げてませんよね、予算は計上したと言うけれども。今から検討するという部分も入っておりますので、きちんと再建をするという確認をさせていただきたいと思います。大きなものは要りません。町長がいつも「身の丈に合ったもの」とおっしゃってます。あったものをもとに戻してほしいだけです。親の声を無視しないでください。地域の方々の声を無視しないでほしいと思います。

そこでもう一度、町長にお伺いします。南保育所の再建に向けてのこれからのスケジュールをお願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。繰り返しになりますけれども、予算措置をしている中で一定の機能、一定の収容規模などを検討していくための今その業務委託を、これを発注する直前まで来ているということです。その中で、どういうところにどういう規模、どういう運営、この辺をしっかりと詰めていくと。そしてまた、その中では地域の方々のコンセンサスを得ながらこの基本計画なり基本設計というのをまとめていきたいと、こういうふうにお答えしているわけでございますので、これがぜひ実現するように皆さんと力を合わせてというふうなことを先ほど来からお話を申し上げておりますので、ぜひその方向での共通理解をお願いをしたいと。これ以上のものは今の段階ではございません。早く実施設計に進めるようにということが今置かれた中で最大の努力することだろうというふうに思います。

4番（岩佐孝子君）はい。今、実施設計ということも話に出ました。建設するとすれば、いつまでをめどに考えているのかお伺いします。

議長（阿部均君）事務サイドのスケジュールがあれば明確にお答え願います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。一般的な期間で、私が控えてる資料からでの回答になりますが、実施設計の期間としては、今回の坂元地区の保育機能の施設という約200

平方メートル程度の公共施設を想定した場合、おおむね3カ月から5カ月要するというふうに、実施設計の期間というふうに考えてございます。以上でございます。その前、じゃありません。

じゃまず基本計画・基本設計のほう、今回、本年度の当初予算で計上させていただいてます、その計画に係る日程としては基本計画で4カ月から6カ月、どうしてもやはり再度皆さんのご意見を拾ったりするような期間も必要ですので、ちょっとこちらはかかるかなというふうに見てございます。その後、基本設計に移りますが、そこでは約1カ半月から2カ月程度でできるんじゃないかと。その後、先ほど申し上げた実施設計の段階で3から5というふうな形を現在のところは想定しております。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。そこからして建設はいつころまでに終わるのかということを知りたいのですが。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。足していきますと、大体先ほどの町長の1回目の回答の中で大体年度末ぐらいまでには基本設計、基本計画、基本構想ですね、基本構想・基本設計を終え、年度末ぐらいから新年度にかけて実施設計に入ると。その後、実際建築となるわけなんです、着工となるわけなんです、その場所の選定にもよります。ある程度選定場所が早目に決まればそれを先行してというのも考えることはできるんですが、何もなかった場合、来年のちょうど今ごろになりますかね、ぐらいから実際夏ぐらいででしょうかね、着工したとして早ければ半年ぐらいでは完成するのかなと、外構含めですね。というふうな、すいません、これ想定範囲なんで申しわけございませんが、来年度末、早ければ来年度末、再来年度中ぐらいには遅くとも何かしら建築する場合はするのかなというふうには見てますが。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい、議長。再確認をさせていただきます。それでは平成29年度中には建設着工並びに完成ということでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。すいません、あくまでも建物何もなかった場合のスケジュールで29年度末ぎりぎりかと。ただ、どうしても人員の配置等の関係もございまして、やはりそれにあわせて職員の募集もかけないと運営できないというふうな状況になる。今のところどうしても、かなり応募も、入りたいという保護者の方も多いので、その辺も含めていきますと30年度スタートでできるか、その辺は加味せずに建物だけであればそれぐらいのスピード感では、期間ではできるかなというふうには考えます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。それでも8年待つわけですね。生まれた子供も小学校に入ります。

坂元はサブですか。サブであれば、サブとなる地域の施設をちゃんと完備すべきではないかと思えます。そして、施設が大きければいいというものではないと思えます。一人一人の子供を大切に丁寧に育てることが子供の心の豊かな子供たちに育つものだと思います。一日でも早い早期再建を願ってやみません。

そして、2点目に移ります。今、子育て支援で掲げておりましたいろんな事業、確かに子供たちにとってはうれしいこと、保護者にとってはうれしいことがいっぱいあります。でも、ほとんどの事業は他市町村でも実施していると聞いております。見ております。本当にこの町独自のこれぞというものはここに掲げてあるのでしょうか、お伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

どこの全国でもやってないメニューはあるかといいますと、これが山元町だけの独自メニューですというのはちょっと自信がございませんが、例えば近隣の市町村でやってないのは例えば「あったかご飯提供事業」とか、せつかくやっぱり米どころでありますので、おいしいご飯を提供しようというのは一つのうちの町の特色ある取り組みではないかというふうに考えております。あとお昼寝ベッドの事業とかも、民間の保育所では実績がございますが、公の保育所でやっている、この近隣ではないというふうには理解してございます。やはりある程度プロジェクトチームなりでいろんな意見を出していただいて、中でもんでいろいろ決めてございます。中にはやはりどうしてもいわゆる横展開というふうな話もあるんですが、そういうものにバージョンアップしてやっていくというふうな事業もございます。全て町独自ではないかもしれませんが、ある程度山元町サイズされた事業であるというふうには認識はしてございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。この中に「すこやか手洗い事業」とありますけれども、今までもずっと手洗いの教育をし、習慣、しつけをしてきていたと思うんですが、今までの事業とは内容が違うんでしょうか。今までとの相違点についてお伺いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。こちらの中で、今回の回答の中には具体にはちょっと示してなかったんですが、通常、保育所に通ってくるお子さんたちは手を拭くハンカチ、タオルハンカチでしょうか、とか持ってくるようになっていきます。それを毎日持ち帰って保護者の方が洗濯して、新しいものを持ってくるというふうな形になっているんですが、先ほどから申し上げてます山元町の保育のあり方とかいろんなご意見を聞く場で、やはりどうしても保護者の負担がちょっと重いというふうな、毎日毎日用意するの大変だというふうなご意見もありましたので、そのタオルを準備しないでもちゃんと衛生管理ができるものは何かないだろうかというふうに考えた中で、今こちら民間の保育所ではやってるんですが、ペーパータオル、家からタオルハンカチとか持ってこなくても、町でペーパータオルを用意してそれで拭けば、きれいに手を拭く、手を洗う習慣がしっかり身につくのであれば、その費用も町で取り組んでいく事業の一つとしてやってもいいだろうというふうなことで、今回「すこやか手洗い事業」という名前をつけてございます。内容に関しましては、タオルハンカチじゃなくて、よくペーパータオルありますよね、あれを用意して、あれできれいに手を洗う習慣を意識づけようというふうな取り組みでございます。以上でございます。

4番（岩佐孝子君）はい。保育所も幼稚園も同じだと思いますけれども、やはり小さいときからの教育だと思います。ペーパーを持って行って捨てればオーケーか、きちっと洗って自分のものは自分ですという教育が必要なのか。小学校に入学したり中学校に行ったときに、あ、忘れてきたという、忘れ物検査が非常に、忘れ物が非常に多いです。それは小さいころからの教育ではないでしょうか。その辺も考えながら事業も検討していただければと思います。

私は、この子育てするための拠点ができたことは非常にうれしいです。私もとっても望んできたことであります。しかし、新しい施設、大きな施設、設備が整ったからといって環境が整備されてきたとは思いません。これからどんな形でこの施設を、子育て拠点施設を運営していくのか、どのような形で持っていきたいのか、町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに新しい施設、立派な施設をつくっても、そこにやはり心が通わなければうまくないのかなというふうには思います。そういう中で、それを基本にしな

がら、子育て世帯の皆さんが安心して預けられる環境、またそこで生活する子供たちも安全に過ごせる、そういう環境づくりを保育士の皆さんなり子育て支援グループの皆さんなりと一緒にやって上げていきたいなというふうに思っております。

4番（岩佐孝子君）はい。次、第二子を出産後、保育所を退所せざるを得なかったという幼児がおります。母親にも非常に負担が大きいと思うんです。この辺も踏まえながら、保育士の確保が非常に大変だということは現下では認識しているところではありますが、行政として、町長としてはどのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。きのうからのご質問等でも似たような話が出ておりますけれども、できるだけ、この「子育てするなら山元町」というふうなことを標榜しているわけでございますので、入りたい人が入れないというふうなそういう状態だけは是が非でも解消していかなくちやないなど、そんなふうと考えているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい。保育士はもちろんです、保護者が安心して預けられるところ、若者が定住できる環境整備により少子化対策につながると思いますが、結婚するとこの町を出てしまう若者も多くおります。その辺について町長はどのように認識されてますでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今までのような生活環境ではそういうふうにならざるを得ない側面が残念ながらあったんだろうというふうに思います。例えば、若い方々が結婚して独立して町内で所帯を持ちたいと言っても、新婚さんなり子育て世代にふさわしいようなそういう居住環境が確保しにくかったというふうなそういう側面もあったんだろうというふうに思いますが、おかげさまで定住促進事業なども活用していただきまして、震災後10軒を超えるアパート等が整備されてきております。さらにまた、新市街地のほうの空き宅地、これは7次募集の中で一般募集をした中でも25世帯中町外からの新婚・子育て世代が25世帯あるというふうな、そういう逆現象といいますか、議員からは流出ということでございますけれども、最近はおかげさまで流入というふうなそういう傾向が少しずつ出てきております。先ほど議員に言っていたように、こういう子育て拠点施設を初めとして公園があったり、小学校があったりというふうなことで、いわゆる若い人たちの子育て環境にとっては非常にもってこいの環境が整いつつあるんだろうというふうに思いますので、今までのような町内の皆さんが町外に行かれるという、そういう関係も少しずつ私は改善されることを期待をしているところでもございます。

4番（岩佐孝子君）はい。保護者はもとより、地域住民の切なる願いを持っている南保育所を中心とした保育機能の幼児・乳幼児教育、そして小学校、中学校、少ない人数でもいいと思います。一人一人を大事にし、ここがよかった、もう一回戻ってこようと、自分の町を誇れる子供たちを一人でも多く輩出するのが私たちの役目だと思いますので、今後ともご尽力をお願いしたいと思います。

そしてまた、次に移りますが、りんごラジオ、ここも非常に大きな教育では貢献していただいたような気がします。りんごラジオの果たした役割は、情報提供はもちろん、住民の心の支え、そして地域の声を拾い上げ、コミュニティづくりや小・中学生による「りんごっこアナウンサー」は教育にも大いに貢献しています。町長は先ほど「もう来年で」というふうにおっしゃいましたけれども、この辺もどのような形で認識していらっしゃるでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。りんごラジオの果たしてきた役割というのは、今、岩佐議員からも紹

介していただいたような面が多々あるかというふうに思います。要するに、町内での子供たちへのかかわりというものも相当ございますし、また大人の方も結構ラジオ局のほうに足を運んで出演をしてもらっているというふうな機会があったりしますし、また対外的な面で見ますと、りんごラジオを通じて山元町というのは国内のみならず、要するに世界で聞けるサイマルラジオというんですかね、そういうものを通じて世界的にもこのりんごラジオを聞けるような状況があるというふうな部分もございますし、りんごラジオが町内外に果たす役割というのは大変大きいところもございます。

私、今議会初日の8日の日の説明要旨の中でもご紹介させていただきましたけれども、ことしの、今年度の全国7割の中学校、これ2年生でございますけれども、その国語の教科書に7ページにわたって採用されているという、そういうのに大きく取り上げられているりんごラジオのご活躍というふうなことだろうというふうに思いますし、さらには来月からJR東日本の新幹線の車内誌の中にも特集の一環として、「TRANSCUELL」という車内誌でございますけれども、これにも大きく取り上げられるというふうに聞いておまして、本当に議員同様、りんごラジオに対する感謝と敬意の念、この思いを共有するところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい。そういうことであれば、きのう岩佐哲也議員のふるさと納税の質問の中にもありましたが、ふるさと納税の中にりんごラジオという特定項目を設け、継続するという、そこに特定寄附をというか、特定納税をしていただいで継続するというようなお考えはないでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今のご質問については、財源面の手当てというふうなことでは一つのアイデアであるというふうには思います。

4番（岩佐孝子君）はい。今まで果たしてきた役割は非常に大きいと思います。そして、この山元町を知っていただける一番手っ取り早いツールだったと私は思っております。きょうもこのりんごラジオでこの議会中継を全国そして世界の方々にも発信されています。そういうことから、やはりいろんな方々に我が山元町を知っていただくためにも、ぜひ一歩、コミュニティラジオとしてでも、何らかの形でいいです、歩み出すお考えはないでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かにこれまでりんごラジオが果たしてきた役割というものは極めて大きいものがございますので、何とか継続をというふうな、岩佐議員のみならずそういう声があるかというふうに思いますけれども、先ほど1回目の回答でもお答えさせていただきましたように、やはりいい形で放送を継続するということになる、中心人物、この局長さんというパーソナリティーのこれがやはりこれ抜きにしては考えられないことだろうというふうに思います。そういうことを考えたときに、財源面でご提案があったような形もあるんですけども、やはりパーソナリティーである局長さんの年齢なり体力的な面といいますか、もろもろあるようでございますので、それはそれでやはりそういう個人的な問題も相当程度我々も勘案しながら、この問題については一つの区切りをつける必要があるんじゃないのかなというふうに考えるところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい。昭和55年の12月の大雪で山元町にあった有線放送は廃止されました。甚大なる災害で、地域のコミュニティーであった、情報発信であった有線放送がなくなって、今回この災害FMを通じまた地域の情報を発信することができました。この役割は非常に大きいと思います。テレビ、ラジオ、全国版です。でも、ここのすぐ近く

の人の声が聞こえる、コミュニティーが再生できる、そういう大きな役割だと思いますので、もう少しみんなで知恵を出し合いながら考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。必要性については何ら異論はございませんが、やはり私としても近いところで局長さんなりと接してきている中で、やはりご本人の意向、体力、健康面的なものも相当程度勘案していく必要があるだろうと、私はそちらのほうにウエートを置かざるを得ないんじゃないかと、そういうふうな考えを持っているところでございます。

4番（岩佐孝子君）はい。先ほどから私も申し上げておりましたけれども、教育の一つとして、コミュニティーの一つとして、きのう教育長のご答弁の中で、命を守ることの大切さ、そしてそれを引き継ぐ大切さ、私もずっと聞いていました。今まで培ってきたものをどのような形で次代へ引き継ぐか、そういうことも考えながら前向きにご検討願いたいと思います。

2点目についてですが、ぐるりん号に乗車する際、車椅子での乗車は1人で行っても可能な状態でしょうか、お願いします。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。現在、ぐるりん号のほうですけれども、トータルで予備車含めて7台ございまして、そのうち低床、車椅子対応のノンステップバスが3台、それから補助ステップ付きの車両が1台で、それからそういったものがまだ対応されていないのが予備車両含め3台ございます。そういった車両も含めて、例えば低床ノンステップバスとか補助ステップ付きのバスであれば、運転手のほうで可能な限りその乗車について補助をさせていただくというような対応も可能ということをお願いしておりますので、ご要望等あれば現在は可能な状況というふうに考えております。以上です。

4番（岩佐孝子君）はい。前回、車椅子で乗りたいなと思ったんだけど乗れる状態ではなかったというお話を聞きましたので、そのような対応をさせていただくということで、町民の方にはお話ししたいと思います。

障害者差別解消法では、先ほどの回答にありましたけれども、不当な差別的扱いの禁止、合理的配慮の提供と言っておりますが、どのように対処していくのか、いるのか、具体的にご回答を願いたいと思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、障害者差別解消法の施行がこの4月1日からというふうになってございます。それを前に役場でも取り組み若干ございまして、まずは周知徹底、職場への周知徹底を図るということで、3月末になるんですが、連絡調整会議等で職員に通知をしていただくよう各関係課長のほうに連絡をして、資料も出してお願いしてございます。あとまた3月末には議会のほうにも委員会を通じてご説明申し上げているところです。あと障害者地域協議会というのもございまして、それの中でも山元町の取り組み、法に準じて行っていくというふうな方向も検討していただいております。

具体的に町の取り組みとしてありますのは、5月になってからなんですけど、ホームページに掲載をして周知徹底を図ったり、あと6月の広報にも改めて掲載しているような状況でございます。具体的な取り組み内容については、今、うちのほうで行っているのは国とかでつくっているパンフレットをもとに説明しているだけでありまして、具体的に行政として例えばこういう動きが、こういう支援が合理的な配慮なんだよとかいうふうな例題とか絵を使いながらわかりやすくみんなに職員にもわかってもらえるようなものを今

作成中でございます。まだ完成してはございませんが、できるだけ早急に完成して、例えばこういうことが合理的配慮だとか客観的にわかるような資料を別な機会を通じてお示しできればというふうに考えてございます。今のところの動きとしてはそのような程度でございます。以上でございます。

4 番（岩佐孝子君）はい。続いて、アベノミクスの経済効果はまだまだここでは実感として湧いてこないんですけれども、正規労働者が減少し、パートやアルバイトをせざるを得ない状況に追い込まれている方々が増加しています。障害を持っている方がこの地域で安心して働くことができる環境づくり、雇用の場などについて考えているのかを町長にお伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の部分については、まさに社会全体としてハンデを持った方々の雇用を一人でも確保すると、ふやしていくと、そういう中でその人らしい生活ができる経済的な裏づけも確保すると、これが大切かなというふうに思っております。

ご案内のとおり、町では社会福祉協議会の工房地球村などが代表的な事例になりますけれども、あそこで通っていただいて物づくりに取り組んでいただいているというふうな部分もございますし、あるいは役場を初め各町内の事業所においてもそういう方々の雇用に努めると、そういう機会を通じて一人でも多くの方々に職についていただくと、そういう努力を引き続きしていかなくちやないなど、そんなふうに考えておるところでございます。

4 番（岩佐孝子君）はい。働く場がなければやっぱり生きがいも見出すことはできないと思います。施設の建設とか、企業というか、そういう人たちの働く場の誘致、農家での体験とか就労とかは考えたことはございませんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどご紹介した一般的な職場だけじゃなくて、議員がご指摘の部分も含めて町内にはさまざまな就労が可能な機会というのがございますので、広く雇用が確保されるような、そういう理解あるいは周知を引き続き取り組んでいかなくちやないなどというふうに思います。

4 番（岩佐孝子君）はい。山元町には支援学級、支援学校があります。そして、障害を持っている方々の親御さんの会もありますけれども、町長はそういうところに足を運んだことがございますか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。全ての場所に足を運んでいるというわけではございませんが、必要に応じてお伺いをさせていただいておるというふうなことでございます。

4 番（岩佐孝子君）はい。そのときに、足を運んでいただいたときに、その方々からどんな声が上がってましたでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私がお邪魔させていただいた場面というのは必ずしもご意見を伺うというふうな機会ではなかったかなというふうには思いますが、そこにおられる皆さんというよりは、そこで働いておられるお世話する方々とはいろんな形でお話をしてきた部分はございます。そういう中で、町としても必要な応援、支援というのをよろしく願っていたというような類いの話は一定程度頂戴はしてきた経緯がございます。

4 番（岩佐孝子君）はい。やっぱりいろんな人がいて、いろんな色づけができて、すてきな町ができると思います。山下、坂元、宮城病院の3カ所を中心にしたコンパクトシティといっても、やっぱりつばめの杜がメインです。歩いて行ける範囲、効果的に集中。この町にはこの町の歴史があります。風土と先人が築き育んできた伝統文化があります。地

域にはそれぞれの、部落にはそれぞれの「おらほの文化」があります。この町にはできる人の知恵と技、人材、宝物がたくさんあります。この宝石の原石がたくさん転がっています。この原石を拾い集め磨くことにより、「お金がないよ」といつも町長はおっしゃってますけれども、お金をかけなくても、子育てはもちろん、一人一人が輝き、生き生きとした町になるのではないのでしょうか。

今までがむしゃらに突き進んできた復興事業、でもこの時期だからこそ、5年が過ぎたからこそ、もう一度立ちどまり確認作業をする勇氣と決断が重要だと思います。新市街地だけではなくて、もう一度、中山、久保間、そして八手庭までずっと、牛橋までもう一度見直してほしいと思います。そして、町全体を見渡し、まちづくりを考えてみたいと思っております。町民が主人公であるということ、この町を去らざるを得なかった方々、そしてまたずっとエールを送り続けてくださっている方々がいるということをお忘れずに、お互いに力を合わせながら、この町の未来を担う子供たちにきちんとバトンタッチをしていきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。お世話さまでした。

議長（阿部 均君）4番岩佐孝子君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は4時といたします。

午後3時50分 休憩

午後4時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

会場が大変熱気を帯びておりますので、暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

議長（阿部 均君）11番橋元伸一君の質問を許します。橋元伸一君、登壇願います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。11番橋元伸一です。平成28年第2回山元町議会定例会一般質問を行います。

震災から5年が経過し、6年目を迎え、山元町震災復興計画の発展期のスタートを切りました。新山下、新坂元両駅周辺は新しい町並みが整い、新山下駅前には7月には子どもセンターが開所し、8月には保育所と山下第二小学校が再興します。そして、この秋には大型の商業施設の開店、12月には待望の常磐線の開通が予定されています。また、新坂元駅前にはローソンが開店したものの、大区画については出店者が決定しておりません。そのような中で、一方ではいまだに津波防災区域、わかりやすく言いますと危険区域ですが、その見直しもされず、復興が進んでいない地域もあります。

復興にもいろいろな形があります。インフラの復興、産業の復興、地域経済の復興、生活の復興、心の復興など、そして一番大切なのは被災者を初めとする住民一人一人の生活と心の復興だと考えます。復興とは、復旧と違い、将来を見据え新しいものを取り入れ、震災以前と違った、よりよいまちづくりを目指したものであります。

私から見ますと、つばめの杜だけが進み、一番大事なもともと人の住んでいる地域が遅れているように見えます。そして、このたび山元町の復興計画が計画設計奨励賞を受賞したと聞きました。誰が何を基準に選んだのでしょうか。大変疑問に思うところあります。昨年11月に提出された平成27年から30年における山元町中期財政見通し

によりますと、計画どおり事業が進めば町の予算は平成20年度末には底をつき、30年度末には17億円の赤字になると公表されました。そのような状況の中であって、新庁舎建設、道の駅、パークゴルフ場、南保育所、中浜小学校の震災遺構、避難道路などなど、まだまだ大きな事業が多く予定されております。今年度の事業計画の中でどのように配慮したのでしょうか。

町長はよく物事には優先順位があると言いますが、復興事業についてどのようにして優先順位を決めているのか疑問です。私たち議員も、何を優先させるべきなのか、そしてどのようにしたら少しでも住民の負担を軽減できるのか、身の丈を考え、今後の事業を慎重かつ責任を持って十分協議しながら進めていかなければならないと全員が共通の意識を持って挑んでいるところであります。

そのようなことから、次のことについてお伺いいたします。大綱1点のみで質問いたします。

今後の山元町全体のまちづくりについて、その1点目、地域交流センター、新庁舎、道の駅、パークゴルフ場など多くの事業が計画されていますが、その財源について伺います。

2点目、JR常磐線の開通に向けて、山下、坂元両駅及びそのルート周辺の整備の進捗状況について伺います。お願いします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは橋元伸一議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、今後の山元町全体のまちづくりについての1点目、交流センター、新庁舎等の財源についてですが、まずつばめの杜地区と新坂元駅周辺地区の両市街地に防災機能と交流機能をあわせ持つ施設として整備する（仮称）地域交流センターにつきましては、新市街地整備事業の一環として復興計画に定める災害に強いまちづくりを目指すため、国の復興交付金事業のメニューのうち津波復興拠点整備事業を活用して整備を進めている施設であり、補助裏の地方負担額も含め全額国費となっております。

次に、東日本大震災により被災し解体した役場庁舎の建てかえについてですが、本来自治体の行政庁舎の災害復旧に係る補助制度はありませんが、東日本大震災により被災した庁舎の場合は特例として原形復旧部分に係る所要額が震災復興特別交付税の対象となり、原形復旧を超える部分についても一定の要件に基づき被災施設復旧関連事業債という有利な地方債を充てることができます。このうち震災復興特別交付税については一定の算定式により交付限度額が算出される方式となっており、一般財源の持ち出しも想定されることから、交付限度額を見据えながら極力町の負担を少なくしつつ、かつ機能不全の生じない範囲で施設規模等の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、町内外の交流人口を集客する中核的な役割を担い、本町の交流産業を牽引する交流拠点施設についてですが、同施設につきましては交流人口の拡大を確実なものとするため、道の駅として整備することで検討を進めているところであります。道の駅として整備することにより、駐車場やトイレなどの休憩機能及び道路や観光等の総合案内を担う情報発信機能は道路管理者である国の負担で整備が可能となります。また、農水産物直売所や飲食施設等の地域連携機能については、復興交付金を基本財源とし、その他各種補助金や震災復興特別交付税の充当を見込んでおります。

なお、同施設を建設するに当たり、今後建設場所の選定作業に入っておりますが、

その場所に応じ用地買収費や造成費が発生する場合には一般財源の持ち出しも想定しております。

次に、パークゴルフ場についてですが、今議会に実現の可能性を探るべく（仮称）山元町パークゴルフ場整備事業基本計画策定業務に係る費用を補正予算案として計上させていただいているところであります。現在のところパークゴルフ場としての整備に係る直接的な補助制度は見当たりませんが、先進事例を見ますと間接的な補助を利用し施設整備を行っている自治体などもありますことから、補正予算をお認めいただいた際には今後の業務委託において全国の整備事例等を踏まえ財源等の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、JR常磐線の開通に向けて、駅周辺、また線路周辺の整備の進捗状況についてですが、まず山下駅周辺ですが、先月完成した車社会に対応した駅前広場では一時駐車場や駐輪場も完備しており、今月1日には町民バスの停留所を場内に設け、同日から運用を開始しております。また、駅西側に計画しておりますパークアンドライドの駐車場及び（仮称）地域交流センターの工事については、本定例会において請負契約の締結についてご審議いただくこととしております。駐車場については、12月のJR常磐線の開通時期に合わせ11月末の完成、また（仮称）地域交流センターについては平成29年7月末の完成を目指し鋭意工事を進めてまいります。

商業施設用地に関しましては、大区画については、去る5月26日、フレスコキクチ及び薬王堂の地鎮祭がとり行われ、10月末のオープンに向け建設工事に着手したところであります。また、小区画につきましても、被災事業者を対象とした立地を進めてまいりましたが、6区画のうち2区画において事業者が決定していない状況にあります。この2区画に関しましては、市街地形成や機能集積、利便性確保の観点からも将来を見据えた業者の選定が必要と考えておりますことから、今後も引き続き検討を重ねてまいります。

次に、坂元駅周辺についてですが、山下駅同様、一時駐車場及び駐輪場を完備した駅前広場もおおむね完成しており、完成検査終了後、速やかに供用開始する予定であります。

また、商業施設用地のうち小区画につきましても既にローソンがオープンしており、今後テナント用の建物建設にあわせ3つのテナントが入居する予定となっております。大区画につきましても、公募により選定した優先交渉権者が出店を辞退したことで、事業者が決定していない状況にありますが、交流拠点施設、道の駅の候補地でもありますことから、慎重に事業調整を図りつつ引き続き商業施設の誘致に向け取り組んでまいります。

なお、商業施設用地として一体で整備する予定としていたパークアンドライドの駐車場については、JR常磐線開通までの時間がない状況でありますことから、将来の商業施設用地における事業計画に支障とされない範囲において暫定の駐車場整備を検討しているところであり、今後機会を捉えご説明させていただきたいと考えております。

次に、線路周辺の整備の進捗状況についてですが、常磐線移設に伴う高架構造及び盛り土・切り土構造により既存の町道や農道が通行できなくなった箇所があります。これら道路の機能回復として、大平牛橋線、鷲足花釜線、合戦原赤坂線、合戦原笠野線、上平浜原線と交差する新たに設置される5カ所の踏切と、この踏切に接続する線路東西に

側道整備を行う予定であります。踏切及び側道の道路整備は、設計が完了しており、今後踏切内の道路工事についてはJR工事の完了した箇所から順に開通前の試運転時期までに工事を行い、側道及び踏切取り付け道路については年度内の完了を目指してまいります。

運転再開が切望されているJR常磐線の開通時期に合わせ、今後とも駅を中心とした中心市街地及び沿線周辺の整備に努めてまいります。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。では、1点目ですが、全体の事業の中で補助事業と単独事業に分かれると思います。それぞれの事業における財源の割合についてお伺いいたします。まず補助事業についての補助割合、補助事業といいましても100パーセント補助が出るものと自主財源をプラスしなくてはならない事業とがあると思います。その割合を教えてくださいと思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。それでは、すいません、個別の施設についてはそれぞれ担当の課長のほうからご回答いただくとして、私のほうで所管しております新庁舎の関係についてご説明をさせていただきたいと思います。

新庁舎につきましては、先ほど町長からもご回答申し上げましたが、基本的に原形復旧部分につきましては震災復興特別交付税が充てられます。（「すいません、私のちょっと説明が足りなかった」の声あり）

11番（橋元伸一君）はい、議長。一つ一つ、先ほど質問した中で各事業いっぱいありますので、一つ一つ全部言ったのではとんでもない時間かかりますので、そうではなくて、中期見通しの話をしてますので、その中で全体の総予算的なもののお話で結構です。中期見通し出してますよね。その中で全体的な部分での、その一つ一つの話ではなく、そういう形で構いませんので、説明して、おおよそで、全体何億円かかるうちのどのぐらいという形で話していただければいいと思います。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。それでは、中期財政見通しにつきましては、今現在、決算を踏まえて今後ローリングをかけていくということで、新しい事業を見込んだ形での数字というのは、今現在まだローリングをかけていない状況だということで、昨年度策定した中でのお話ということでさせていただきたいというように思います。

すいません、今ちょっと手元にデータがございませんので、お時間いただいて。

議長（阿部 均君）何分ぐらいかかりますか。（「10分程度いただければ」の声あり）

この際、暫時休憩といたします。再開は4時30分といたします。

午後4時18分 休憩

午後4時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の準備が完了するまで暫時休憩といたします。

午後4時31分 休憩

午後4時33分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長（八鍬政信君）はい、議長。先ほどは大変貴重なお時間をいただきまして、大変申しわけございませんでした。ありがとうございました。

それでは数字のほうでございますけれども、申しわけございません、ただいま現段階で暫定的に出した数字ということで、傾向をつかむためのものということでご了承いただければというように思います。

事業につきましては、普通建設事業費の平成27年度から30年度のトータルということでご理解いただければと思います。トータルの事業費が359億円でございまして、それに対して補助が327億円、それから一般財源が32億円というおおむねの内訳というようになっておりますので、よろしく願いいたします。

11番（橋元伸一君）はい、議長。それでは、これらの事業の今後の予定をお伺いいたします。どのようなになっているか教えてください。

企画財政課長（八鍬政信君）はい。それでは、先ほど議員からご指摘いただきました施設につきまして、個別の所管の担当課長からご説明させていただくといたしまして、私のほうから新庁舎の関係についてご説明を申し上げます。

新庁舎の建設につきましては、ただいま実施設計のほうを鋭意設計業者のほうと取り組んでいるところでございまして、おおむね11月末をめどに設計のほうを今鋭意取り組んでいるところでございますが、若干、これまで町民検討委員会ですとか議員の皆様からご意見をいただいたところで、ご意見をいただく時間を頂戴したということもあわせて、若干遅れは見られているところでございますが、そのあたり鋭意取り組んでまいりたいというふうには思っております。その実施設計完了後、建設工事のほうに着手という段取りというようになっております。

財源につきましては、先ほど簡単にご説明申し上げましたが、基本的には原状復旧部分については震災特別交付税、それから原状復旧部分を超える部分につきましては起債で充当率が100パーセント、それから70パーセントの交付税措置ということで、そういった起債等も行った上で賄っていくということにしております。ただ、一部、震災特交も基本的な単価が国のほうで定められておまして、現在、建設費の高騰ということもございまして、若干その単価を上回るということも想定されるということで、一財の持ち出しもあり得るという状況でございます。私からは以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。これらの事業についての優先順位を決めたのはどのような理由でこのような優先順位に決めたか、町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。現在、ご案内のとおり相当の復旧から復興に向けた取り組みをしてきているわけでございますけれども、大きな優先順位というのは何といたっても住まいの再建ということですよ。これはやっぱり新市街地の整備に代表されるようなそういう取り組みですよ。仮設からいわゆる本設のほうに、新市街地のみならず3同域含もめて、できるだけ早く安心して生活ができるようなそういう体制づくりというものが大きな意味での優先順位になるだろうというふうに思っておりますし、さらには、やや時間差を置いて今度はなりわいの再建というのがどうしても避けられない大きな軸足、優先順位というようなことになろうかなというふうに思います。

そういう中で、各年次において復旧なり復興なり発展期とかそれぞれの複数年にわたる大きなステップを踏みながら各種の復旧・復興に取り組んできておりました。住まいのほかにやっぱり優先せざるを得ないのは安全・安心ですよ。これは事業主体がそれぞれ、国・県という部分もございましてけれども防潮堤に代表される部分、町としては避難道路なんかはそういう部類のものに入るのかなというふうに思います。

大ざっぱな状況説明ということになりますけれども、そういう流れの中におきましても、並行して取り組んできましたのが先ほど来ご紹介した地域の交流センターであり、保育所の整備であり、新庁舎の整備でありというふうなことでございます。新庁舎の部分につきましては、やはりこれは本来的には町民の皆様の行政サービスを一手に預かるところでございますので、いち早い対応というふうなことも大事でございますけれども、現実そうはいきませんので、ハード整備の中でも後回しといいますか、最後の段階での取り組み、そしてまた完成と。そういう流れの中で一つ一つ計画に照らし合わせ、そしてまた被災の復興の進展状況に合わせながら、前後関係をよく勘案しながら進めてきているというふうなことでご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい。今、町長の答弁の中で、生活再建と住民の生命・財産を守ることが優先されるということが聞かれました。先ほどの中で、事業の中で、359億円の事業費の中で327億円は補助金と、32億円が簡単に言えば手出しという形になってますけれども、その中で道の駅とかパークゴルフ場に関してはどのぐらいの補助が出るのか教えていただきたいと思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。

場所によって、建設する場所によって異なりますけれども、まず山元町有地に建設した場合、山元町有地に建設した場合は道の駅の基本構想を計画するための費用約1,000万円ほど見ております。これが町の手出しになります。その他約4億円ぐらいですか、かかる見込みでおりますけれども、これに関しましては、うち75パーセントが復興交付金対象と、残る25パーセントに相当する額については震災復興特交が充当されるというふうなことで、当初の基本計画策定費用のみが町の持ち出しとなって、その他については大部分が国なりの補助あるいは特交措置がなされるというふうなものになっております。以上でございます。

議長（阿部 均君）今2点だけか。パークゴルフ場について、生涯学習課長。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。パークゴルフ場につきましては、先ほど町長の答弁のとおり直接的な補助制度はございません。間接的な補助といたしましてはいわゆるt o t oのスポーツ振興くじの補助制度がございますが、これらにつきましても今後の業務委託において、お認めいただけました際には今後の業務委託において検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい。今、形は伺ったんですが、数字が、パークゴルフ場に対してどのぐらいの予算を見込んでいるのかの数字が聞こえなかったんですが、よろしくお願ひします。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい。失礼しました。

パークゴルフ場につきましても、今後の業務委託において検討していくものになりますけれども、いわゆる場所、環境その他の整備の規模等々によって異なることございますが、約6億円から8億円程度、整備するにはかかるのではないかとというふうなことで事務方としては試算いたしております。今後の業務委託の中でその辺も精査していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（阿部 均君）6億円から8億円の中で補助金は大体幾らぐらいあるのか、明確に。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい。大変失礼しました。

その補助につきましても、直接的な補助はございませんが、いわゆるスポーツ振興くじ等々がございます。これらについても4,000万円程度の補助があるものというふ

うに考えております。その他の補助につきましても、今後先進地の事例等々を踏まえて財源等の確定をいたしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい。まず最初に、先ほどの道の駅なんですけれども、道の駅に関しては多分その上物というか、建物に関しての費用が多分4億円という形で、課長の答えだとその場所によって、町有地という言葉が出てきましたけれども、結局場所によってはその用地取得とか造成費もろもろでまたプラスの相当の金額がかかるということでしょうか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい。そのとおりでございまして、先ほど一緒にお話しさせていただければよろしかったんですが、用地費、私どもで今検討している場所に関してのみお話しさせていただきますと、用地費及び造成費で大体2億円から2億5,000万円ぐらいがかかるだろうと。ただ、この2億円から2億5,000万円というものについては、今議員ご指摘のとおり、補助金、交付金等々の該当ございませんので、丸々手出しというふうな内容になってございます。以上でございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。平成27年から30年の中期財政見通しの中で、3年後に17億円の赤字が出ると去年の11月に公表されました。そういう中で、今ご指摘したような道の駅、パークゴルフ場、自費の多くかかるものを、全て否定はいたしません、道の駅も交流人口の創設、パークゴルフ場にしてみればやはり健康管理という形もあるでしょうから。否定はいたしません、先ほど言った優先順位で言えば、やはり坂元地区の南保育所とか危険区域の見直しとか笠野区に取り残されてる方たちの安全確保とか、そういう部分にまず優先されるべきではないかと思っておりますけれども、町長のご意見を伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、幾つかの事例を挙げてのお尋ねでございましたけれども、事例の中には、例えば危険区域の見直しということになりますと、シミュレーションに一定の経費が必要になるというふうな点ではあれでございましてけれども、ハード整備とソフト的な部分ではちょっと負担の大きくなり補助の関係が異なってくる部分もあるかなというふうな思いもございましてけれども、いずれにしてももろもろございまして、もろもろございましてけれども、山元町の置かれた状況あるいは先を見据えたまちづくりの中で何をどういうふうに組み立てていかなくちやないのかなという、こういう部分について議会なり町民の皆さんと相当程度やっばり思いを共有していきまないと、これはまずいのかなというのが基本的でございます。一定のものについては年度間の調整というふうなものもございまして、物によっては同時並行的に複数のもも進めていかざるを得ないというふうなものもございまして、大小さまざまな事業費あるいは負担割合というふうなものがございまして、その辺はこれまでもお話ししてきましたとおり、どういうふうな優先順位でどういうふうなやりくりをしていくのかということところが問われるところだろうというふうには思っております。

11番（橋元伸一君）はい、議長。これからやはり山元町の場合ですと人口減、いろいろな形で税収減、そういう部分での財政的な部分での相当な減少が見込まれます。そういう中でこういうところにお金をかける、先ほども言いましたけれども、かけてだめとは言いません。やはりきちっとした形で見据えて順番を決めていただきたいと思います。

町長、今答弁しましたけれども、その順位を決めるのに当たって、どのような場所で

どのような協議をしてこういうふうなことをやっているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。すべからく共通しますのは、やはり何といたっても担当課ですよ。担当課での一定の積み上げ、基本的な部分の資料作成という、そういうところから始まります。それが担当課だけじゃなくて、少しでも関連する部署との確認協議というふうなものも当然ございますし、そういう一定の積み上げを経た中で必要に応じて私なり副町長に相談もございますし、あるいはもっと広い範囲での意見の集約というふうなことになる、例えば私の部屋で関係部署の皆さんと一緒に額を突き合わせての検討というふうなそういう場面もございますし、さらには班長クラスで構成している本部会議の下部機関ですね、そういう中で検討し、そういうプロセスを経て今度は管理職で構成する本部会議での協議なり意見交換というふうなそういうさまざまな場面を通じていわゆる課題のブラッシュアップといたしますか、精度を高めていくというのが一般的なやり方になります。

ただ、そういう事務的に詰めても、なかなかこれ議会なり対外的に説明責任を果たすというふうな上では、やはりさらに専門家の立場から業務委託に頼って、そういう中で検討結果を踏まえてさらにまた検討を深めると。それが基本構想であったり基本計画、実施設計と、そういうプロセスを踏みながらというふうになるのが一般的な対応の仕方になるのかなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。事業をこれをやろうとか、やったらどうだというところで業務委託とかそういうところが出てくると思うんですけども、先ほど私聞いたのは、事業に対する優先順位をどこでどのように決めているのかということをお伺いしたんですが、私が今答弁を聞いたところによりますと、ここにいる皆さんで、じゃ話し合いをして、職員の方々に話をして優先順位を決めているというふうにとってよろしいでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。一つ一つの事業の優先度を先ほどのような中で決めてるかということも必ずしもそうではございませんね。まず復興計画がありますし、あるいは行動計画がございますし、先ほど来からの地域財政計画というのもございますので、そういう事業に各課のほうでエントリーするわけですよ。エントリーしたものをその年度ごとに集計すると中期計画だと、こういうふうになる、そういうものがまず大きな年次計画といたしますか、優先順位になるのもございます。

また、さらに大きな優先順位といえ、私の公約の関係もございますので、任期期間中に一定の方向性なりめどをつける必要もございますので、そういうものについては、例えば私であれ、どなたであれ、就任すればその実現に向けていち早く検討に入ってもらおうというふうなそういう流れも当然でございます。

あとは、それは計画ベースの話ですし、今度は財政の査定という部分がございます。計画に基づいて関係各課、企画財政課のほうに予算要求しますけれども、それはその事業ごとに財政課のほうで必要性なり検討の熟度なりを踏まえながら一定の査定をします。その査定をした後に我々が最終的な査定に臨むと、そういう感じでございます。

そして、予算につきましては、これは本部会議と違って、検討委員会なり本部会議の場を踏んで予算全体をオーソライズしてるかというふうなプロセスは、これはそういうふうなプロセスは踏んでおりません。これは基本的に査定の流れの中で計画をベースにした査定で取り組んでいるというのがどこの自治体でもそういう流れになっているとい

うふうに思います。

議長（阿部 均君）あらかじめ本日の会議時間は議事の都合により延長いたします。

11番（橋元伸一君）はい。今、いろいろとお話をいただきましたけれども、私が聞きたいのは、今、平常時ではないんですね。震災後ということで、震災復興計画にのっとってまちづくりというのがなされているものだと思います。そのまちづくりをするに当たって、先ほど町長はやっぱ被災者の生活再建と住民の生命・財産を優先させるということを行いました。そういう中で、予算がどうか、最終的には予算はかかってきますけれども、まずは何をやったら被災者を助けられるかとか、生活再建ができるかということを中心に物を考えて、あとは先ほど私がこの中で言った復興ですね、将来を見据えたまちづくりを絡めていくのかということだと思っただけです。その中での優先順位ということを知りたいんですけども、いろいろ今話を聞いた中で、ちょっと私は頭の中で整理がつかないんですけども、もうちょっと被災者を優先させたまちづくりをやっているのかなと思いましたら、何か私がかんじた感じではそうでないようにちょっと感じられました。

それで、先日の一般質問の中で、ある担当課の課長の答弁において「バランスのとれた復興」という言葉が出ました。まさにそのとおりだと思います。バランスのとれた復興まちづくりというのを進めるべきだと思います。山元町、坂元村と山下村が合併してできた町です。私が見ていると、何かつばめの杜、山下地区だけが何かどんどん進んで、坂元のほうがちょっと遅れているような気がします。保育所問題、あと大区画の商業施設の問題、そういうものこそ優先させてどんどんやっていくべきではないかと思うんですけども、町長のご意見を伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。例えば新市街地3カ所に集約する形での整備というふうな問題も同じような形で横たわっているわけですが、理想は同時に着手して同時に完成させるというのがこれは理想中の理想でございまして、いかんせん、この町の体制ですね、それにかかれるマンパワーというふうな中で、3つの市街地でも一定の優先順位も決めなくちゃいけない、あるいは用地買収なりそういう進みぐあいによっても3つの市街地のタイムラグが出てくるというふうな、そういう3つの市街地で言えばそういうふうなことになると思います。

それから、今ご指摘の坂元、山下という部分については、やはり町の新市街地の位置づけ、果たすべき役割によっておのずと整備するものが違って来るわけですね。宮城病院を除けば、2つの新駅と一体となったという、駅がある、駅広がある市街地ということと、それから山下、坂元の場合、同じ駅があってもやはり利用者の関係で一定の例えば駅広の大きさ、規模が違ってきますし、これまでのまちづくりを反省しながら今後に向けてというふうなことになる、やはり町を引っ張る、町を牽引する中心市街地、拠点になるまちづくりをしなくちゃいけないということになれば、おのずと山下を拠点に、より拠点性の高いまちづくり、町の顔になるようにしていこうとしたときには、あそこの開発規模38ヘクタールというふうなことでございまして、公園なり学校なりいろんな公共性の高い……。

議長（阿部 均君）町長にお願いいたします。質問に沿った答弁を簡明にお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。わかりやすくと思って丁寧にしておりました。

そういうことで、それぞれの市街地における機能の集積、集約のあり方が異なるというふうなことをご理解いただければと思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。私も今町長が答弁終わりましたらちょっと言おうと思ってたんですが、私が聞いたのは坂元地区をどうするかということであって、その両方、私から見ると山下地区を中心というか、そういうふうな中心地をつくりたいというのはわかるんですけども、同時並行でできることだと私は思います。保育所をつくるのにこっちを待ってなければ保育所をつくることできないなんていうことはあり得ないと思いますので、そういう部分ではちょっと違うんじゃないかなと思います。

ここで1つだけちょっと確認をさせていただきたいことがあります。復興事業の中で、さっき岩佐議員も私の前に保育所問題で言っていましたけれども、私なりに先ほど聞いていたことで確認をさせていただきたいと思います。条例の中で南保育所というのが統合されてつばめの杜1つになると。条例上、あの中から南保育所という名前が消えてしまうけれども、坂元地区には新たに必ず保育所を建設するということでよろしいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。ちょっと質問の場面が違うんじゃないかと思いつつも……。〔一応復興のまちづくりですから〕の声あり）だから、予算化をしてステップを踏んでというふうな、その延長線上にはそういうことで今取り組んでいると。何と申しますか、法制執務と申しますか、条例とか規則とかについてはその都度整理をしながら対応するのが一般的だというふうなことでご理解いただければありがたいなと。ですから、ステップを踏んで本番に向けて取り組んでいるんだというふうなことでございます。

11番（橋元伸一君）はい、議長。言っていることはわかります。そのステップということもわかります。では、調査費用をあれだけ膨大な、膨大だと私は思っているんですけども、こんな小さい町ですから、大きな予算をとって調査をしておいて、やっぱりやめたということもあり得るということですか。調査をした以上必ずつくるということですか。それを確認したいんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。基本的にはつくるというふうなことで今邁進しているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。今の段階でこれ以上のものはないというふうに思いますけれども。

11番（橋元伸一君）はい、議長。今ここにいる方全員が聞いたと思います。ラジオを聞いている方も聞いたと思います。町長は必ずつくると言ったと、私はそうとりました。

では次ですね。「子育てするなら山元町」と言っていますけれども、子育て世代を呼び込むための政策、目玉となるものは定住促進の300万円以外に何かお考えはあるかお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君）はい。外部から人を呼び込むといった場合は、経済的な支援というのが一番アピール効果があるんだろうというふうに思いますけれども、一方では山元町の気候、風土あるいは生活環境ですね、身近な、つばめの杜の保育所とか子育て支援センターができるとか、気のきいた公園ができるとか学校があるとか、買物環境が身近にあると。そういうふうなトータルとしての山元町の魅力をいかにアピールできるかということがもう一方では大事なんだろうというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。ただいま最初に経済的な支援という言い方もなされました。やはり人を呼び込む、今どこの市町村も人口減で悩んでまして、各市町村で人の取り合いをしているようなもんですね、ある意味。そうしますと、当たり前のことをやっていたのではなかなか人を呼び込むというのは難しいと思うんです。普通の人が考えつかない

ようなアイデア、そういうことをみんなで話し合っただけでやっつけていかなければ人はなかなか集められないと思います。

先ほど言った経済支援という中で、前回の議会の際に渡邊議員が小・中学校の給食無料化という話をしました。その中で、年間予算が約4,500万円ぐらいかかるんだと、しかしその予算がないということで、考えられないんじゃないかというふうな答弁だったと私は覚えていますけれども、こういうふうな、これは国内を見れば何カ所かやっているところはあるはずですが、ただ、やっているところはまだまだ少ないとは思いますが、しかし、そういうものも考える価値はあるのではないかと私は思います。これも復興事業の一つではないのかなと思います。先ほど言った道の駅とかに数億円もかけて、道の駅ですと私は成功例よりも失敗例のほうが多いのではないかと私は思いますので、その辺は本当に熟慮を熟慮を重ねて考えなければいけない問題ではないかと私は思っていますので、その辺の考えを町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず前段の子育て支援に係る給食費の問題でございますけれども、若手のプロジェクトチームの中では全国のさまざまな取り組みなども相当程度情報収集してございます。それから、ご案内のとおり既にそういう形で取り組んでいる自治体もあるはずでございますので、ただ山元町としてどういうものをどういうタイミングで実施に移していくのかというのはまさに「子育てするなら山元町」の実現に向けてステップ・バイ・ステップなんだということもご理解いただきたいと思っております。理想は、あり余るといいますか、一定の余裕があるのであれば、それは一挙に18歳までの医療費の無料化なんかも含めてやんなくちゃいけないというか、選択肢としてとといいますか、メニューとしていろいろあるわけですよ。それは我々も相当程度調べ上げております。あとは、いつ、どういう形で財源の確保も含めてやるタイミングというふうなことになるんだろうというふうに思いますし、一方では子育ても大事ですけれどもという部分、ほかの施策もやはり同時並行的に投資する形で対応しなくちゃいけないものもそこにはあるというふうなことで、トータルとして山元町の魅力なりにぎわいに活性化につながる方向性を見出していくということが問われるのかなというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい。5年がたちまして、創成期に入る段階で、やはり前回も言ったんですけれども、今までやってきたことを振り返り、これから先に向かう部分を見つめ直し、そして見直しをする部分は見直しをし、反省するべきところは反省し、決して見直しをするということは恥ずかしいことではないと私は思っていますので、そういうことが検討されることを願いたいと思っております。

また、先ほど伊藤議員の質疑の中で排水対策がありました。これも復興事業の一つだと思います。排水対策の中で、誰もがわかることなんですけれども、水というのは高いところから低いところに流れます。最終的に流れるのは海ですよ。山元町で言えば戸花川とか牛橋の港から海に出ていくと。最終的にはそこに流れ着く。ですから、それも順番を間違えないでいただきたい。上のほうだけ直しても、全部下のほうに水がたまるんです。高瀬川で言いますと、高瀬川は水位が上がると排水よりも高くなります。ですから全て門を閉じてあります。そうすると高瀬川の土手で全部水がたまって、あそこにあふれてしまいます。そういう部分を考えて、牛橋河口の部分の改修、そういう部分も大きく考えていただきたいんですけれども、その辺についての考えをお聞きいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、ご指摘いただいた部分も含めて、町としては相当な事業に手をつ

けなくちゃならない。横たわっているわけですよ。まさにそういうものの優先順位を一つ一つ見定めながら、そしてまた町で直接やれる事業と関係機関の理解、協力がないと取り組めない事業といろいろございますので、その辺をうまく調整しながら取り組んでいかなざるを得ないというふうなことでございます。河口の問題についても、問題意識を持って今取り組みつつございます。ただ、これも他の機関の理解、協力も得る必要がございますので、その点についてもご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい。町長の考えというのは大体わかりました。町民が、みんなが納得できるような内容であれば、どのような事業であっても私たち全員協力していきたいと思っていますので、そのような形での再確認をしていただくような形での検討をお願いしたいと思います。

次に、2点目になりますけれども、JR常磐線の開通に向けて、各駅、坂元、山下です、ね、及びルート周辺の整備の進捗状況ですけれども、駅周辺新市街地の整備事業については計画どおり進んでいることは先ほどの答弁で理解いたしました。その中で、商業施設用地の山下駅前の小区画について、被災者を対象としまして立地を進めてきたということですが、どのような条件で公募して今に至っているのかお聞かせいただきたいと思います。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。これまでの経緯、若干ご説明させていただきます。

被災した翌年、平成24年の8月になりますけれども、この時点で一度、被災した方々約50数軒に対するアンケート調査をしまして、そのアンケート調査では不備だろうというふうなことで、関係機関からのいろいろなアドバイス等々を頂戴し、その翌年、25年の11月ですか、たしか250名弱の町内の事業者を対象とし、出店について意向調査をしたところでございます。その結果、11社の方々にぜひ入りたいというふうな意向をいただきまして、その後はその11社の方々とヒアリングですとかあるいは勉強会などなどを重ねて今日に至っているというふうな状況でございます。以上です。

11番（橋元伸一君）はい、議長。その小区画についてですけれども、専門的な部分ということで商工会とかそういうところとの協議というのはなされてきたんでしょうか。

産業振興課長（大和田 敦君）はい、議長。商工会とのかかわりというふうなご質問ですが、亘理山元商工会の基本問題委員会の中に設置されておりますまちづくり小委員会というふうなものがございます。この委員会と私どもとしましてもいろいろ膝を交えて意見交換し、いろいろな商工業者の視点からのアドバイスを頂戴しながら進めてきたというふうな経緯はございます。以上です。

11番（橋元伸一君）はい。その点については了解いたしました。

先ほどの答弁の中で、側道、ルートの線路付近の側道及び踏切取り付け道路については年度内の完了を目指しているということで、年度内ということは来年の3月までというふうに判断いたしますが、牛橋地区、浜吉田方向に向かうあたりですが、まだ全然手をつけてないように思われるのですが、万が一、12月に常磐線が開通した場合、牛橋地区の方たちというのは多分浜吉田から乗るようになるのではないかと思います、山下には来ないのかなと。そうすると、あの辺の取り付け道路が3月まで待たされるということなんでしょうか。町としては開通までに道路の整備を完了するというのが責任だと思っておりますけれども、その点について町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な路線の関係でございますので、担当課長のほうからお答えを

させていただきます。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。現在、側道の整備時期等につきましてはＪＲと調整もしているところでありまして、現段階ではＪＲの工事を優先しているということで、側道等工事用道路として使っているところはＪＲで使い終わった後に町で工事に入ることになっておりまして、線路内の部分につきましては開通までに現在終わらせる予定でありますけれども、全体として早く、ＪＲが終わり次第着手できるような状態で町でも発注する方針でありますけれども、年度内というのはそういうＪＲとの引き渡しの時期によって年度末までかかるという状況でございます。

11番（橋元伸一君）はい。最終的な工事終了というのは3月までかかるかもしれないということだと思うんですけれども、とりあえず今通れるような状況にはするということによろしいでしょうか。通れなければ駅には行けないのかなと思うんですが。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい、議長。現段階では3月まで通れるような計画で計画しております。

議長（阿部均君）開通に合わせて使用可能なかどうか。

橋元議員に確認いたします。西側ですか、東側ですか。（「両方です」の声あり）再度質問してください。

11番（橋元伸一君）はい。私が言いたいのは、線路の両側の側道を全て12月までに完了させろということではなくて、生活に必要な部分だけとりあえず通れるようになるのですかということ、ですから東側でも西側でもいいんですけれども、浜吉田に行く道路を確保できるかどうかということです。

まちづくり整備課長（阿部勝則君）はい。生活関連として通れるような状況には、現在、開通までできるような方向で検討しております。計画しております。

11番（橋元伸一君）はい。わかりました。

次に、山下駅なんですけれども、駅舎というのは多分ＪＲのほうで設計してつくったのかなと思ってるんですけれども、新市街地をつくるに当たり、新しいまちをつくるに当たり、駅を中心としたまちづくりという言葉をよく使っております。新山下駅東側は塞がれて入り口はありません。まして周りに金網が張ってあります。なぜああいうふうな形になってしまったのか。町として要望は出さなかったのか。東側に大金をかけて交流センターを今設計してます。隣には3階建ての施設もあります。それなのに、せっかく、そして東側に道路もつけました。それなのに駅は塞がれて、確かにその建物の両脇、南、北側から西側に回ることができます。しかし、ああいう高架的な駅をつくったのですから、下の部分は裏口とか表口ではなく、東西南北の入り口をつくって、どこからでも入れるようになるのかなと私は思っていました。そういうふうな形の駅になるのかと思ったらそうではなく、入り口は西にだけありまして、東側は先ほど言ったように塞がれていて金網まで張ってあるという状態になっています。そういうところに関しての要望というのはしなかったんでしょうか。ＪＲに関しましても、町の復興計画に沿って全てつくられたものだと思いますので、その辺、町長にお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。ＪＲの工事区と用地鉄道対策室を中心としていろんな協議を重ねてきております。そういう中で、駅舎の建築プラン、配置プラン等々についても一定の説明を受け協議を重ねてきた中で、駅舎そのものの面積、それからＪＲとしての施設の管理等々の考えもございまして、議員おっしゃるように建物に、こういう状況の建物がある

とすれば西、東というふうな部分があって、東からはここの建物の脇を通过这个の辺から入る、そういうつくりになっておりまして、いわば南側から、西口からも東口からも出入りできる、そういう動線にしたというふうなことでございまして、必ずしも東側の直接建物に、西側から直接建物というふうな構造スタイルにはなっておらないと。我々は少なくとも、議員ご指摘のとおり今までは西口からしか改札口がなかったというふうな部分は、それは問題意識を持って東西からの出入りができるような、そういう考え方をJRのほうに強くお願いをしてきてあのような形に落ちついてきたというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい。駅の東側には防災拠点施設という名目で交流センターが建ちます。防災拠点施設ということは、何かそういう有事の際にはそこにみんなが逃げれるようにとか、そこを利用できるようにということで作る建物だと思います。万が一何かがあれば、構わず逃げれるところに人は全部逃げると思います。せつかく高架にして、結局東側に入り口をつくるということは、逃げ遅れた方が駅の上にも逃げれるわけです、津波の場合でしたら、あそこは3階ぐらいの高さありますから。しかし、西なり東からしか入れないのであれば、万が一津波が来て同じような状況になった場合には、駅に逃げるとするのは回り込まなくては行けないと。わざわざ西側の方が東の駅に向かって逃げていく人はいないと思いますので、ほとんどは東側の浜通りに住んでいる方たちが万が一のことあったらということ考えることだと思います。ですから、先ほど答弁いただきましたけれども、その南側と西側にしか入り口をつくらなかったというのは、結局そこまで考えていなかったとか、確認をしていなかったということでもよろしいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。山下駅の出入りは、先ほど申したように西口からというよりも、こちら仙台側、こちら坂元側のこういう高架の下の長方形の駅舎があるとすれば、この南側の1カ所だけだというふうに理解しております。ですから、西側からも東側からも共通した形でここの比較的広い通路を介して出入りをするというふうな、そういう構造になっているはずでございまして。

11番（橋元伸一君）はい。申しわけありませんでした。私、東側だけ見てきまして、西側、あそこ西側に入り口ないんですか。南側1本、いやますます何か不思議な駅だなと今つくづく思いました。私がちょっと関係者の方に伺ったところ、もともとの駅のように平坦地にただ駅をつくった場合に、線路とですね、そういう場合はああいう形があるというのは聞いたんですけども、この辺で言えば長町とか太子堂駅、あのような高架の形で駅をつくった場合は、本当にどこからでも入れるような形の駅にするということ聞いたものですから、なぜああいう形になってしまったのかなというふうに思ったので、町のほうでその辺をなぜ要望しなかったのかなと思って聞きました。そうすると、その部分には町の意味というのは入っていないんですね、気持ちは。JRだけで考えてつくったということでもよろしいですか。

議長（阿部均君）明確に答弁できる課長さんおられませんか。（「この人はちょっと今は答弁できないんで」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。相当程度、坂元駅も含めて担当室を中心として協議を重ねた中での結論だというふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

11番（橋元伸一君）はい、議長。このことにつきましては、先ほどからずっと言ってますが、多

分平行線のままで結論が出ないのではないかと思いますので、後日でも結構です。わかる方、きちっとした回答をいただきたいと思います。

最後になりますけれども、今年度から施設管理室というものが設けられました。約1億円近い予算がついていたと思います。計画どおりに事業が進んだ場合、31年度以降、維持費、町のいろいろなものに対する維持費が膨大に膨らんで住民に大きいのしかかってくるのではないかと懸念されますが、その点に関して町長の意見をお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。そうですね、3つの新市街地が本格的に稼働、供用開始するということとなりますと道路なり公園なり一定の管理が必要となってきます。比較的新しいうちはそう大きな維持管理費というのは必要ないのかなというふうに思いますけれども、これは一定期間過ぎる中で管理費というのはどうしても増嵩傾向にならざるを得ない部分があるかというふうに思いますので、できるだけ維持管理がかからないような工夫をしていかなくちやないというふうに思います。町が直接業務を発注するやり方だけでなく、住んでいる方々なりシルバー人材なりいろんな活用する中で維持管理費の増嵩につながらない努力をしていかなくちやないなというふうには考えております。

11番（橋元伸一君）はい。全てやっぱり住民に負担のかからないまちづくりというものが私は最優先されるべきだと思いますので、その点をよく考えていただきたいと思います。

町に人を呼び込むということがお金をかけなくとも私はできる部分というのは幾らでもあると思います。町の中に笑い声が聞こえて、笑顔のある町には人が集まってくると私は思います。ですから、みんなが笑って過ごせるような、山元町の住民が安心して笑顔で暮らせるようなまちづくりを期待して質問を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）11番橋元伸一君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は5時40分といたします。

午後5時31分 休憩

午後5時40分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に「傍聴席の私語が多い」という苦情が寄せられておりますので、傍聴席におきましては私語は謹んでいただきたいと思います。

議長（阿部 均君）9番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。2016年第2回山元町議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題を初め今後のまちづくり、とりわけ子育て支援策の充実と町政全般にわたる一般質問を行い、町長の誠意ある所見を伺うものであります。

1点目は、子育てに係る親の負担の軽減をという質問であります。

今、6人に1人の子供が貧困状態にあり、ひとり親世帯では5割を超え、子供の貧困が大きな問題となっております。子供の貧困は親の貧困とも言われており、親の負担を軽減することが求められており、山元町では今「子育てするなら山元町」の実現に向け子育て支援策の充実に取り組んでいるところであります。そこで、次の点について伺います。

1点目は、就学援助制度の対応は十分か。

2点目は、給食費の負担軽減は考えられないか。

3点目は、子ども医療費助成の対象年齢のさらなる引き上げをという質問であります。

2件目は、町長の管理監督責任についてという質問であります。

最近、山元町では、議会での議決前の予算執行、工事費未払い問題、山元町職員の懲戒処分等の公表に見られる問題、さらには条例違反の疑いも考えられる4月人事に伴う定年延長、再任用職員の管理職登用等々、町長の管理監督が問われる問題が続いております。そこで、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、山元町職員分限懲戒審査会の震災後の実施状況についてであります。

2点目は、勤務延長導入に当たっての対応に問題はないかという質問であります。

3点目は、この間の連続しての不祥事に対し、みずからの処分は考えているか。

以上2件にわたる一般質問であります。町長の誠意ある所見を伺います。

議長（阿部 均君）1件目(3)、2件目については、町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。それでは遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、子育てに係る親の負担の軽減をについての3点目、子ども医療費助成の対象年齢の引き上げについてですが、これについては大和晴美議員への回答と同様でございます。

次に、大綱第2、町長の管理監督責任についての1点目、山元町職員分限懲戒審査会の震災後の実施状況はについてですが、年度ごとに申し上げますと、平成23年度は職務遂行義務違反の一般服務関係、そして交通事故・交通法規違反関係について1回、24年度は法令及び職務命令に従う義務違反などの一般服務関係、交通事故・交通法規違反関係について3回、25年度は指導監督不適正の監督責任関係、交通事故について4回、平成26年度は信用失墜の禁止などの一般服務関係、交通事故・交通法規違反関係について13回、平成27年度は不適切な事務処理などの一般服務関係、交通事故関係について4回、合わせましてこれまで25回実施しているところであります。

懲戒処分は職員に対する不利益処分にあたることから、本審査会は職員が職務の怠慢や不適切な事務処理等の非違行為を行うに至った経緯や背景などの複雑性に依りて1回から複数回にわたって実施し、審査委員会がさまざまな視点から処分量定の加重減免要素の有無などについて慎重に審査を行っているところであります。

次に、2点目、勤務延長導入に当たっての対応に問題はないかについてですが、勤務延長制度そのものは地方公務員法を受け昭和58年3月に制定され、昭和60年3月31日から施行されている山元町職員の定年等に関する条例の定年による退職の特例に関する規定に基づき導入したものであります。勤務延長制度は、地方公共団体の事務事業が多種多様な職務と多数の職員との組み合わせによって遂行されるものであり、個々の事務事業で見た場合、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上得策であることがあり得る場合には定年制の趣旨を損なわない範囲で定年の延長を認め、公務遂行に支障を生じることがないようにしたのがその趣旨であります。

我が町においては、将来を嘱望されつつさきの大震災で無念にも殉職された職員や、震災に起因する諸事情等によって定年を待たずして途中退職を余儀なくされた職員もあり、従来から内在していた町職員の年齢分布の偏在性の問題に一層拍車がかかった状況下において、新たに管理職を担える派遣職員の確保ができない状況であったことから、平成28年度の組織編成そのものが非常に危惧され、最終的に勤務延長制度の導入を決

断した次第であります。

特に問題はなかったのかという点では、4月1日付の人事異動に係る全体内示の場面において初めて職員全体に公表する形をとらざるを得なかったことから、既存の制度の活用とはいえ、職員間に導入の意図が十分伝わらず、必要以上に憶測を招いてしまったものと受けとめております。

なお、勤務延長制度は、再任用制度とは異なり、勤務延長の対象となる職務等に一定の制約もあることから対象者も限定されやすく、人事を取り扱う上ではより慎重に対応する必要がありましたことをご理解いただきたいと存じます。

次に、3点目、この間の連続しての不祥事に対してみずからの処分は考えているかについてですが、東日本大震災発災後の混乱期を経て町の復興・再生に組織を挙げて取り組んできたこれまでの過程において、職員の職務怠慢や不適切な事務処理に起因する一連の問題の発生はまことに残念のきわみであり、改めて関係各位に対し心からお詫びを申し上げる次第であります。私といたしましてもごんきの念を禁じ得ず、またこうした諸問題の発生を真摯に受けとめるとともに、そのけじめとして私みずから組織の長としての統括管理監督責任を果たすべく、山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の中で具体的内容を盛り込み、追加提案させていただく考えでございます。以上でございます。

議長（阿部 均君）1件目(1)、(2)については、教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、子育てに係る親の負担の軽減をについての1点目、就学援助制度の対応は十分かについてですが、就学援助制度は学校教育法に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行うことを目的としており、今年度の申請状況は293人が申請し、既に給付決定の通知を発送しており、今月から各学校での授業参観等の際に保護者へ支給することとしております。

内訳としては、通常の要保護・準要保護受給者が55人、被災に伴う受給者が238人であり、就学援助制度全体に占める割合では被災に伴う受給者が大半を占めており、全児童・生徒に対する割合は37.7パーセントとなっております。就学援助の内容としては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費等、新入学児童・生徒学用品費、医療費、学校給食費があります。

被災に伴う就学援助の財源は国保で賄われておりますが、来年度以降も継続されるか不透明であることから、事業の継続については今後も機会あるごとに国へ要望していきたいと考えております。

また、今年度の対応については、1月中旬に各学校から保護者へ翌年度の申請についての案内を配布し保護者へ周知を図るとともに、申請漏れがないよう学校と連絡を密にした上で支給決定手続を行い、年3回に分けて支給をしておりますが、支給方法等について保護者からの意見等も踏まえ柔軟な対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、給食費の負担軽減についてですが、学校給食の実施に当たっては児童・生徒の健全な心身の発達及び食に関する正しい理解等を目的とし、安全・安心な給食の提供に努めているところです。

給食費については、学校給食法の規定に基づき、施設及び設備並びに学校給食の運営に要する経費は設置者である町が負担し、食材費のみ1食当たり小学校は278円、中

学校は319円を保護者の皆様に負担していただいております。ご質問の給食費の負担軽減についてですが、現在町で実施している就学援助事業において、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し給食費の全額を援助し、保護者の負担軽減を図る取り組みを実施しております。

なお、学校給食は小学校で年間173回、中学校で年間171回提供することから、就学援助事業における援助額は小・中学校合計で児童・生徒293人分で年間約1,500万円相当となります。

ご指摘のありましたように、本町における各小・中学校のひとり親の割合も平均で16.5パーセントでありますことから、保護者の経済的負担は大きなものになっていると考えられますので、さらなる給食費の負担軽減については財源確保及び継続性の観点からも大変厳しく、現在復興道半ばでもありますので、一定程度復興が進んだ時点で負担軽減の対策を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ただいまの1件目、子育てに係る親の負担の軽減をということではありますが、この件につきましては先ほど来から、先日からいろんな方々からのご質問の中でそれぞれ答弁、回答されているということでもあります。

そして、先ほども回答、答弁ありましたが、そこでなかなか今の回答の中でも財源的に大変だというようなこともありました。その辺は十分にこっちも認識している、しかしながらそういう中で「子育てするなら山元町」という山元町独自の対応が求められているのではないかとということから改めてお伺いいたしますが、先ほど来、調査はしているという町長のご答弁がありました、給食費の負担軽減につきましても調査していると。それから、子ども医療費助成、これは今の県の動き等々あれば当然いろんなケースを考えているのではないかと思いますので、その辺の経緯といたしますか、調査経緯についてお伺いいたします、お二方。

教育長（森 憲一君）はい。まず若干ちょっと経緯を。今、遠藤議員のほうからもご指摘ございましたけれども、保護者負担軽減については、実は平成20年から22年まで、この時点におきましては学校給食費の5パーセントを補助するという制度がございました。3年限定ということでございました。しかしながら、5パーセントという補助率のこともさることながら、申請行為ということで行ってきたものでありまして、当時、私も就任してほどない時期に、執行率が非常に悪いのではないかとのご指摘などをいただいた記憶がございました。その後、改善に努めたところではございましたけれども、いずれ3年で22年で終わったと。その後、実は町としても何らかの、その継続性のことなどもございましたので、検討してきたところでもございましたけれども、残念ながらそこで震災が起こってしまったという状況でございます。

その後、この就学援助については被災の児童・生徒に対しての手当てがされたところでもございまして、我々にとりまして大変ありがたい制度だなというふうに思っております。しかし、この制度も当初は国のほうの説明ですと平成26年度までというふうなことがございましたけれども、我々も、それから各被災地からの要望等もございまして、27年度も継続し、さらにこの28年度も継続していただいているというふうなことで、今後いつ切られるかという不安はあるんですけれども、何とかさらに、まだ先ほど申し上げましたように被災児童・生徒の割合が多いもんですから、もっと継続してほしいなというふうに思っているのが正直なところでもございますし、機会があればそうい

った動きもしていかなければならないだろうというふうに思っております。

一方で、とりわけこの学校給食について、先ほど来ちょっと話、時折出ておりましたけれども、完全無料化というふうなこともございました。これ実は県内では今年度から、昨年までは半額補助ということであつただろうと思えますけれども、今年度から大河原管内の七ヶ宿町で完全無料化を実施されているというふうに聞いております。それから蔵王町におきましても1食当たり20円の補助というふうな県内の状況がございます。そういった意味合いからも、いろいろ今後教育委員会といたしましても具体的に検討していかなければならないだろうというふうに思っております。

ちょっと長くなって恐縮ですが、一方で、この就学援助と学校給食費は一体でございますので、あわせて考えていく必要があるだろうというふうに思っております。就学援助のほうにつきましては、こちらにも実は各支援団体、自治体等々からさまざまな支援をいただいております。一方で、町としてもご承知のとおり区域外就学あるいは町外から通ってきている子供たち、これも親御さんの負担をおかけしているところでございます。そちらに対して町では震災直後から遠距離通学の補助を実施しております、交通費の2分の1と。これも一時期は120万円を超える補助がございましたけれども、当時一番遠い方で梁川から通っておられました。現在一番遠い方は亘理町ということでございます。まだ実数として10名ほどの数字がございますので、これもただ間もなくここ1、2年ぐらいで終わりになるだろうと。

そういったことを見込みながら、この就学援助、それから各自治体からの、あるいは関係するところからちょっと主立ったものを紹介しますと、例えば福島県では一時期修学旅行、我々山元町の4校は会津若松等にお世話になっております。今、バスの事故がありまして、その以降バス代がかなり高騰しております。福島県では教育旅行と言いまして、これに対して、学校の規模にもよりますけれども、おおむね3万円前後の支援策をいただいていると。そういったことがあったり、中学生あるいは小学生の修学旅行に1人当たり1,000円の頭いただいたり、さまざまのところからご支援をいただいているというふうな実情でございます。これらもほぼ終期にかかっているのではないかなど。

それらを落ちつきのあるところで今後を見据えながら、先ほどの学校給食につきましても平成20年から22年にかけてそういう町独自の補助制度もありましたことから、何とかいろんな施策ができないものかなど。先ほど申し上げましたように、その背景には16.5パーセントのひとり親の割合も、この割合はどうでしょうか、私自身はこんな田舎でもこういう数字なのかというのが一番初め聞いたときの率直な感想でございました。したがって、そういったことも視野に入れながら今後教育委員会としても検討していきたいものだなというふうに思っているところでございます。長くなりました。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。それでは、私のほうからは子ども医療費助成に關しての調査内容をご報告させていただきたいと思います。

まず、全国的に調べているのは、子ども医療費助成の対象年齢と所得制限と一部負担金のあるなし等に関しては全国の市町村のデータで確認してございます。あと同じく県内の市町村に關しましては、それに加え食事療養費の補助であるとか、あとは直近の制度改正の時期などもあわせ調べております。あともう1点、今回宮城県のほうで拡大が見込まれるということで、全国の都道府県の補助制度がどうなっているかというところ

も調べております。基本、現在行っている市町村の状況について、あと県の補助事業について調べているというふうな状況でございます。以上でございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の子ども医療費のことから確認します、これ町長だと思んですが。これ先ほどの答弁で、鋭意努力する、方向性はそういう方向で考えているということを受けとめたわけですが、調査というのは、どのくらいの中身と、所得制限をどこまで設けるかとか、あるいは高校3年というのが今最大のところなんですけれども、そこまで行くためにはどのくらいの金を用意しなくていいのか、あるいは金を、余りにも多いと今度は県に対して県がどこまで引き上げてくれるかということ町で財源が抑えられるという部分もあるんで、その辺の調査をしていたのかということ聞いていたんですが、今の話では多分してないと思います。これからでいいです、とにかく。そして、来年の4月からは、前みたく10月からと言わないで4月からスタートできるような対策をぜひとっていただきたいと思いますが、どうですか。

議長（阿部 均君）補足の答弁があるようでございます。（「いいよ。いいから、時間ないからいいわ」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。実施時期については、ちょっと、これまでのシステム改修とかいろいろあって、例えば今の制度についても年度の途中からというふうな部分もございまして、必ずしも今の段階でやるとすればいつの時期かというのまではちょっとお答えしにくいのかなと。まず担当課長からご紹介させてもらったような積み上げをした中でのまず結論を急ぐ必要があるだろうと。そして実施をするということになればそれはできるだけ早目のほうがいいだろうと、そういう思いは共有させてもらうところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。非常に積極的な政策なんで、ぜひ安心を与える上でもその辺を明快に伝えておいたほうがいいのではないのかなということ伝えておきます。

次に、給食費、就学援助の話出ましたが、就学援助については大変全国的に厳しい動きがといますか、かなりのそういう子供たちがいるということで、非常に大切な制度である。しかし、一方で、国のせつかくそういう制度がありながら十分な使われ方してるのかと言われると使われていないという側面も、一面も見られるということなんです。時間もないですから何なんですけれども。国の基準どおりにやってるかやってないかという和多分山元町もやってないと思うんです。例えば国の基準の中にクラブ活動費とか生徒会費、PTA会費等々あるんですが、これは全国的にやっぱり2割程度だそうなんです。しかしながら、やっぱり「子育てするなら山元町」ですから、これはぜひこの辺も検討していただきたいという、それから基準外で頑張ってる自治体もあるそうですが、例えば眼鏡とかコンタクトレンズの購入代とかというのものもある。そういう基準外のことも今後、今は確かに言われますように相当厚くされてるという部分があるんですが、その辺を今後検討していただきたいという、これは求めておだけにします。

あと学校給食費については、実際動き始めてます、全国で、この何年かですね。隣の福島県は結構その先を行っている、全額無償というのも金山町というところとかね、あと何だ、川俣村、いろいろ。そして80パーセント補助とか60パーセント補助とか40パーセント補助、あるいは低くて10パーセント補助ということでやっています、隣の県ではですね、これ多分県全体の動きかと思うんですが。それから秋田県も、この前来たようですが、あの村だけでなく、大瀧村がもう12年から全額無料、今現在なくなってるかわかりませんが。それからいろいろ、ちょっと名前ね、読まれなくて、今ここ

で恥ずかしくて。3つの種という町がそうなんです、そのところでも実施していると。それから北海道もかなり前から実施している自治体があると。という事例もあるんで、その辺も十分調査しながらこれも積極的に前に向くような形で取り組んでいただきたいということで終わります。

引き続き2件目、町長の管理監督責任についてということですが、先ほどのお答えの中で震災後のいろいろ示されました。とりわけ最近の平成27年度4回実施しているということですが、その内訳についてそれぞれ伺います。それぞれ審査日、いつ審査したのか、それからそれぞれの回数、何回審査したのか、それから町長決裁はその後いつ、あるいは処分日というんですか、ちょっと専門用語わからないんで、それから本人に直接処分書を手渡した日がいつになっているのか、それから公表の有無ですね。公表の有無ですが、公表した場合には何日か、いつかということ整理して報告していただきたいと思います。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。それでは、平成27年度の職員分限懲戒審査会の開催状況についてご説明を申し上げます。

まず1回目、平成27年5月28日に9件の処理をいたしてございます。一般服務関係が1件と交通事故関係が8件ということでした。ただ、一般服務関係の1件につきまして継続という取り扱いになってございます。続いて平成28年2月29日に2回目の審査会が開かれてございます。ここの中では一般服務関係1件と不適切な事務処理関係2件という形でございます。3回目、平成28年3月10日に開催されております。2回目と同様の検討をしてございます。4回目が平成28年3月14日ということでございます。

あとは公表……。〔審査日の、町長それぞれの決裁、町長。9件とかっていっぱいあるんだね。最近の今とりわけ問題、問題というか、いろいろなってる部分ついて、最近なので結構です、大体わかると思うんですけども〕の声あり）わかりました。新聞等々で「公表の時期、公表の取り扱いについていかがか」と載った事例がありましたので、その事例ということでお答えを申し上げたいと思います。

この事案につきましては、5月28日に別件のほうで、町有地の貸し付け事案のほうでまず審査入りまして、2回目、3回目、4回目と審査されたということでございます。3月14日に4回目の職員分限懲戒審査会のほうを終わらして……。〔聞こえない〕の声あり)

議長（阿部 均君）副町長、もう少し高目にお話してください。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。すいません。

審査報告が3月15日でございます。3月25日に前段の工事等未払い案件の懲戒処分のほうがされてございます。その後、町有地貸し付け情報公開の事案の懲戒処分につきましては6月1日付で処分のほうをいたしております。とりあえず以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。工事未払いのやつと情報公開、それから町有地というかね、というのが本題、この辺の関係について確認したいと思うんですが、まず情報公開とこの町有地、問題になったやつね、これの審査、これについて詳しく説明していただければ。詳しくって、審査会いつやって、今言った内容でね。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。それではお答えいたします。

町有地の貸し付けと情報公開のやつと2件ありましたので、平成27年度に開きまし

た1回目、5月28日の開催分につきましては町有地の貸し付けの分でどうかという審議がされました。その段階で、状況、さらに調査が必要だというふうな意見を審査会委員のほうからいただきながら、聞き取りや調査進めろという話でございましたので、継続という取り扱いになりました。その後、2回目、3回目、4回目と開きましたが、その中では町有地プラス情報公開の案件もあわせて審議のほうを進めたという内容になってございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。平成27年の5月28日にこの町有地についてはまず第1回目の審査をしたということですね。あわせて、その情報公開については、いつ初めてそれに上ったのか確認します。

副町長（嘉藤俊雄君）はい、議長。2回目の平成28年2月29日からその情報公開も含めての案件になったということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、この2件について、審査会で結論を出したのはいつになるんですか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。審査会の終了自体は3月14日でございますして、3月15日に報告という内容になってございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この2件については3月14日に審査会としては結審して、結論を出して、そして町長に報告ということになんのかな。そして町長のその後の決裁がいつかということについて改めて確認します。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。決裁日までちょっと押さえてないので、懲戒処分の処分日ということでご理解いただきたいと思います。（「いや、決裁が重要なんです。決裁日というのはあるんでしょう」の声あり）ちょっと手元に資料なので、確認必要であれば。（「重要、重要ってか、確認」の声あり）

議長（阿部 均君）必要ですか。（「それ重要な部分、わがんねつつうのあり得ないことだよ」の声あり）決裁日ね。（「町長決裁日があって、そしてその後それを受けて公表ということになんでしょう」の声あり）書類はあるんですよね。（「はい」の声あり）あるのであれば、この際暫時休憩といたします。

午後6時18分 休憩

午後6時25分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。お時間いただきまして、申しわけございませんでした。

決裁日ということでございます。まず、工事等未払い事案の懲戒処分のほうにつきましては3月16日に決裁をいただいております。町有地貸し付け、情報公開事案につきましては5月31日の決裁となっております。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。町長にお伺いしますが、なぜ5月31日の決裁ということになったのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。一連の関係につきましては、この審査会の委員長でございます嘉藤副町長を中心に進めてございますので、そちらのほうからの説明とさせていただきたいというふうに思います。（「議長、違う、これ町長決裁。町長決裁というのは町長がその審査会の結果を見て町長がそれに判こ押して、それで最終的に決まりという流れだと思うんです。だから町長みずからの判断でそれを認めるか認めないかという話なんですから、

これは町長に。副町長に話してもらっても第三者のあれで全然あれなんないですから」の声あり)

決裁をした日は、先ほど副町長から申しあげました5月31日だというふうな、そのことについてはそのとおりでございます。(「なぜなの。なぜなのって。なぜ5月31日なのって聞いたの。ここの工事未払いは3月16日で、審査あれしたのが3月14日でしょう。そしてそれを受けて町長は工事未払いについては16日にもう早速決裁して、そしてすぐに公表したと。そんでマスコミが捉えて、そして3月議会が終わってから新聞報道になったという経緯なんですよ。同じ日に審査会としては結審してんですよ。それを受けて町長は工事未払いについては3月16日に決裁した。この2つについては決裁しなかったのはなぜなんですかという素朴な疑問をお伺いしてるわけです」の声あり)

その辺の流れについては、1つは3月議会での遠藤議員からのいわゆる設計施工一括方式に伴う増額、可決前の一部施工に関する問題提起、この問題もございましたので、私としてはこの一連の不祥事絡み、これはやっぱりトータルとして総括的な責任を整理をして対応すべきだろうと、そういうふうな考えもありましたので、若干案件によってタイムラグがあったというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。今のお話は全く理由になってませんということとまずここでは、この部分についてはなっていないということで、次に移りたいと思います。

同じ関連ですから、町有地の問題については27年の5月28日に開始したということなんですが、情報公開については、先ほど確認したときに、8月の……。もう一回確認します。情報公開の出発点はいつだったんですか。

副町長(嘉藤俊雄君)はい、議長。平成28年の2月29日の第2回審査会からでございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。なぜ2月29日なのかという、まず疑問があるんですが、その前にいろいろ事実経過について確認したいと思います、情報公開についてはですね。

政策提言書の公開を求める情報公開請求に係る異議申立書の対応についてお伺いいたします。確認します。異議申立書が提出されている事実を確認できたのはいつか、関係者でいいです。

副町長(嘉藤俊雄君)はい。平成27年の1月23日に町議会議長名で請求しようとする異議申立書のほうが提出されてございます。それにつきまして、平成27年4月28日付で督促のほうを議会のほうからいただいたということがございます。その時点で1月23日付で異議申し立ての提出があったという事案が判明し、当該申立書の存在について確認をさせていただいたという中で、未収受かつ未決裁の異議申立書が発見されたというふうな状況でございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。この4月28日時点で、本当はそれでも遅いんですけども、異議申立書が提出されているということが確認されてるんですね。この時点で異議申立書の内容については確認されてますね。じゃどういう内容の異議申し立てなんだか。

副町長(嘉藤俊雄君)はい。情報公開請求に対して「不存在」という決定がされた、それに対しての異議申し立てという内容でございます。

9番(遠藤龍之君)はい、議長。14日以内に求めなくちゃならないということをもったの異議申し立てなんですよ。本当に審査してるんですか。その辺の事務上について確認します。してないということですか。してないんだったらしてないと言ってくださいよ。

副町長(嘉藤俊雄君)はい。異議申立書が提出された場合、長は14日以内に審査を求め、審査会

は90日以内に審査結果の報告に努めるというような条例になっておりますので、その状況については十分把握しております。という意味で言えば、この時点でもう既に遅いというご指摘はごもっともだろうというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、この時点で本来なら審査会開かなくてないんだから、この時点で確認しなくちゃいけないよね。ここで委員の任期切れというのがわかるんだったらば仕事をしてるということ、これは審査会もですからね。あの内容を見ますと、たった個人が、個人だけが悪いような話になっていますが、それは後に置いて。まず責任問題です、これね。そして、さらに問題は、それでもなお動きが見えないということで、次に異議申し立ての督促あったのはいつですか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。6月17日に再度の異議申し立ての督促のほうをいただいております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。聞かれたことだけでなく、なぜそうしたのかということも含めて教えてください。時間、こっち制限されてるんですから。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。失礼いたしました。1回目の中でさらに異議申し立ての結果が出てないということで督促をいただいたというふうに理解しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。なぜ動かなかったのか、2回も督促があつてなぜ動かなかったのか、その理由について伺います。誰かの声があつたのかどうか、そこまでは憶測しませんが。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。審査会のほうに意見を求めるということ、送付しなければならないという期限があつたわけですけれども、ご案内のように審査会の委員が任期切れになっていたという状況がございます。そういう中で、あのときのことを考えますと、早目に、早く、議会からも言われてましたので、早く議会の情報公開審査会の委員の委嘱をして結論を出すようにということを当時言った記憶があります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。誰に言ったんですか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。所管している総務課、総務課の課長なり担当班長のほうに話をした記憶がございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。名前が出てきたんで、今度そちらに振らざるを得ない。総務課長、この辺の事態を受けて、どういうことだったんですか。

総務課長（島田忠哉君）はい。5月初旬に速やかに審査会を開催するような方向でというふうな指示をいただきまして、委員会構成を進める過程におきまして、これもこれまでも答弁させていただいたところでありますが、弁護士会推薦の委員の委嘱をという取り扱いが必要であったことから、その推薦を仙台弁護士会のほうに要請をしてきており、その選出に当たっては、ちょっと記憶でお話しさせていただきますので大変恐縮でございますけれども、7月の下旬ぐらいでなかったと思いますが、その弁護士会の理事会の中で選定をするという運びが必要だったということで、その間、急ぎ開催しなければならないという、そういう思いは持っておつたんですが、残念ながら委員の推薦をいただくまでの一定期間は開催できなかったというふうに記憶しております。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。いつ弁護士会に要請したんですか。

総務課長（島田忠哉君）はい。今手持ちございませんので、恐縮でございますが、休憩をお願いできればというふうに思います。

議長（阿部 均君）何分ぐらい必要でしょうか。5分でよろしいですか。（「はい」の声あり）

この際、暫時休憩といたします。再開は6時43分といたします。

午後6時37分 休 憩

午後6時43分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。大変貴重なお時間を頂戴しまして申しわけございません。

改めて答弁させていただきますが、平成27年7月16日付で仙台弁護士会のほうに推薦依頼を出させていただいております。その結果、7月24日、委員推薦に対する回答を頂戴し、7月27日付でこれを收受したというふうな経緯でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の事実経過についてはこっちも確認してるんですけども、私が今ずっと4月28日、4月28日と言ってることに対しての今の答弁ですからね。4月28日に督促といいますか、開催要求を1回目のしてるんですよ。そこで先ほど副町長が、審査会の責任者が審査会としてはそれを確認して、そしてそっちに振ったと、やりなさいというか、先ほどの答弁ではね。それに対して課長はどういう動きをしたのかということが先ほどの質問の中身なんです。そのときに当然動かなくちゃならないでしょう。その時点でわかってるわけですから、情報公開、14日、もう14日過ぎてんですが、すぐに情報公開審査会を求めなくちゃならない、町としてね。それをなぜ求めなかったのかということが聞きたいところなんです。

総務課長（島田忠哉君）はい。繰り返しになりますけれども、委員の任期切れというところで、委員構成を改めて選任をして委員会を設置しなければだめだという状況でございました。その過程において、委員さんについては個別に、個別にといいますか、選出区分に応じて委員に承諾、就任を承諾していただく旨のそういった交渉であったり、あとタイミング的には議会と前後するような時期というふうなことで、なかなか、急ぎやらなければならないという思いはあってもなかなかできなかったというところもその背景にはあったというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。私、遠慮して言ってるんですよ。1月23日ですよ。町長、よく聞いてください。1月23日に請求を求めたんですよ。その14日以内に審査会に求めなくちゃならないんですよ、審査してくれて。それまだ、12月議会終わってからですからね、まだ時間的に十分余裕があります、3月議会までね。それで3月議会まで待ってもなかなか返事がなかった、答えがなかったということで、それもわざわざ、3月議会が終わって、そして我々も個人で動くことはできませんから、議運で諮ったり、それから議運だけではだめだからと全協に諮って、そして全協の了解されて、そして議会として改めてまず第1回目の請求をしてるんですよ。それもまだ4月28日です。そしたら即動かなくちゃならない。どんな状況、場面にあってもこれはやらなくちゃならない仕事ですからね。それがなぜできなかったのかということを知ってるんです。今の答えでは……。しかもだよ、もうあれですから。そしてそれでも来ないから、6月議会終わって、そこで改めて7月に、6月の終わってすぐだな、6月17日、2回目の請求やってんです。それからの動きでしょう、今のは。そういうことを知ってる、確認してるんです。

総務課長（島田忠哉君）はい。今の遠藤議員のご質問については、6月17日付で異議申し立てについて改めて請求をいただき、その中において7月15日までという内容で請求をいた

だいたというふうなことでございます。（「あんだ一々確認すつこどねえがら。やったかやんねがということだけ答えてもらえばいいんだ」の声あり）はい。（「4月28日以降の動きどうだったのかということを確認してるんだから。いろいろこの説明とかなんとか要らないから」の声あり）はい。

その間におきましては委員任期切れの関係からできなかったということでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、任期切れがそこでわかったんでしょう。わかったらそこで動かなくてないんでしょう。そういうことを確認してるんです。どうですか、その時点では。

総務課長（島田忠哉君）はい。その結果、審査会を開催すべく委員の就任の承諾に向けて動いたというふうなことでございます。

議長（阿部 均君）任期切れがわかった時点で、その後、即とった対応について遠藤議員が回答を求めていると思いますので、その辺について。そうでしょう。（「その時点で、4月28日以降の時点で。さっきの言ってんのは6月17日以降の話をしてるわけだから」の声あり）

総務課長（島田忠哉君）はい。4月28日以降について、そういった問題があるということについて対応しなければならぬということを副町長からも指示を受けたのは5月初旬でございます。タイミング的には連休などもあったということもあってさらに当方の対応が遅れたというようなことは、指摘されてもそれが事実でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。町長、どう思われますか。3カ月たってるんですよ。そして1月23日ですからね。それから14日以内に求めて開かなくちゃならないことになってんだね、制度上、条約上ね。それを放置していたんですよ。そしてその放置の放置の何乗せっていうんですかね、ここでも放置して、言わってもまだ放置してるという実態なんですよ。どう思われますか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい。担当者なり管理職との意思の疎通というのがまず一つ欠けていた部分があったのかなど。それが1月からのもろもろの動きに大きく影響をしているんだろうというふうに思いますし、またタイミングの関係もございますけれども、総務課長から申し上げておおり、ここに来て委員の皆さんの任期が切れていって改めでの委嘱行為をせざるを得なかったというふうな部分で、大変、まさに不測の日数を要してしまったというのは大変遺憾でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。大変遺憾と、それ以上遺憾の話なんです。町長はこの事実をいつ知りましたか。

町長（齋藤俊夫君）はい。はっきりといつというふうには思い出せませんが、多分副町長がお話といたしますか、指示をした前後には承知していただろうというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことではもう4月、5月初旬にはそういう実態を知っていたと、町長もですね。その後、その動きが見えなかった、その辺での町長の指示がどうだったか、こうだったかというのはありますが、事実としてはそういうことですよ、確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい。大まかな流れとしてはそういう流れになりますし、副町長同様、委嘱なりが必要であれば急ぐようにというふうなお話を多分しているはずでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。このことについては、この辺は未確認というよりも不確かなというふうに受けとめていただいているんですが、事務局間同士ではその都度その辺の要

請、要求はしていた、いました。それでもなお回答がない、対応がないということで、それではだめだ、口頭だけではだめだから、んで文書でもって正式にやっぺということやってる行為なんですよ。正式に動いてんです、議会としてはですね。しかも議会議長名での動きなんですよ。そういう重要な事案を町がそれを受けとめて、確認してなお動きをつくってない。これは重大な問題ですよ。そしてこの件に関して、まだ結論を出したくないんですが、一個人だけ、一職員だけの罪で負わせている、こんなばかな話はないと私は思いますが、いろいろ時間の都合上もありますし、またここに戻ってくることもあるので。

そういう事実だと。非常にもう4月にわかっていながらしてなかった。そのことによって次に出てきた問題が、情報公開審査会の任期切れがそこでようやく確認できた。改めて確認します。情報公開審査会の任期切れが確認できたのはいつですか。

議長（阿部 均君）副町長ですか、総務課長ですか。（「いや、答えられる人でいいです」の声あり）答えられる方でよろしい……。任期切れが確認……。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。事実確認の過程でございますけれども、27年5月初旬、未処理の異議申立書、これは4月以降に人事異動があつて現班長になったわけでございますが、現存の班長が未処理の異議申立書を処理すべく情報公開条例に基づく審査会の開催に向けて審査会の委員構成並びに委員の任期を確認したところ、任期切れとなっている事実が判明したということで、わかったのは5月初旬でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その後の動きについては、任期切れがわかったんですから、即座に動かなくちゃならないと世間一般は、町民は思うわけですが、その辺の動きはどのような動きをとったのかお伺いします。

総務課長（島田忠哉君）はい。5月初旬ということで、繰り返しになりますけれども、ゴールデンウイーク等があつて、具体の動きとしてはゴールデンウイーク明けてからの動きにならざるを得なかったという当時の状況であつたかと思ひます。そうした中で、またここでも年度がわりというふうなそういったタイミングなりも災いしてしまったなど今改めて反省するところでありますが、結果として具体の動きになつたのは7月初めというところで、ここでも一定の期間を要してしまつたと。これは委員の就任を要請するに当たって、その前提である委員構成であつたり、あとは委員承諾に向けての働きかけなどしながら仙台弁護士会への要請に展開していつているというふうな流れでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。このことについて実際仕事を始めたのはいつなんですか、じゃ。ゴールデンウイークで忙しかつたと、そういうことが許されるのかどうかというのはまた別問題として残るわけですが。その後、5月、ゴールデンウイーク終わつても5月、6月、7月まで2カ月もあるんですよ。そしてそのくらいかかる仕事なんですか、そもそも。しかも、わかつた時点でこれはもうびっくり、びっくりというか、夜も寝ないでという言葉はちょっと皆さんに申しわけないかもわかんないけれども、しかし事態を考えればそういう内容の問題ではない、内容というか、忙しいからとか、6月議会前だからとか、何だか、ゴールデンウイークだからとかつていうのが大きな理由になる内容のものなのか、そういう対象のものなのか。もう既に4月28日に督促されて、そこですぐに動かなくちゃならない状況なんですよ。どこまで深刻に受けとめてるのか、そこが伝わるような回答をください。

総務課長（島田忠哉君）はい。弁護士の任期切れというふうなことで、後任の弁護士の推薦をお願い

いするに当たって仙台弁護士会のほうに相談したと。その中で、仙台弁護士会のほうでは7月下旬に理事会が予定されて、後任の推薦はその理事会の中で検討されるということの回答を得た結果、その間については委員構成ができなくて、流れとして7月末になってしまったというふうな展開であったと記憶してございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。余りこういうことで時間とりたくないんですが、じゃ弁護士会に頼んだのはいつなんですか。1カ月、2カ月もかかるんですか、仙台弁護士会のほうに問題があるのかなというふうな話になるんですが。

総務課長（島田忠哉君）はい。日付だけを言うと7月16日でございますが、それは仙台弁護士会の理事会開催をにらんでの要請のタイミングだったなというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。余りこういう生産的な話ではない非生産的な話したくないんですが、仙台弁護士会の理事会は2カ月か3カ月に1回開かれる理事会なんですか。もし仮にそうだとでもですよ、そうだとでも、であるならば、何らかの方法でその弁護士を依頼してやる、金をかけてもですよ。だってこれそういう話になってんですから。山元町にはちゃんと顧問弁護士というのもいるわけですから、そういう方々の協力も得られるならば、これはする気になれば対応できたと思うんですが。して今の話で、ちゃんと確認して、4月16日理事会だからということで、そこまで待ってたんですか。6月に理事会なかったんですか、5月に理事会なかったんですか、その辺の確認します。

総務課長（島田忠哉君）はい。何カ月単位で理事会が開催されるかというのは承知しておりませんが、弁護士の先生の推薦を要請するに当たって、町の顧問弁護士である内田先生のほうにご相談を申し上げ、その中で仙台弁護士会のほうへの推薦要請というふうなことをご教授をいただいたという記憶でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと不誠実です。んで内田弁護士に依頼したのはいつですか、相談したのは。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。電話での相談だったものですから、その日付等については正確には記憶してございません。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。重大なことですよ。「記憶にございません」、大体1カ月範囲とかね。そんなの内田弁護士に確認すればすぐにわかることなんですよ。

何を言いたいかという、すぐの動きにしまったかどうかということを確認したくて今確認してるんですよ、4月のね。だから、もう大体この間のやりとりの中で聞いてる方も認識といいますか、理解されたかと思うんですけれども。動いてないんですよ、この間。そして7月の16日、2回目の請求があつてようやく動き出したと。動き出して、さあやりましようとなったつけ委員の任期切れがわかったと。それからの流れなんですよ。その辺について、副町長さんはその辺の流れをどうつかんでますか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。確かに議会のほうから執行部への情報公開請求というのは余り実は例がないという中で、最初は「こういうものが上がってきてるんですけどもどうですか」という話からまず始まったような気がします。その後、でもそれは異議申し立ての前に情報公開に対して決定しているわけですから、異議申し立ては異議申し立てとして受けとって処理すべきでしょうという話をしました。結果、本来であれば14日以内に組織して送付すべき相手がいなかったという状況の中で、できるだけ急いでという指示も議会のほうからもいただいておりますので、そういう中で委員のほうの人選のほうを急いではやったつもりではありますけれども、そういう意味で遅いというご批判については

これは甘んじて受けなければならないというふう思っております。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。甘んじて受けるんでなくて、厳粛に受ける、厳粛という言葉が正解かどうかわかんないんですが。

この件については、かなり重要な深刻な問題であると。それに対する皆さん方の責任も、わかっていながら動かない、これについては副町長もですからね、そういう意味ではね。そういう意味では、わかっていた町長もですからね、この件の動きの結果については。そしてこの情報公開というのは本当に根の深い、我々、なぜこのことを進めでつかというと、政策提言書の公開をめぐっての動きなんですよ。そしてそれはいまだに問題を抱えてるんですよ、道合地区等のね、工事の遅れとか工期の遅れとか、それに発してる問題なんですよ。逆に言うと、そういう問題だからこれは、うがったといいますかね、だからそういう対応なのかなというふうにいぶかって、いぶかってつつうんだね、そういう考えに至るんですよ。ということをもまず言っといてね。これについては、この件について、これは重大な責任問題があるということ指摘しておいて、単なるあの公表された内容だけで済む問題ではないと、処分の内容ではないということを取りあえずここで伝えといて。

次に、定年勤務延長、導入延長に当たっての対応に問題はないかということの確認なんですけど、この件についても先ほど来取り上げられています。一つ確認したいことは、ことし4月1日付の人事異動で島田忠哉総務課長を勤務延長して引き続き総務課長として任用しております。これはこの間も答弁されているわけですが、これは地方公務員法及び山元町職員の定年等に関する条例というところからその特例と、4条の特例ということで、そういう結果、結果っていうんでない、定年延長と、して採用してるということなんですけど。これは、そしてこれは先ほどの答弁にもありました定年による退職の特例ということで採用したということになってるわけですが、この特例の内容について、3点くらいあったかと思うんですが、確認したいと思います。

議長（阿部 均君）総務課長本人はちょっと答弁しづらいと思いますので、町長齋藤俊夫君。（「山元町職員の定年等に関する条例さ載ってっぺや」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい。趣旨のほうからお話しさせていただきますと、この勤務延長制度の趣旨というのは、公共団体の事務事業というのは多種多様な職務と多数の職員との組み合わせによって遂行されているものであるというふうなことで、個々の事務事業で見た場合、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務上得策であると、そういうふうなことで趣旨、そしてまたこの場合については定年制の趣旨を損なわない範囲で定年の延長を認め、公務遂行に支障を生じることのないようにしたいというのが基本的な趣旨でございます。そしてまた具体的には、定年退職の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定めまして、その職員を当該職務に従事させるために引き続き勤務させることができると。具体のというふうな部分に適用の考え方を捉えたのかというふうな部分につきましては、この当該職務が公務の知識なり技能または経験を必要とするために、その職員の退職によって公務の運営に著しい支障が生じるときというふうなことで、町の条例の4条の1号ですか、この部分を適用する中での具体の延長というふうなことでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、これ聞いてる方がわかるように正確に伝えてほしいということでお伺いしたんですが、また私の時間がとられるんですが。

今言いました第4条1項、これの定年による退職の特例と。先ほどの答弁で、そういうことで特例だからしたんだよということですからね。じゃその特例を許してる何に当たるのかということを確認して私は今質問したんですが、1、2、3とありますね。そのうちのどこに当たるんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。前段申し上げましたように、4条の1項の1号というふうなことで先ほどご紹介申し上げました。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。技能または経験を必要とするものである、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると。著しい支障が生ずるところに同格の参事を入れてるんですよ。であるならば、体制厚くしてるわけだから、何も、逆に言うんですよ。もし必要だったら別のところで力を発揮してもらおうとかという疑問が大きくここには残っていると。あとこれ以上行ったり来たりするとあれしますから。大きな疑問がここには生まれています。それでは、それではって、そういう大きな疑問を持ったということね。その疑問を確認して。

では、さらにこの第4条の5項には、町長が定年延長の項を今根拠としました。この山元町職員の定年等に関する条例のさらに第4条の最後の第5項には、定年による退職の特例を実施するために必要な手続は任命権者が務めるということになっているようがあります。今回の特例措置の実施に当たって、任命権者である町長が決めた手続内容を記した書面、これを示していただきたい。就職試験つか、あれですね、そんな感じのやつです。

議長（阿部均君）書面の提出を求めるんですか。（「はい、そうです」の声あり）それを裏づけるもの、書面等の提出を求めていますので、提出願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めてその様式が定まってるとかということじゃなくて、やはり一つの意味決定というふうな過程での確認作業というふうな部分については一定の手続を事務処理をしながらというふうなことで、ここの部分のご理解をいただきたいというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。手続はしてるんですよ。それを今の話では書面ではとってないというお話ですよ、少なくとも。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体の手続というのは、先ほど確認というふうなことは決裁をしてというふうなことでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。じゃその決裁の内容について、この手続には、改めて特例で任用すると、任用つつうんですか、というときに、新たな特例の条件なりあると思うんですよ、例えば給与の問題とか、給与をどうするとか、あと働き方をどうするとか。この辺でも手続っていうんだべ。あなたはという、この1、2、3のうちのこういうことであなたにはその任務を負ってもらいますとか、そこの確約とか約束というのがなければならない、逆に言うとかね。ただ「あんだ、あいつながら引き続きやってけるや」というようなことで済まされる問題ではない、手続ではない、特例なんですから。ですからその辺の正式な手続について示されたいということを確認しておるわけです。要求してるんだな。

議長（阿部均君）裏づけるきちとした手続の書類等があれば提出願いたいと思います。あるのかないのか。暫時休憩とりますか。何分ぐらい必要でしょうか。（「決裁したつつうんだから決裁書だのってあんでねえの」の声あり）

この際、暫時休憩といたします。再開は7時25分といたします。

午後7時14分 休 憩

午後7時25分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。それでは、今回の延長に係る事務処理がどうだったのかというご説明させていただきます。

2月22日付で決裁のほうをとってございます。この理由としては、今議会の中でもお話しさせていただきましたが、職員の年齢分布の極端な偏在性、その後派遣職員が撤退した後の組織運営を担う管理職の人事の取り扱い等も見据えた臨機の措置として、地方公務員法と山元町職員の定年等に関する条例、適用条文は4条1項第1号ということで、先ほど町長からご説明させていただいたとおりでございまして、それをここまでの起案に至る流れとしまして、定年でやめられた課長職5人の方が実はいらっしゃいまして、その方々には、もし定年延長等々なった場合に受けていただけますかという話は事前に実は私のほうから各職員のほうにさせていただいておりました。その結果も踏まえてという起案になっておりますけれども、対象職員として同意いただいた2名の職員について定年延長でよろしいかという簡易決裁をとってございます。その中では法的な根拠とか勤務延長の期間として28年4月1日から29年3月31日までというような流れ、再任用と違いまして、延長ということで処遇については変わりございませんので、処遇については記載がないというような内容でございます。そういった手続を経て4月1日に至ったというような状況でございます。以上でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の決裁書が法に定められている、町長が定めた手続の内容と、記した書面ということになるのかな。なるとして、求められている内容については確認されているところでありますが。この決裁書って、私わからないで聞くんですが、この起案者は誰ですか、そして最終決裁者。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。起案者は総務課の人事広報班長でございます。最終の決裁者は町長でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。その流れからいくと当然総務課長も判こを押すという流れになるんでしょうか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。さようでございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺にもちょっと、もう時間もあれですから、疑問だけを指摘といいますか、確認しておきます。自分のことを自分で判こ押して定年延長、こういうこれこれの理由でいいですよというような流れになるかと思うんで、という疑問が生まれておりますので、その辺は指摘というか、私が疑問を持っているということだけの確認をしておきます。

何でということなんですが、この件についてはこれまでもやっぱり全く特例の特例ですから、やっぱり客観的に言って多くの町民にも理解していただかなくちゃダメなの。いろいろとられますからね。あれはあの町長、総務課長あれだから、んで、まだまだほかに総務課長の後任者がいるのにもかかわらず、それは理由で言っていないけれども、言ってるってか、逆な理由にしますけれども、んで少し、もう定年だったげんつとも、まずもう少し稼いでもらうべやなんていうふうに思う人も多々、多々とは言いませんが、

という心配もあるんで確認してる場所なんです。

退職特例の扱いする場合には対外的に正当な取り扱いであることを客観的に証明するようにするのが当然であると、これは町民側からすればですね。またその中身ですね、給与その他の処遇など勤務条件を決定し、対象職員に提示するためにも、辞令を交付するなど何らかの書面というのがないというのは行政としてはあり得ないという疑問を持つから確認してます。これ以上あとどうかこうかって聞きたいところですが、その辺にとどめておきます。

次に、新たな疑問で……。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。ご指摘のように辞令とか必須という形で法で定められているわけではございません。ですので、お二人には辞令のほうお渡しして、改めて延長だということをお話しさせていただきました。

それと、5人の中にお話しして2名だというお話をさせていただきましたが、お二人にはすぐ「わかった。じゃそうしますか」と言っていたわけでは実はなくて、非常に苦しい町の事情なり状況なりをご説明して、何回か面談する中で「わかった」と言っていたのが今の結果でございますので、事情だけはご了承いただければなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。改めて別な。じゃ今回5人の、今の方ね、再任用等々と、5人の方が受けていただいたということなんです、そこでやっぱりまだ疑問が解けないのは定年延長とその再任用での管理職、この間また前にも出てきましたが、その辺の違い、この取り扱いの違いというのをどう理解すればいいのか確認します。

総務課長（島田忠哉君）はい。ご質問にお答えさせていただきます。

勤務延長と再任用の違いということでございますが、端的に言いますと、勤務延長は定年に対する特例措置、特例制度。再任用につきましては、これまでも答弁させていただいておりますように、本来の制度は……。（「管理職として残ってる、その違いなの」「管理職としての立場だって」の声あり）管理職の立場ですか。ちょっと、もしお尋ねの部分と沿わないようであればご指摘を頂戴できればと思います。

基本的には、再任用であれ、勤務延長であれ、その官職、要は正職ですね、ラインの課長職につけるのかどうかという部分については、さきにも町長から答弁ありましたようにそれは何らの制限はないというふうなことで、これは特に例示をさせていただきますと、坂元支所長に再任用職員を当てるということは違法ではないというふうなことでございます。

そして、あと再任用の場合につきましては、本人のそういった希望があつて、それを任命権者である町長が妥当と認めた場合、最大1年間の期限の中で最大5年間まで延長できるということでありまして、片や勤務延長につきましては、勤務延長する合理的な理由がそこに存するというふうに任命権者が判断した場合におきましては1年を期限に最大3年まで延長できるというところで、制度的な部分の大きな相違がございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと聞き方がまずかったのかとも思いますが、定年延長、管理職がですね、してそのまま定年延長で管理職の任にとどまっていると。山元町の場合は再任用の職員でも管理職としてとどまっているということの違い。再任用は先ほど来の説明でも確認してる場所ですが、再任用の場合には、あんな、表現悪いね、6級から5級、その中での処遇がね、しかしながら責任は同じ、管理職手当多分同じだと思

うんですけれども。という違いは何なのっていう、違いね、いろいろあると思うんだ。あとまた別のことも疑問があるんだけど、そういったものに関係してんのかというふうには私なりに勝手に思っているところあるんですが。今のその辺について。

総務課長（島田忠哉君）はい。勤務延長の場合は現役での延長ということですから、処遇面含めて管理監督の部分についてもそのまま継続する。再任用の場合ですと一旦退職しての任用というふうなことでございますので、雇用関係につきましては新たな雇用関係というふうなことになります。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことではなくて、逆に言うと、同じ管理職だよ、金が一緒……、給与面では下がっから、あいつたね、違うんだね、大きく違うんだね。何で、もし管理職として登用するんだったら、何でその人も定年延長で処遇しなかったのということとかの疑問があつての確認なんですよ。本人がそう求めたかどうかは別にして。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。定年延長にしても再任用にしても職員の同意というのが基本的には前提になります。先ほど全ての職員と面談させていただいたというお話をしました。それぞれ家庭の事情、ライフワーク・バランス等々個々人のお気持ちがあるんだろうと思います。基本的に今回定年延長となった方は、定年延長でも仕事をしていただけるということで同意をいただけたのがこの2名のみだったという状況でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。逆だよ、逆の疑問を聞いているんだよ。定年延長の人は同じ給料をもらうんだからそれはそれで何の心配も何もない。再任用の方は、同じ管理職、責任を持ちながら金だけは下がると、同じ責任を持ちながらですよ、の違いは何なんですかということの確認なんですよ。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。そういう意味で、定年延長で頑張ってください、今までの知識、経験を使っただけであればという思いでお話はしたところでございますが、それぞれ個人の事情等もある中で、再任用での採用でも手伝いたいという方々がいらっしゃる今の形になっているという状況でございます。（「時間ねぐなんだ」の声あり）

議長（阿部 均君）ちょっと今、回答がかみ合わないというわけですね。（「はい」の声あり）それなら時間とめてください。再度答弁しやすいように質問願います。

副町長、理解、今の質問の趣旨がおわかりでしょうか。わかりますか。理解されたならば答弁願います。でなければ再度、遠藤議員のほうから。よろしいですか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。同じ思いでお話ししてたのかなと思って聞いておりました。もし理解が違えば申しわけございませんけれども。

そういう意味で、官職で坂元支所にいらっしゃる中で定年延長でもよかったんではないかというご質問なんだろうなと思います。その点についても、何ていうんですかね、定年延長の中で頑張ってくださいことはできませんかという話をさせていただいたことは事実でございますが、その中で本人が再任用でというお話がありました。その中でどういう形でやれば一番本人にとっても組織にとってもいいのかということを考えてやったという結果でございます。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう、逆にこれは定年延長で頑張られる方に対して大変失礼なんですけれども、いろいろこの間、財源、財政のこと等が話されてる中で、逆に言うと、再任用でも管理職は務まるんだということが事実であれば、それはできるんだということであるならば、定年延長というそういうあれでなくて、最初から同じくほかの2人の方々にも再任用の管理職でとどまって頑張ってください、よろしくお願ひ、もう

少しあと1年頑張っけてろというような、という考え、発想はなかったのかどうか。一般的に考えればそっちのほうになるのかなというふうに思うんですが、普通に考えればですよ、どうなんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。いろんな考え方、受けとめ方あるかというふうに思いますけれども、先ほど来からそれぞれ総務課長なり副町長からお話ししているとおり、私どもとしては対象者に対して一定の意向調査をしながら、その上で本人の意向あるいは町としての新しい組織をどういうふうな形で4月1日迎えるかというふうなことをトータルで判断した中での結果だというふうなことでございますので、何と申しますかね、それぞれの職員としてのこの問題に対する意向あるいは思いというふうなものも相当程度加味しながら、組織管理運営も考えながら最終的に判断をさせていただいたというふうなことになろうかなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。非常に疑問が解けないところなんです、改めてちょっと確認したいんですが、定年延長が認められるって本当にごくごく特例なわけですよ。その際客観的にも認められると申しますか、ということで、この公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときというふうに、法令の解説書ではですね、に定められているわけですが、今回の場合、この公務の運営に著しい支障が生ずると申すのはどういう状況なのか。まさか先ほど来言っているマンパワー不足とか、経験が、年齢の分布がどうのこうのとか、それが本当に著しい支障が生じると、認められると、これは客観的に認められるという意味ですか。というふうな理解でいいのかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。きょう関連するような質問をいただく中で、今、遠藤議員がおっしゃったような形での私お答えをしてきたつもりでございます。今、町が置かれた状況の中でいろんなハンデがございますので、そのハンデを乗り越えるための一つの苦肉の策と、苦肉の策の中でこういうふうな選択肢を選ばせてもらったというふうなことでご理解をいただきたいなというふうに思います。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。今の話でまたもとに戻るんですが、この今回の一連の取り扱いについて、今度嘉藤俊雄副町長に伺いたいです。

山元町議会では嘉藤副町長の選任議案に際して説明のあった「県庁職員としての経験、経歴から町行政に精通されており、町政運営の補佐役として適任と判断し同意した」というふうになってるわけですが、今回のこの我々としては異常な取り扱い、経験したこともない、しかも説明が余り理解できない、納得するのにまだまだ不十分な理由というふうな扱いについて、嘉藤副町長はどのように判断されているのか、説明、適切だと考えてるのかどうかちょっと確認したいと思います。これ嘉藤副町長の立場でいいですから、県庁職員、そういう意見で。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。まず一番の問題点というのは、定年による退職の特例というのが、古くはありながらも、なかなか、抜かすの宝刀と言ったらおかしいですけども、ありながらもなかなか使わなかったということもございまして。これは慎重厳格な取り扱いをしますよという話、また定年制度も設けた、新陳代謝であったり、後進の育成であったりと、そういった理由もある中で、ごくごく慎重にしか使えない制度であったというのがスタートだったろうと思います。

今回使わざるを得なかったという事情の話をするれば、まず、今110名応援いただけてますけれども、そのうち宮城県からいただいている職員というのが正職員で10名派

遣でいただいております。なかなか管理職を自治法派遣で出すというのは相当難しいような状況の中でありまして、宮城県からは今10名の自治法派遣のプロパー職員をいただいていると。これは本年度宮城県が被災自治体に出しているところの4分の1に該当します。その上でさらに管理職をといるところがなかなか望めないという状況の中で、さてどうやって組織を回していくのかと、この人が抜けた場合にどうなのかと。ただ、同意も必要だし、ご本人さんたちの意向も聞かなければならない。そういった事情のある中で、やむを得ない措置ではなかったのかなと思います。これが一般的な話としてできるのかという話であれば、それは違うんだらうと思います。置かれた特殊な状況ということなのかというふうに理解をしています。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。大変なところで本当に大変な仕事して、ご苦労さまと言いたいところですね。

あと、その1、2、3の中で、またもう一方のほうの定年延長者なんですけど、その方はどういった理由で定年延長の対象となったのか、このことについても確認したいと思います。これまた総務課長と同じ本当にこの大変なところ、同じところの部署をそこを抜けたら大変だということで、という理由なようなんですけど、その辺、1、2、3の関係から言うとどの項に当たるのか。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。4条の1項1号ということで、2人とも同じ条文の中で考えさせていただいておりました。

9番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺で、もうあとはこの運用解釈で、解釈の違いだろうと。しかし、これは本当に条例違反に近い解釈ではないかということ、これは後々時間をかけて、必要であればその辺は今後も引き続き追及していきたい、確認していきたいと思います。

もろもろこの件、いろいろあります。さらにいろいろあるわけですが、最終的にもとに戻るといふか、処分の内容ですね、この公表された。この件が非常に理解できない、一連のきょうお話しした情報公開から何から。まだまだ対象になるべき人がなっていない。この間明らかになったのは、情報公開の関係で先ほど来確認してますが、やることやってないんですよ、総務課長も。こういうことで本当申しわけないんですけども、監査、監査つつうか、審査会のあれ、責任者という、審査会、審査会だな、懲戒処分だね。やってないと、確認して。どの程度の内容の審査をしてああいう結論を出したのかということが非常に疑問が大きく残ってしまうということです。それからやっぱり、そういう疑問を大きく呈しておきます。

先ほどの一番最初に戻る、なぜ5月31日なのか、町長決裁が。これは当然普通に考えれば、あの工事費未払いと同じ日に審査して結論出してるんですから、3月16日に当然決裁して公表する内容のものじゃないですか、工事費未払いについてはそこで決裁してるんですから。その辺どうですか、町長。

副町長（嘉藤俊雄君）はい。確かに必要以上の間があいているというふうに受けとめられてもやむを得ないような間隔になっているわけでございますけれども、これについては処分の対象者になった者が4月1日での人事異動もあったというふうなこともございまして、いわゆる任命権者が異なる場合についてはそちらのほうでの一定の諸手続も必要だというふうなこともございまして、4月の年度始めというふうなこともあって残念ながら必要以上の時間も要してしまったということ、5月末というふうになった側面もあるとい

うふうなこともご理解をいただければというふうに思います。

いずれにしても、大変いろいろとさまざまな案件がございましたのに加えて、私自身のけじめをつけるタイミングの問題もあつたりもしまして、これはやはり全体、トータルとして身の処し方を考えていかないとまずいだらうと、そういうふうな思いもございまして、多少決裁の日付が延びたというふうな、そういう嫌いもあるというふうなこともあわせてご理解をいただければというふうに思います。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。延びたと。ちょっとその理由についてはまだ理解できない、納得できない内容ですが。

延ばしたんですから、この処分をもう少し、もう一回見直すと、この間生まれてきた事実に基づいて。今このままで、あと何もなしつたら、本当に一部の人たちだけが大きな処分を、重い処分を受けて、それに関係してる人たちには何らそういったものが、の内容のものになってない。この辺、いろいろ立場立場あるでしょうから、あるでしょうからね、せつかく来ていただいて頑張ってもらってる人に私は強く求めるものはないんですが。その辺もう一回見直して、この処分のね、そしてちゃんと事実を精査して、今までの流れね。だって、認めて、その情報公開の任期切れと、あと審査請求ね、これどこに行っても認められないよね。もしこれが認められるんだつたら議会なんかねくてもいい。本当にもうやりたい放題のことがこの山元町ではできるんだということを町外にみんな発信するようなことになりますよ。

あと公表の時期の関係も、これも基準に沿ったものになってるかどうか。報道にまず公表というか、公表基準って山元町で自分でつくってる公表基準あるんですよ、公表の方法、報道機関への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。こういったことも実際やられてきたのかどうかということとか。

これから、この件についてはまだまだ精査というか、調査といいますか、確認しなくちゃならないことが生まれました、きょう。やっぱりこれもう一回やっぱり見直して、その後でこの処分というのは、私はその後でいいと思うんですが、一切合財こういうのやって、して身をきれいにして、そして新たなスタートするというふうに今考えるわけですが、町長、いかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私としては、先ほどから申し上げているとおり、大変申しわけない事案が重なってございましたので、この間いろいろと熟慮を重ねてきたところでございます。そういう中で、うちの町のこれまでの同種の取り扱い事例がどうだったのか、あるいは県内外の自治体の取り扱いがどうだったのか。必ずしもぴったし当てはまるという事例があるわけではございませんけれども、やはりそうしたものの一定の均衡というふうなものも加味しながら相当熟慮した中で今回私自身のけじめをつけたいと、つけさせてもらいたいというふうなことで整理をしてきたところでございますので、今、遠藤議員からいろいろとまたご指摘いただいた部分もございましてけれども、その点も含めて対応をさせていただく内容というふうなことで今回考えているところでございます。

9 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の町長のその姿勢はそのとおりといいますか、あれなんです、やっぱりかかわった人たちのね、非常に重要な底の深い話になってますよ。こうなるともうほかの職員の人たちも戦々恐々、恐怖政治で、というような状況になる。何を言われて何をされるかわからないというような状況も、このことを解決していかないと、整理していかないとそういう状況がずっと続くと。いうことがないように、みんな伸び

伸びと仕事をしていただけるように、その辺を整理する、すべきだというふうに思います。ぜひこの件につきましては改めて精査して、新たな処分内容ですか、をきちんと決めて、そして公表するという事で求めたいと思います。

議長（阿部 均君）回答は要りませんね。（「もういがんべ」の声あり）
9番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、6月16日午前10時開議であります。

本当に長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後7時53分 散 会
